

平成 28 年 第 2 回

定 例 会

議 会 会 議 録

小 国 町 議 会

第 1 日

平成28年第2回小国町議会定例会会議録

(第1日)

- 1. 招集年月日 平成28年 6月14日(火)
- 1. 招集の場所 小国町隣保館
- 1. 開 会 平成28年 6月14日 午前10時03分
- 1. 閉 会 平成28年 6月14日 午後 3時38分

1. 応招議員

1番 穴井 帝史 君	2番 大塚 英博 君
3番 北里 勝義 君	4番 高村 祝次 君
5番 児玉 智博 君	6番 時松 唯一 君
7番 穴見 まち子 君	8番 松崎 俊一 君
9番 熊谷 博行 君	10番 時松 昭弘 君
11番 松本 明雄 君	12番 渡邊 誠次 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 穴井 帝史 君	2番 大塚 英博 君
3番 北里 勝義 君	4番 高村 祝次 君
5番 児玉 智博 君	6番 時松 唯一 君
7番 穴見 まち子 君	8番 松崎 俊一 君
9番 熊谷 博行 君	10番 時松 昭弘 君
11番 松本 明雄 君	12番 渡邊 誠次 君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小田 宣義 君 書記 澁谷 広美 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 北里 耕亮 君	副町長 桑名 真也 君
教育 長 北里 武一 君	総務課長 松岡 勝也 君
教委事務局長 横井 誠 君	政策課長 清高 泰広 君
産業課長 澁谷 洋典 君	情報課長 佐々木 忠生 君
税務務長 北里 康二 君	建設課長 佐藤 彰治 君
住民課長 河野 孝一 君	福祉課長 木下 勇児 君
保育園長 梶原 良子 君	会計管理室長 藍澤 誠也 君

会議録署名議員の氏名

議長は今期定例会の会議録署名議員に次の2名を指名した。

5番 児 玉 智 博 君

8番 松 崎 俊 一 君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を 6月14日から 6月17日までの4日間とする。

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 開議議事日程

午前10時03分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過 (h. 28. 6. 14)

議長（渡邊誠次君） 皆さま、おはようございます。

平成28年第2回小国町議会定例会を開催する旨、御案内を申し上げましたところ、議員各位におかれましては何かと御多用の中、御出席をいただきましてありがとうございます。

それでは開会に先立ちまして北里町長より御挨拶をいただきたいと思っております。

町長（北里耕亮君） 皆さんおはようございます。平成28年の第2回の小国町議会の定例会にお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

まず、先日からの平成28年熊本地震、4月14日、16日において、改めまして被災を受けられました方々にお見舞いを申し上げたいというふうに思っております。

さて、6月1日に全員協議会を開かせていただきましたけれども、そのときにも地震の報告をさせていただきました。今回の6月議会の主な部分についても、地震に関することが多い部分でございます。その地震について、議会の皆さま方からも様々な御心配、御助言いただきましたこと感謝を申し上げたいと思っております。そして、今回の6月議会、会場がここ隣保館ということで議会の皆さま方にも御不便をお掛けしていることを申し訳なく思っておりますが、この議場の部分についても方向性を早急に見いだしてまいりたいというふうに思っておりますので、様々な御意見をまたいただきたいというふうに思っております。

さて、今6月議会でございますが、お手元に議事日程があると思っておりますけれども、専決処分事項が3件、条例の一部改正が2件、平成28年度の小国町一般会計の補正予算、それと平成28年のそれぞれの特別会計補正予算、そして人事案件といたしまして、人権擁護委員の推薦につき意見を求める部分等が上程をされております。また、一般質問も明日、明後日というふうに予定をされております。様々な御意見など賜りたいというふうに思っております。どうかよろしくお願いを申し上げます。

議長（渡邊誠次君） ありがとうございます。

ただいま出席議員は12人です。定足数に達しておりますので、平成28年第2回小国町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時03分）

議長（渡邊誠次君） 本日の議事日程については、お手元に配付してあるとおりでございます。

議長（渡邊誠次君） 日程第1、「会議録署名議員」を指名いたします。

5番 児玉智博君

8番 松崎俊一君

をお願いいたします。

議長（渡邊誠次君） 日程第2、「会期の決定」についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期については、去る6月6日に議会運営委員会が開かれ、会議規則第77条の委員会報告書のとおり、本日6月14日から6月17日までの4日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月17日までの4日間と決定いたしました。

本会議は、本日と15日と16日に開くこととし、もし会期を待たずに議了したときは、そのときに閉会をしたいと思います。

4番(高村祝次君) 動議の議長不信任案の動議の提出を求めます。

議長(渡邊誠次君) ただいま4番、高村議員より議長不信任案の動議が提出されましたが、賛成の方いらっしゃいますか。

所定の賛成がございますので、ただいまの動議は成立をいたしました。この動議を日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることについて採決をいたします。この採決は挙手により行います。

本動議を日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長(渡邊誠次君) 挙手多数でございます。

よって、本動議を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

議長(渡邊誠次君) ここで暫時休憩をいたします。10時10分から再開いたします。

(午前10時06分)

副議長(穴井帝史君) では、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時10分)

副議長(穴井帝史君) 議長に代わりまして私がこの職務を行いますので、よろしくお願いいたします。

地方自治法第117条の規定により、渡邊議長の退席を求めます。

(渡邊議長 退場)

副議長(穴井帝史君) 追加日程第1、議長不信任案の動議について提出者より提案理由の説明をお願いいたします。

4番(高村祝次君) 議長不信任案の動議、地震後の議会の対応のまずさについて。改選後1年余りになりますけれども、この間町民からいろいろな心配事、不満など聞かされてまいりました。今

の議会の在り方、姿を見て非常に町民の方は心配をしておられました。この間、広報委員の研修におかれましても、議長、今までは経費を削減するため、やはり議員が自ら先頭に立って経費を削減していかなければならないということで、議長が研修会に行くなどは今までなかったことですけども、渡邊議長になりまして、昨年、広報研修会に同行するなど、議会の進行のまずさも目立つところでございます。中でも今回の地震において、1日の全員協議会が開かれるまで、議員からそれぞれ意見を聞くこともなく、また、執行部の言うままの全員協議会でございます。議長としての認識の甘さがあるかと思えます。今回の議長選におきましては、昨年の当選授与式のときにですね、松崎議員の方にそれぞれ議員が集まりまして、6名ぐらい議員が集まったというふうな話を聞いておりますけれども、その中でも社会福祉協議会、現されております奴留湯君、あるいは辞められた北里君なども参加して議長選に加わったというようなことでございます。そういうことも非常に町民の方も情報が流れてですね、非常に議会の不審を抱いているところでございます。いろいろと私も言いたいところですが、このことについて賛同される議員の方もいらっしやると思えますので、まずはこの動議について議員の皆さんの良識のある御賛同をお願いしたいと思います。

副議長（穴井帝史君） 提出者からの提案理由の説明が終わりました。

それでは、ただいまの議長不信任案の動議に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5番（児玉智博君） 突然のですね、議長不信任の動議が提出されたわけでありまして。基本的にやはりこういう議長不信任などというですね、重要なこういう議題について、事前に議員間での話し合いなんかを基本的にすべきではないかというふうに思うのです。それで、今縷々提案理由が述べられましたが、やはりこの地震後の対応という点で議会を集めなかったということを言われましたけれども、しかしですね、やはり基本的にこういう議会の招集権というのは町長にあるわけで、もし集めて執行部が説明するのが遅かったというのであれば、それは議長の責任というよりは、私はそれは執行部側の責任のほうが重いのではないかと思うのです。また、同時に議会招集権というのが、招集の請求権というのが議員にはあって、この小国町議会の場合は2名が招集するように求めれば集めなければならないというふうに、これは地方自治法に基づいて決まっているわけですが、もしそれを議員がしていたのに集めなかったというのであれば、それは当然議長の責任が問われてですね、それは不信任に値すると思えますが、そういう事実があったのでしょうか。

4番（高村祝次君） そういう中で、今回議員提案で松本議員のほうから出ておりますけれども、そういうことはですね、議長に対して何らかの形でわかるようにという思いもしまして、産業委員会の委員の連名で提出するものでございます。

5番（児玉智博君） いや、私が確認したのは、議会招集の請求権を行使したかということなので

すよね。それはなされた上での今回の動議ということですか。

4 番（高村祝次君） 今までですね、こういう例はなかったかと思えますけれども、やはり今まで常にそういう勉強会とかいうことを、5月11日ですか、やっておりましたけれども、やはりそういうことを議員から言われなくてもですね、議長が自らやるべきということを私は思っております。

5 番（児玉智博君） 請求はされていないということです。それで、やはりそれは逆にこの震災後の対応の一人ひとりの議員の活動というのもこれは同時に問われてくるんじゃないかというふうに思います。それで基本的に、私も含めて議会の招集というのは要求をしまりませんでした。しかしですね、それぞれの議員がそういう被災されたところに向いてとか、そういうふうにしてお話を伺って、それで適宜ですね、やはり私も文章でもまた口頭でも執行部へ地震の対応というのを求めたりしたのですが、それぞれ議員の方はそういう活動もされていたと思います。そういう中で今回提案された、今後提案される補正予算にもそういう議員の提案なんかも反映した上での十分不十分はですね、それぞれ議員が判断することですが、そう反映されている部分があるというふうに思うのです。実際、こういう動議で出されてもですね、何で今まで議長が議会を招集しなかったのかというような、そういう理由を尋ねることもできないし、議長にそういう弁解の余地も与えないというのが、果たしてこれが町民にとって利益といえるのだろうかというふうに思うわけです。そこでですね、やはりそういう動議として出す前に、議員それぞれの信頼関係なんていうのは双方向ですから、やはりこっちが信頼関係を築こうというような努力をしなければ、つくることができないと思うし、こういう動議での出し方というのはそういう信頼関係づくりに本当に逆行して、逆に信頼関係を崩すようなことにすらなるのではないかと思うのですが、そういう動議以外でのやり方というのは検討されなかったのでしょうか。

4 番（高村祝次君） そういうことはですね、本人やはり議長、副議長、議運、それぞれがですね、連携を取ってやはり私はやるべきと。今までの小国議会においてはそういう連携のもとに行われていたと。災害のあるたびにそういうことで、執行部が議会を招集しなくても議員で連絡を取りながら招集をかけていたというのが事実でございまして、今回もそういうことで議員だけ集まっているいろいろな情報交換があるのかなということを期待しておりましたけれども、全然そういうこともなく終わったということですから、この前全協が終わったあとに今回の補正予算が出た時点で、どこが本当に補正予算に上がっているのか、議員の方は見られたのかということで執行部に投げかけて実施されたというようなことございまして、やはり仲間を崩すというようなことじゃなく、改めてやはり議長、副議長、議運の重要さを私は求めているわけでございます。

5 番（児玉智博君） おっしゃるようになりますね、そういう議長とか副議長、あとは議会運営委員長、常任委員長と、その職責が重いというのは私も共通するところなのですが、しかしそういう限られた人たちだけで議会運営の方向性なんか決めていってしまうと、この議会の民主的な運営と

いうのはできないというふうに思うのです。やっぱり議員一人ひとりが意見を言って、それを吸い上げていってもらわないと町民の利益に叶う議会活動というのもできないのではないかと思います。この点について何か御感想なんかあればお聞かせください。

4番（高村祝次君） 確かにですね、町民が話を聞いて惑わされるというようなことはないと思いますけれども、やはり目的は一つでありまして、町がよくなるためには町長も議員も一つだと、それぞれ議員のそういう考えのもとに行って、委員会だけで議運の中で話されて議員の意見が聞けないということは、そこで決まるということではなく、やはりもちろん議会でいろんなことを話してゆくわけですから、そういう限られたところで決まっているというようなことは私はないというふうに思っております。

10番（時松昭弘君） 10番、時松ですが。今ですね、動議が出されましたが、この議会の震災後の対応につきまして、地震があったあと私もあちこちを一応視察をしてみました。その中で5月11日の勉強会等があったわけですが、議会の今招集権の話が出ておりましたが、確かに一応2名以上が議長に申し入れをすれば議長がそれをできるということは、法の中で決まっているわけです。私も現状を見て、このままでは議会としての対応を早急にしたほうがいいのではないかと、これをですね、震災後に勉強会を中止したあとに議会事務局を通じて申し入れをしておきました。しかしその後も何も議長がそうした形で全然対応がないということですね、今回も今動議について出されましたけれども、これから先のやっぱり実際私がもし議会が集まってやるとすれば、そのときに意見を申し上げようかと思えますと言ったらあれですが、そういう機会もないままに今日まで来たということです。

というのが、今各大字が6大字ありますけれども、6大字の選出の議員がおられます。そしてそこをですね、例えば3班体制ぐらい、例えば4人で3班体制を小国町の震災の状況を議会の目としてやっぱりはっきり自分たちの目で見て、そしてまたそのことを執行部に提案をして予算化をしていただくと。今回の補正も出ておりますけれども、これはいろんな形で各議員の方たちがそれぞれの思いをですね、執行部のほうに伝えていったわけですが、本来ならば私たちがやっぱりこの前も申し上げましたが、選挙で選ばれて、公選で選ばれた以上はその責任というのはやっぱり議会があるわけです。その議会があるということになりますと、やっぱり議会が議員からそうした申し出があればやっぱり真摯に受け止めてそういうことで議会を、そういった震災対応の視察をする、そのことについていろんな予算化をどういう形に持っていくのかということが議会としての大きな責任であるというふうに私は考えております。

以上です。

副議長（穴井帝史君） 質疑におかれましてはですね、不信任案の動議に対する質疑でございますので、ほかに質疑のある方おられませんか。

6番（時松唯一君） 6番、時松です。不信任の動議に賛成の立場で申し上げますが、熊本地震も

ですね、今日で丸2カ月と。

副議長（穴井帝史君） 時松議員よろしいですか。ちょっと今言われたようにですね、動議に対する質疑ですので、賛成の質疑は討論のほうでできればお願いいたしたいと思います。

ほか、質疑のある方おられませんか。なければこれより討論に入りたいと思います。討論のある方。

6番（時松唯一君） 6番、時松です。私は不信任案動議に賛成の立場であります。申しますのは、今日で熊本地震も約2カ月ですね、2カ月が経ちまして、2回の地震に遭われて大変だと、そういう中において1カ月後ぐらいにはですね、やはり少しは落ち着いたかなと。各議員も各自各自が益城あるいは西原、阿蘇に行ってますね、ボランティアとはいきませんが、その程度の手伝いは各々やってきたところでありまして。ただこれはですね、各々の議員としてやったものもありますし、個人としてお手伝いをしたとそういうことがありまして、これがまとまった議員の打ち合せの中ですね、議員としてやれたら大変相手方も助かったのではなかろうかと。今後の方策、政策、施策にもですね、非常に助言にもなったのではないかなと非常にその時点で残念に思いました。今私が思うにはですね、やはり今だから議員が一致団結して今の小国町の被災の状況も多分3分の1ほどです、目に見えているのはですね。私たちが回った中では、執行部から聞いた中以上のものがございまして。また、罹災証明等々についてもですね、判断の未熟さがあるというふうに私は理解しております。そういう中においても議員の質の向上も大切です。執行部も同じことですが、議員がなぜできるときに会議を開き、小国町のことがまずは大事ですが、まず小国町、それから阿蘇がひとつというのであればですね、やはりそこら付近は皆さんで協議・討議をし、やるべきものであったかと確信しております。災害というものはやはりトップダウンでいくものです。町長はマイクを握りですね、そして指示をしていく。そうすれば、執行部も職員たちもやはりそれに付いて一生懸命やっていく。議会も同時です。議会も議長がやはりトップであれば、トップダウンでやればですね、議員も回っていくというふうに私は思います。そういうことを申し上げまして賛成の立場で討論します。

以上です。

副議長（穴井帝史君） ほかに討論ございませんか。

8番（松崎俊一君） 8番です。反対の立場のほうから。議会に対するですね、いろいろな御意見が町民の皆さまからあることは確かなことだろうと思います。議員の我々もいろいろ聞いていることもあると思います。そのことは私は議会全体ですね、受け止めたいと思います。

以上です。

5番（児玉智博君） それでは、この動議に対する私の意見を表明したいと思います。先ほども口頭で議会事務局には議員が集まるべきだという申し入れをされたという、質疑の中で発言がありました。しかし、やはり議会を招集するように要求するのであれば、やはりきちんと文書という

形で議長名に宛ててやるのがそれが大原則だというふうに思います。口頭での招集要求というのは基本的に、一般的にどうか、地方議会の常識等からするとありえないのではないかというふうに思います。

さらに震災後の対応ですが、やはり議長としてリーダーシップを発揮するのであれば、やはり議長判断で集めるというのもありだと思っておりますが、なぜそういう判断に至らなかったのかというその理由というのは、今全くわからないままであります。これではこの動議に対する態度の決定する上での材料がないと言わざるを得ません。また、経費削減や発議会前の縷々そういう出来事があったというのが提案者から提案理由で述べられましたが、しかし、それを検証する上での材料というのありませんので、発議会前のですね、出来事が一体どういうことだったのかとか、そういうのはまだ明らかになっていない以上、私としてはこの動議に対する態度表明はできませんので棄権させていただきたいと思っております。

副議長（穴井帝史君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

副議長（穴井帝史君） なければ、討論を終結いたします。

採決の方法についてお諮りいたしますが、人事案件でございますので、無記名投票による採決を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（穴井帝史君） 異議なしと認めます。

よって、採決は無記名投票による採決に決定いたしました。

それでは議場の閉鎖を求めます。

（議場閉鎖）

副議長（穴井帝史君） では、立会人に3番、北里勝義君、8番、松崎俊一を指名いたします。

投票用紙の配付をお願いいたします。

（投票用紙配付）

副議長（穴井帝史君） それでは投票箱を改めます。

（投票箱の点検）

副議長（穴井帝史君） 異常なしと認めます。念のため申し上げますが、不信任決議案に賛成の方は○、不信任決議に反対の方は×で記入をお願いいたします。自己の氏名は記入しないでください。また、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

（配付漏れなし）

副議長（穴井帝史君） 投票用紙の配付漏れはなしと認めます。では、2番議員から順次投票をお願いいたします。

(投票)

副議長（穴井帝史君） 投票漏れはございませんか。

(投票漏れなし)

投票漏れはなしと認めます。

それでは、3番、北里勝義君、8番、松崎俊一君の立会いをお願いいたします。

(開票)

副議長（穴井帝史君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 9票

有効投票 9票

無効投票 0票

有効投票中

賛 成 5票

反 対 4票

以上のとおり、本動議は賛成多数で決議されました。

副議長（穴井帝史君） 議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

副議長（穴井帝史君） 渡邊議長に採決の結果を報告いたします。

投票総数9票、うち有効投票9票、無効投票0、議長不信任決議案に賛成票が5票でございます。反対票が4票ということで決議案が採決されましたので、渡邊誠次議長に御報告をいたします。

では、議長に議長席を交代いたします。

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

再開に先立ちまして、一言だけ申し上げます。私は議長の地位は議会全体の権威と結びつくものと思っております。議長の中立性と尊厳性を保つためだということも重々承知をしております。まずは不信任案の動議が提出されたという事実、それから、そしてその採決の結果を真摯に受け止めたいというふうに思っております。今後も議長の職務遂行にあたっては、冷静に公平に会議原則に則って議会の運営にさらに力を入れてまいりたいというふうに考えております。

それでは、日程第3、「承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（専決第1号 小国町税条例等の一部を改正する条例）」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

税務課長（北里康二君） それでは、日程第3でございます。議案集を読み上げさせていただきます。

承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、下記専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成28年6月14日提出

小国町長 北 里 耕 亮

関連でございます。

専決第1号 小国町税条例等の一部を改正する条例について

小国町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成28年3月31日専決

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

それでは内容についてですね、御説明させていただきたいと思います。前もって配付がっておりますが、総務課資料平成28年第2回小国町議会定例議案（条例）というのがございますが、税務課資料のほうを配っております資料1ですね、前回は御説明で使わせていただきましたけれども。今回の専決処分による税条例の改正におきましては、国の地方税法の一部を改正する法律、地方税施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成28年3月31日にそれぞれ交付され、平成28年4月1日より施行されることに伴い、税条例の一部を改正するものでございます。

今回専決につきましては、4月1日以降にですね、関係のある条例の部分ということになります。右肩、専1とありますのが、先ほどついていると思いますが、条例本文でございますけれども、資料のほうで新旧対照表でですね、説明させていただきます。

まず、第1点といたしまして、1ページですね、資料（1）税務課とあるものです。行政不服審査法の施行に伴う改正です。左側が改正後、右側が現行、アンダーラインで表示しています。まず、改正前この審査法の関連に関しての文言ですけれども、不服申立てという表現だったのですけれども、これが審査請求というふうに改正されていますので、その関連におきましてこの部分が不服申立てから審査請求と改正されます。それから、1ページ第56条でございます。改正前ですが、右側のほう、「又は第12号の固定資産」があるのですが、改正後は同文に続けまして、「又は同項第16号の固定資産」これはどんなものかと申しますと、「独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る」というふうな文言が非課税の固定資産に追加されるということになります。

関連いたしまして、2ページの第59条ですね、申し訳ございません。これは先ほどと一緒に、改正前「又は第12号」となっているのですけれども、それに同文に「第16号」というのが追加されるということでございます。2ページですね、真ん中にも線が引いておりますけれども、これは独立行政法人労働者健康福祉機構という名前が、健康安全機構というふうに左が変わって

いるという、名称が変わりましたのでそのようになっているということになります。

続きまして、3ページでございます。これは新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告において添付書類ということで、改正前、「熱損失防止改修工事に要した費用」、その改正後は同文に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」が文言として追加されます。これはいわゆる断熱ですね、窓の断熱だとか床の断熱、熱を損失しない省エネの工事というものでございまして、それに対して添付の書類が、もし国の補助金とかを受けたらですね、それがわかる書類を添付してくださいということで、補助金の額は総額からちょっとその数字が引かれるというような内容でございます。

続いて、4ページです。これはですね、これ以降は町たばこ税に関する経過措置に伴う規定の整備ということで、本件は昨年12月に一部を改正する条例がありまして、3級たばこ品、エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバットが軽減税率化ではなくて、普通の税率に段階的に上がっていくということになりました。それに伴って細かい文言の改正があります。

以上です。

議長（渡邊誠次君） これより承認第2号について質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

承認第2号、専決処分事項の承認を求めること（専決第1号、小国町税条例等の一部を改正する条例）について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、承認第2号は承認することに決定いたしました。

議長（渡邊誠次君） 日程第4、「承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（専決第2号 小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

税務課長（北里康二君） 議案集の2ページをお願いいたします。

承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、下記専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成28年6月14日提出

小国町長 北 里 耕 亮

専決第2号 小国町国民健康保険税条例の一部改正する条例について
小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分とする。

平成28年3月31日専決

小国町長 北 里 耕 亮

それでは、同じように資料(2)とあります税務課です。税務課資料(2)でございます。本条例も税条例と同様に国の地方税制の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令、平成28年3月31日にそれぞれこれも交付され、平成28年4月1日より施行されるということに伴いまして、国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。改正条例本文は専決2というところで別添があると思いますが、説明資料といたしましては、税務課資料(2)と記載してあります新旧対照表をもとに主な改正点を説明したいと思います。

改正内容は本年平成28年度の国民健康保険税についてですね、一つが課税限度額の引き上げ、二つが5割軽減、2割軽減の基準額の見直しを行うものでございます。改正点にアンダーラインで表示しております。1ページ2項でございますが、基礎課税額が右側の課税限度額「52万円」が「54万円」、同じく3項の後期高齢者支援金課税額が右側の改正前「17万円」が「19万円」という、この改正に伴い、23条は同様にその金額に改正されるということです。

続いて2ページです。減額の措置に係る軽減の判定所得に関する所得基準の変更でございます。5割減額は右側の改正前「26万円」が、左側の改正後「26万5千円」に。2割減額が右側の「47万円」が左側の「48万円」に改正するというところでございます。内容的にはですね、所得の多い方に課税限度額を引き上げ、それから5割軽減だとか2割軽減の基礎額を、軽減の受ける幅をですね、少し広げるように上げたというような内容でございます。

それから新旧対照表のほうの3ページ、2項、3項とありまして、これに「削除」というのがございますが、これについてはですね、2割軽減について申請書を出すというような記載があったのですけれども、これは自動的に認められるようなことになるということですね、その2割軽減に対して、そういう書類は出さなくていいよということで削除と。2項、3項は削除ということになっております。

以上、説明を終わります。

議長(渡邊誠次君) これより承認第3号について質疑に入ります。

5番(児玉智博君) 今説明があったようにですね、これが4月29日に地方税法施行令が改正する政令があったことに伴う、国が上が変わったから、上という言い方は違うかもしれませんが、国のそういう政令が変わったことを受けて、小国町の条例を改正するということでありますが、ちょっと何点か、4点ほど確認したいと思います。限度額到達所得がどのようになるかということ

ころですね。厚生労働省によると単身世帯で4方式の場合、780万円から820万円であるというふうになっておりますが、ただ全国の中でも小国町の所得は低いほうにありますので、これよりも若干高くなるのかなというふうに思っておりますが、どのようになるか御説明をお願いします。そして、この限度額が引き上げられることで影響を受ける世帯数とその世帯割合、これもお答えください。それとこれを引き上げることによる増収見込みを幾らほどに試算してらっしゃるのか。3点目、軽減世帯数ですね、この数とこの軽減額がどういうふうになるのか、以上4点説明を求めます。

税務課長（北里康二君） すみません、まず、課税限度額、これに対してなのですけれども、54万円ということでおよそ21世帯。後期高齢者の場合が7世帯。5割軽減の対象というのは200世帯。それから2割軽減のほうが191世帯と。

5番（児玉智博君） できれば聞いた順番に答えてもらおうと助かるのですけれども。まず、限度額到達所得が幾らになるか。

税務課長（北里康二君） 限度額到達所得が。ちょっと時間をください。

5番（児玉智博君） はい、わかりました。

議長（渡邊誠次君） それではここで暫時休憩をいたします。11時10分から会議を再開いたします。

（午前10時56分）

議長（渡邊誠次君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

5番（児玉智博君） 先ほどの質疑の確認なのですが、まず、1点目がですね、限度額到達所得がどのようになるかということ。2つ目がその影響を受ける世帯数とその割合。3点目、引き上げられることによる増収見込みが幾らぐらいかということ。そして4点目が軽減ですね、軽減世帯数がどのようになるか。それとその全体での軽減額がどういうふうになるかという、以上4つですね、質問の順番どおりに答えていただくと分かりやすいですのでよろしくお願いします。

税務課長（北里康二君） 一番目の限度額はどれぐらいかということでございます。これについてはですね、約700万円の所得がとわれますということです。世帯数ですが、その限度額のほうに関しましては21世帯です。これは本査定が始まっていませんので数字は変わるかもしれませんが、数にして1.4%ぐらいになります。それから3番目の増収見込み、先ほどの限度額の受ける世帯数が21世帯ですので、これが2万円上がりますと、42万円のそこは増が考えられます。それから軽減世帯数でございますが、5割が200ですね、2割が191ということで、5割で繰り上げて13.3%、2割がですね12.7%というようなことになります。

以上です。

5番（児玉智博君） 軽減額は。

税務課長（北里康二君） 軽減額についてはですね、もちろん世帯数が若干増えてきます。これによってですね。当然増えてきますけれども、増えていっても若干の変化しかないかなと、大きい金額ではないかなというふうに推測というところで答えさせていただきます。

以上です。

5番（児玉智博君） では、今の答弁から考えるとですね、やはり政府はだから所得の高い人からお金を取って、その分低所得の軽減に回して、そういう暮らしが厳しい人を助けましょうということでこれをやるのだというふうに言っているわけですが、ただ今答弁されたのでは、42万円税収は増えるけれども軽減額というのはほとんどないと。では一体これは何のためのこの低所得者対策なのだというふうになると思うのですよね。やはり私もこの間言っているとおり、市町村国保が厳しいのは国庫負担をこの間引き下げ続けてきたためであって、そしてまた、今までの自民党政治の失政によってですね、暮らしが大変厳しくなって、だから所得が増えないから税収も増えないというそういう流れにあるのだというふうに思うのですよね。だけど、今の政府はそういうところには抜本的にはメスをいれないまま、負担の大きい人からお金を取って、それで低所得者を助けなさいというやり方で、この間4年連続でこういう上限額の引き上げというのはやられ続けているのですが、こういう政府の考え方について小国町行政としてはどういった感想をお持ちでしょうか。

税務課長（北里康二君） 御指摘のとおりですね、4年連続このように地域を鑑みながらやっているけれども、それが本当に低所得者のためになっているかというところでございますが、段階的に少しずつ引き上げながらということと、保険税というのは全く別個といいますか、保険税という保険者がいて運営者がいてということでございます。その所得を増やすということ、これは地域経済の振興、いろんなことも含めましてですね、経済の活性化ですね、そういったことも含めながらのこともバックにはあるのかなと思います。

税のほうに関しましては、基本はこの数字、いわゆる国が示す数字あたりを超えてはならないという地方税にもありますので、その中で取り組んでいるということでございます。

5番（児玉智博君） やはりこういう多分恐らくですね、この国の言うとおりにどんどんやっていった場合、やっぱり年間の国民健康保険税額がいずれは100万円を超えるような、そういう高負担なことにもなりかねないというふうに思うのですよね。だから、やっぱりこれは国の言いなりで、国からこうしなさいという、政令が変わったらそのとおりにやっていくようなやり方を続けていけば、やはり地方創生なんてありえないし地域の未来なんかはないということをおし上げて質疑を終わりたいと思います。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

5番(児玉智博君) 私は承認第3号専決処分事項の承認を求めることについて、専決第2号小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論を行います。

保険税の賦課限度額を引き上げるというものであります。現行の限度額は基礎賦課分52万円、後期高齢者支援金等分が17万円、介護納付分が16万円、総計85万円です。これを89万円とするものであります。後期高齢者支援金が導入された2008年度は68万円でした。8年間で17万円の引き上げとなります。厚労省は低所得層、中間層に配慮したものと説明し、執行部も所得の高い方が保険税が上昇する一方で、一定以下の所得の方が所得割が下がることで、保険料の軽減効果が得られるというふうな説明であると思いますが、しかし、実態は質疑の答弁でも明らかになったように42万円増収の見込みがあるけれども、軽減額はほとんどないというような答弁でありました。そもそも配慮というのであれば、国の国庫負担率を大幅に引き上げ、国民の負担を軽減するのが筋ではないでしょうか。地方自治体が国の言いなりで限度額を引き上げるだけでは、現行の国のやり方を裁量と認めることになるのではないかと思います。政府に対して無批判にただただ言われるままに条例を改正するのであれば、政府の下請け機関になってしまうのではないかと思います。国保の財政難と国保税高騰を招いた根本原因は、国庫負担の引き下げにあると思います。歴代政権は1984年の国保法改悪で医療費に対する国保負担率を下げたのを皮切りに、国保に対する国の責任を次々と後退させてまいりました。その結果、国保の総収入に占める国庫支出割合は1984年度の49.8%から2010年度には25.6%に半減しています。こうした国庫負担の削減により、本町でも国保税の値上げとして被保険者の負担増へとつながったわけであります。不況や過疎化により、主な被保険者である農林業や自営業者の経営難と相まって、もはや適切な国庫負担なしには成り立たない状況にまできております。ところが、歴代政権は先に述べたように国庫負担を削減し続け、国保世帯の構造的変化、貧困化のもとでもそれを見直そうともしませんでした。この二重の失敗により財政難、保険税高騰、滞納増という悪循環に陥っています。これらの失政により、国保は住民の医療保障という本来の役割を大きく後退させ、逆に重い負担や過酷な滞納回収で住民の生活と健康・命まで脅かすという本末転倒が広がっています。

今熊本は県全体を挙げて、震災からの復旧・復興に立ち上がらなければならないときです。地震発生以来、観光客の減少をはじめ、影響は県全域に広がっており、町内自体の被災は比較的小さかった小国町にも深刻な影響を及ぼしております。そのような中、小国町では特に震災の影響を受けている自営業者が加入している国民健康保険の税負担を増やすなど、復興に冷や水を浴びせる行為にはかからないのではないのでしょうか。本町におかれましては、今年度の税率は熊本地

震を受け、引き上げることなく据え置くという判断をされたことについては、一定の評価をするものであります。しかしながら、その上で私としては小国町が福祉の機関として、さらなる復旧・復興に取り組み、町民の健康と暮らしを守る気概を示していただきたいと思っております。さらにその上で政府に対して、健康保険制度の抜本改革を迫るべきだと思っております。

以上述べまして、反対討論といたします。

議長（渡邊誠次君） ほかに討論はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

承認第3号、専決処分事項の承認を求めること、専決第2号、小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（渡邊誠次君） 挙手多数でございます。

よって、承認第3号は承認することに決定いたしました。

議長（渡邊誠次君） 日程第5、「承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて（専決第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長（松岡勝也君） それでは議案集をお開き願います。3ページをお願いいたします。

承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、下記専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成28年6月14日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

専決第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例について

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成28年3月31日専決

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは、右肩に総務課資料3と書いた条例案をお願いいたします。集約案をお願いいたしま

す。全員協議会のほうでも提出した資料でございます。今回一番下の専決3号としまして、行政不服審査法の施行により改正が必要になったということで、条例を今回改正するものでございます。

主な改正点といたしましては、小国町固定資産評価審査委員会の条例の一部をすることで、適用区分の条文の明確化ということでございます。それで新旧対照表のほうで説明させていただきます。右上のほうに総務課資料1という新旧対照表がございますので、こちらのほうをお開き願いたいと思います。左のほうが現行ということで、右が改正後ということでございます。左の現行のほうにアンダーラインが入っています。こちらのほうでアンダーラインの中で、「固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出」というところがございます。その次はアンダーラインで「平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出」ということで、括弧で「申出期間の初日が平成28年4月1日以降である審査の申出を除く」ということでございます。

これを今回改正後につきましては、アンダーラインが入ってありますように、「平成28年4月1日以降に地方税法第411条第2項の規定による公示、又は同法第417条の第1項後段の規定による通知がされる場合」について適用するというので、アンダーラインがありますように、「同日前に公示又は通知がされた場合」ということで、今回411条と417条ということで、411条につきましては固定資産の価格の登録の通知ということで、これにつきましては、固定資産税台帳に登録された比準の価格をみなすというところのものでございます。417条の第1項につきましては、台帳に誤りがある場合なんかの修正又は登録をした場合は、遅滞なく納税義務者に通知しなければならないと。こういった場合について改正後では、公示又は通知がなされた場合ということで、現行と今回変えるということでございます。

最後のほうには、「同日前に公示又は通知がされた場合」ということで、平成28年4月1日前に公示又は通知がされた場合についてはということでやります。なお、従前の例によるということで、これについては、それ以前4月1日前については従前のおりであるということは、今回明確化した部分でございます。

以上で、簡単ですが説明を終わらせていただきます。

議長（渡邊誠次君） これより承認第4号について質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） この承認第4号の専決処分なのですが、前の2つの承認の専決については、要するに31日に交付されて4月1日施行というので、議会の招集ができなかったと、そういう時間的な余裕がなかったというのは理解できるわけなのですが、そもそもこれが本当に時間的な余裕がなかったのかという部分が大変疑問なのです。この行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例というのは、これは前の定例議会にも同じようなのが出ていたと思います。そもそも専決処分というのは、議会制民主主義からは一定の矛盾のあるや

り方だというふうに思うのです。というのが、議会のチェックを受けないで、こういう条例の改正だとか予算を立てたりしてですね、そういう議会のチェックを受けないでそれをやってしまって、そのあとにこれでよかったですかという形で事後報告のような形であって、基本的にこれが否決されたとしても何ら効力がありませんので、あまり望ましいやり方でないというのが議会人としては共通する意見だというふうに思うのですが、なぜ承認第4号の専決をしなければならなかったのかという説明をお願いします。

総務課長（松岡勝也君） 今回説明文にもありますように、4月1日以降には実際前回3月の行政不服審査法に伴います条例を大幅に改正いたしております。その中で今回固定資産税の分をまた新たにですね、今回改正するかということにつきましては、実際は4月1日に施行されているという中で、今回先ほど申しました改正のですね、411条に関連する分と417条に関連する分が4月1日施行に伴いまして、専決しなければ法に伴った改正に間に合わないということで、専決させていただいたということをごさしましたので、4月1日には動いていた関係で、こちらの関係法令を改正させていただいたということをごさいます。

5番（児玉智博君） この行政不服審査法が施行されるのは4月1日だったのでしょうけれども、そのほかの部分についてはですね、3月議会でいろんな条例なんかの改正の部分の提案がなされていたと思うのです。これだけがなぜこの固定資産評価審査委員会条例の一部改正だけが今回になったのかということを知るように説明していただきたいのですが。

総務課長（松岡勝也君） 現行のほうでもですね、先ほどアンダーラインがありますように、後段のほうに平成27年度までの固定資産税に係る固定資産台帳に登録された価格に係る審査の申出、括弧書きで申出期間の初日が平成28年4月1日以降である審査の申出を除くということになっております。今回表現の仕方、内容がちょっと変わっておりますのは、平成28年4月1日以降に地方税法のということで、結局今回改正後につきましては、平成28年4月1日以降ということで、ここで大きく変わりが出てきていますので、ここの部分について専決処分をさせていただかないとちょっと間に合わないというところをごささせていただいたところをごさいます。

5番（児玉智博君） であればですね、やはりこの3月議会でほかのと一緒に併せてやったときに、そういう説明があつてしかるべきだったと思うのです。今度の6月議会では変えますと。要するにおっしゃっている意味はわかるのですが、そのときに変えてしまったら、そういう4月1日のですね、ちょっとそれが小国町だけ違うようになってしまうからということだと思うのですけれども、それがやはりそういう事前の予告というか、そういうのがあつべきだったと思うのですが、いかがでしょうか。

総務課長（松岡勝也君） 3月の条例改正は大幅な不服審査法に関連の項目が非常に多ございました。そういうところで、確かに予告をした上で4月1日以降に伴って関連する条例のですね、追加提案又は専決させていただく場合もありますということをごさ、申し添えておけばよかった

かなと思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

承認第4号、専決処分事項の承認を求めること、専決第3号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、承認4号は承認することに決定いたしました。

日程第6、「議案33号 小国町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

福祉課長（木下勇児君） 議案集4ページ上段のほうをお願いいたします。

議案第33号 小国町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成28年6月14日提出

小国町長 北里耕亮

です。

右肩に福祉課資料1と書いてある条例の新旧対照表にて説明をさせていただきたいと思っております。福祉課資料1を御覧いただきたいと思います。今回建築基準法施行令第123条第3項が改正されております。こちらは避難階段に係る構造規制が改正されるものに伴いまして、この123条第3項を引用しております家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が所要の改正が行われました。それに伴いまして、その基準を引用しております小国町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。

今回対象となりますのは、保育事業の利用定員が19名から6名と言われる小規模保育事業所

A型と、利用定員が20名以上になります事業所内保育事業所が対象となっております。こちらについては現在小国町でそのような施設があるわけではありませんが、条例の整備を行うということで上程をさせていただくものです。

内容につきましては、新旧対照表1ページから3ページ中段までが小規模保育事業所A型の設置基準として第28条として記載されております。その中の今回の改正箇所につきましては、2ページ一番下の行から3ページの上段に係る部分で、建物が4階以上ある階では「屋内と階段室とはバルコニー又は付室を通じて連絡すること」と括弧書きの部分で建築基準法施行令の改正によりまして、施行令123条第3項第2号として、新たに設けられた基準が括弧書きで記載されております。また、施行令の第123条第3項第2号というのが、新たに今回設けられましたものに伴いまして、それを引用しております号が号ずれになっております。「第2号、第3号、第9号」がそれぞれ1号ずつずれて、「第3号、第4号、第10号」となるものです。3ページ中段から5ページにつきましては、第43条として事業所内保育事業所の部分についても同じ改正内容となっております。附則としまして、この条例は交付の日から施行し、平成28年6月1日から適用するものです。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

議長（渡邊誠次君） これより議案第33号について質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第33号、小国町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第7、「議案第34号 小国町教職員住宅管理条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

教育委員会事務局長（横井 誠君） それでは議案集の4ページ下の段をお願いします。

議案第34号 小国町教職員住宅管理条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町教職員住宅管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成28年6月14日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

資料としまして、右上に34と書いてあります資料を御覧いただきたいと思います。

小国町教職員住宅管理条例の一部を改正する条例でございます。

小国町教職員住宅管理条例の一部を次のように改正する。別表中、帯田住宅の項を削る。附則、この条例は、公布の日から施行する。

また、別の資料で、資料1教育委員会と右上に記載してございます新旧対照表を御覧いただきたいと思います。左側が現行、右側が改正後の案となっております。アンダーラインの部分が今回改正する分でございます。表にありますように、現在小国町には広瀬、関田、帯田の3つの地区に14戸の教職員住宅がありますが、そのうち一番下の欄の帯田住宅6戸の入居状況は、平成24年度が2戸、平成25年度から27年度までが1戸、今年度からは入居者がいない状況でございます。今後におきましても入居希望者は少ないと思われるため、帯田住宅6戸分につきましては、教職員住宅としての用途を廃止するものでございます。廃止後につきましては、総務課のほうで計画しています被災者用住宅として活用していく予定でございます。

以上でございます。

議長（渡邊誠次君） これより議案第34号について質疑に入ります。質疑ございませんか。

11番（松本明雄君） 今の報告どおり、被災者用の住宅とするのはいいのですけれども、教職員の数が少なくなったとかいろいろ問題はあると思うのですけれども、根本的にですね、ここは湿気が多いところで、それで学校の先生たちも入らなかったということ聞いております。今後、被災者用の住宅にするのはいいのですけれども、今後は湿気の多い部分をどういうふうに改善するのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

総務課長（松岡勝也君） 今回ですね、震災によりまして被災者がですね、住宅のほうもかなり被災が起きているということで、どこか空いてないだろうかというところで今検討している中で、今回帯田住宅が、先生のほうがなかなか利用者がいないというところで提案したものでございまして、現場のほうも見させていただきましたが、かなり利用していないということで、外見からでもですね、かなりカビが生えたような状況です。ですから、まず早速条例が可決させていただきましたら、1名の避難者の方を案内したいなと思っております。清掃をかけてですね、全体的には湿気の問題等をどういったふうにするか、また具体的にですね、通気だけの問題ではなくて周辺ですね、やはりどうしても北向きの周りに大きい杉の木が覆っていますので、どうしても湿気が溜まりがちな構造ではないかなと思っておりますので、ある程度技術的な湿気が取れるボード等が

あれば、並行しながら検討していきたいと思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

5番（児玉智博君） それではですね、まず第1点目、被災者住宅が6戸増えることになると思います。ほかにもですね、現在も旧小学校の近くとかに被災者住宅というのがあると思うのですが、この6戸増えたら全体でどれぐらい被災者住宅というのが小国町の中にできるのか、お答えください。

総務課長（松岡勝也君） 以前ですね、各旧学校の校長先生宅が空いておりまして、そこを被災者住宅ということで位置づけておりましたけれども、そこにつきましては、お試し住宅ということで、今貸し出しているところでございますので、実際、今回6戸の帯田が空けば、実際6戸が被災者住宅という現状であります。

5番（児玉智博君） それで基本的に1組の方が入る予定があるということでした。もう1回確認なのですが、その方はこの熊本地震で被災をされた方ということによろしいですか。できれば、その方はもともとどこにいて被災された方なのかということも説明願いたいと思います。

総務課長（松岡勝也君） 小国町内におられておりまして、体が非常に不自由というのがありまして、実際自宅のほうもかなり審査はしましたけれども、全壊・半壊には該当せず、やっぱり一部損壊と。しかし非常に老朽化もあってですね、雨も入り込むような状況ですので、どこか早く早急にですね、入りたいという要望がありまして、なかなか空いてないというところでですね、今実際隣の町のほうのですね、実家の親戚のところにおりまして、そういうところですので、確かに熊本地震におりましたけれども、早急な対応で早く入れてあげたいというところであります。

5番（児玉智博君） やはりですね、その被災された方が元の生活を取り戻すために、いろいろやっていくということそのものはいいことだと思います。しなければならぬというふうに思うのですが、今言われました体が不自由な方というふうにおっしゃいましたけれども、この住宅だといきなりですね、郵便受けがあるところにまず上っていくのにも階段があるわけです。そういう中で、やっぱりそういう被災者の状況に応じて被災住宅というのを提供するのであれば、果たして今同僚議員が言われましたように湿気も多いところ、そういうあまりバリアフリー化もなされていないような状況だと思います。そういうところに案内するのが果たして適切なのかと。みなし仮設というやり方もあります。民間のアパートなんかをですね、貸家を県が借り受けて、無償で被災者に貸し出すという制度です。なかなかそれも一部損壊ではできないのかもしれませんが、たった1世帯ですから、それは町が町費負担をしてもやるという検討ぐらいしていいのではないかと思います。そういう検討はされましたか。

総務課長（松岡勝也君） 確かにみなし住宅とかそういった制度で動いている市町村があります。今回は急を要するというところで、たまたま条例が可決しなければちょっと手を出せないということ

ころがありまして、事前に本人も現場を見ていただきまして、確かに階段がちょっと何段かあります。ですので、そこら付近をどうするかというところで、家族的にも3名ということで協力しながらですね、部屋自体が単身赴任向きの部屋ですのでちょっと狭いのですが、内容的に再度部屋に入っただいて、スロープ、階段とかもうちょっと本人の意向も聞きながら、改善できるところはしていかなければならないというふうに思っております。

5番（児玉智博君） 以前からですね、そういう教職員住宅で使われてないところが、そのまま空いた状態で何年も放置されていていいのかというような議論というのはですね、なされてきたわけです。それでやはり今回そういう緊急のことがあったから動いたというような内容だと思うのですが、今後その被災の方が大体応急仮設とかだったら、2年で出ていかなければならないというふうになっていますけれども、町がどういう対応をされるのかというのも聞いてみたいですし、その方御家族が出ていったあとは、引き続き被災者住宅として何か火事とかですね、そういう被災された方しか入れていかないのかということ。それとやはり、いろいろあっても町営住宅というのは需要と供給のバランスは取れてないと、もっと需要はあるはずだというふうに思うのです。そういう中で一般の住宅として、ここも貸し出しなんかをしていくのか、どう今後考えられているのか確認したいと思います。

総務課長（松岡勝也君） 確かに6戸ありましてですね、先生が1名しばらく入っていたということで、1戸の部屋は人が出入りしていたので、ある程度は通気をしておられますが、ほかの住宅についてはしばらく入っていないので、また清掃しなければなりませんというふうに思っております。今後町は契約をですね、今度入っている方に期間の一応要項を定めておりますので、ある程度時間が経ったら本人の実家を補修して帰る方向になると思います。そのあとまた長期間避難住宅だけで何も使わないという状況が続くと、またそれも不合理であるというふうに思いますので、しかし、それかといってすぐ住宅にするというのもこれもまたですね、また一般住宅にしてしまいますと避難者住宅がなくなるということですので、そこら辺を含めばすぐ判断するのは、ちょっと時間を置いてですね、考えていこうかなというふうに思っております。

また、庁舎等の今会議関係もですね、なかなか開発センターが使えないということもありまして、場合によっては一時的な会議に使うとか、そういうところも考えながらですね、避難者住宅として確保しながら管理をしていきたいというふうに考えているところでございます。

5番（児玉智博君） 最後にしますが、やはりですね、今まであった被災者住宅をお試し住宅といって移住者受入れのですね、しかも、IターンとJターンの方に限ってUターンの人は入れないというようなことだと思うのですが、そういうふうにしてしまっただけで、また今度いざ必要に迫られて教職員住宅を被災者住宅にしますと。その後はどうするかわかりませんと、こういうですね、何というか行き当たりばつたりのような小国町の住宅政策というのは、ちょっと考えるべきではないかというふうに思います。やはり移住者受入れというのであれば、今もともと住んでいる町

民が大事にされていないような町に移住したいという人が、果たして本当に小国町を理解して、それでも移住したいという人が出てくるのかと。そういうことも考えて、やはりこういう住宅政策というのもやっていただきたいということを申し上げまして質疑を終わります。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第34号、小国町教職員住宅管理条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。午後は1時から再開をいたします。

（午前11時54分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き午後の会議を開きます。

（午後1時00分）

議長（渡邊誠次君） 日程第8、「議案第35号 平成28年度小国町一般会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長（松岡勝也君） それでは、議案集をお開き願いたいと思います。5ページをお願いいたします。

議案第35号 平成28年度小国町一般会計補正予算（第1号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度小国町一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

平成28年6月14日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは、別冊補正予算書のほうをお開き願いたいと思います。1ページをお開き願いたいと思います。

平成28年度小国町一般会計補正予算（第1号）

平成28年度小国町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億4千647万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億947万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の追加、変更及び廃止は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年6月14日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは、2ページの第1表、歳入歳出予算の補正でございます。歳入につきましては、中ほど補正額とございます。主に地方交付税そのほか13の国庫支出金、それと繰入金、これにつきましては、今回国庫支出金、県支出金並びに諸収入とございますけれども、最終的には財政調整基金の繰り入れをいたしております。1億2千111万6千円ということで、不足分を歳入で財政調整基金で調整をいたしております。そのほか一番下の款の町債でございます。1億3千910万円ということで、災害復旧関連の財政の不足する分を町債のほうで起債で充てております。そういうことで、補正額が5億4千647万円ということで、当初予算につきまして11.47%の増額の補正というふうになっております。

続きまして、3ページでございます。歳出のほうでございます。上から主なものとしまして、総務費、総務につきましては、主なものとしまして総務管理費の中の2千923万5千円の補正でございます。この主なものは公立病院の建設負担金でございます。チップボイラーに関連するものでございます。そのほか民生費、社会福祉費2千624万円、これはあと出てきますが、臨時福祉給付金が主なものでございます。衛生費、この中で867万1千円ということで、これは今回の震災に伴います家屋解体の処分又は委託料等のものでございます。そのほか大きいもので商工費1億786万3千円、これにつきましては、先ほどと同じですが公立病院の公共施設の低炭素化工事に伴います補助金でございます。土木費でございますが、マイナス補正でございます。マイナスの5千691万円ということで、これは社会資本整備計画に伴います町の申請と交付決定による差の分でございます。次、消防費でございます。665万円ということで、これにつきましては、今回の災害関係の手当関係でございます。教育費関係は、主なものは人件費関係のプラスマイナス増減でございます。一番下の10が今回の災害復旧費ということで、主な今回の補正の大半を占めております。農林水産業費が1千720万円、公共土木施設災害が3億3千

185万円、その他公共施設の災害復旧費ということで3千760万円ということで、今回の補正の災害復旧費関連が71%を占めているという歳出でございます。

続きまして、5ページでございます。今回地方債の補正をさせていただいております。災害関連でございます。上のほうから追加ということで、公共災害関連が1億430万円、公共学校施設関係の起債といたしまして470万円、公共社会教育の災害復旧関係で660万円、庁舎施設災害復旧ということで100万円、これは消防のポンプでございます。地域情報関係の災害復旧費ということで、光ファイバーの災害ということで280万円、観光施設災害復旧ということで、930万円、これはゆうステーション、ゆけむり茶屋、記念館等でございます。町営住宅の災害復旧ということで2千550万円、これは住宅関係の起債ということで2千550万円、今回地方債で限度額合計が5億1千680万円というものでございます。その下が起債の変更ということで、公共施設低炭素化の分が変更後ということで、20万円から1千100万円、急傾斜地の対策事業ということで、これは関田地区と尻江田地区でございます。これにつきましては、570万円が600万円、道路改良関係が5千250万円が2千750万円ということで、先ほどの減額に伴います起債の減額というものでございます。その下の廃止ということで、公共施設の低炭素化事業ということで、これは役場庁舎のほうをチップボイラーの計画にいたしましたけれども、これがしなくなったということで補正後はゼロということでございます。

その次のページでございます。6ページのほうは総括の歳入ということでございます。7ページが同じく歳出の内訳でございます。今回財源の内訳としまして、国庫支出金が合計の1億6千876万円、約31%でございます。地方債が合計1億3千910万円、25%の地方債の内訳の率となっております。その他が21%、1億1千421万4千円と、一般財源が1億2千439万6千円ということで、全体の補正の23%程度を占めております。

それでは歳入のほうからでございます。8ページでございます。地方交付税の主なものとしましては、特別交付税ということで今回228万円、今回の震災に伴います住宅解体・撤去に伴います国の2分の1の残の80%が特別交付税で交付されるということでございます。その下が災害に伴います分担金、農地関係及び農業施設関係の分担金でございます。その下が国庫支出金、国庫負担金ということで、今回の公共災害復旧関係の負担金、これは66.7%の通常の定率で今回予算は計上いたしております。その下が公立学校の災害復旧の負担金、その下、国庫支出金の国庫補助金ということで、主なものとしまして、臨時福祉給付金の事業補助金1千110万円、そのほか減額のほうでは中ほど社会資本整備総合交付金の減額ということで、先ほども申しました震災に伴う交付決定との差ということでマイナスになっております。4千630万円。その下、災害復旧の査定補助金1千万円、その下の公立社会教育施設の補助金ということで501万2千円となっております。

9ページのほうです。県の支出金、県の負担金ということで、主なものとしまして県支出金の

県補助金ということで、農地災害復旧関係、農業用施設事業の補助金、林業用の施設災害復旧補助金というふうになっております。金額のほうは御覧のとおりでございます。そのほか歳入の中で先ほど申しました17の繰入金、基金繰入金ということで、財政調整基金の繰入金で1億2千111万6千円になっております。その下の繰越金100万円、これは前年度からの繰越金ということで、ゆうステーションからの寄附金がございます。

次のページの10ページのほうです。諸収入の雑入ということで、二酸化炭素の排出抑制対策事業費等補助金、これは公立病院関係のチップボイラーの補助金でございます。1億973万円。20の町債でございます。これが上のほうでもですね、町債の内訳がございましたように、今回は災害復旧関係が公共土木施設災害、公立学校施設災害、一般単独の災害復旧事業ということで、以下のように起債の数字のようにしております。

それでは、11ページからが歳出になっております。主なものとしまして総務管理費、総務管理につきましても、給料関係は4月からの異動及び組み替えによるマイナスでございます。そのほか中ほど委託料、これはあとでもちょっと庁舎関係の計画に出てきますけれども、既設の役場の庁舎の裏にありますプレハブを一時事務所として使う場合の、ネットワーク関係の移転の委託料でございます。15の庁舎一部の移転ということで、既設のプレハブの改修を行うための電気関係及びプレハブの改修で330万円でございます。財産管理は先ほど申しました悠木の里づくり基金の積立金で100万円。

次の12ページでございます。諸費としましては、公立病院の建設事業の負担金、これもチップボイラー関係でございます。2千156万5千円。そのほか社会保障税番号制度の補助金及び交付金ということで、これは国から100%の事務交付金でございます。181万4千円ということでございます。12ページのほう、税務関係は4月からの異動関係の組み替えによる人件費の増でございます。

13ページでございます。総務費の徴税費ということで、委託料218万3千円、これにつきましては、固定資産税の評価替えに伴います鑑定委託料ということでございます。そのほか戸籍関係もこの人件費の組み替えでございます。選挙費につきましては、今回の参議院選挙に伴います経費の不足する分を補正させていただくものでございます。そのほか監査費、人件費ですね、それと社会福祉費の中の人件費関係は4月からの異動及び組み替えでございます。19の1千314万4千円、負担金及び交付金ということで、これは主なものは臨時福祉給付金の1千110万円でございます。そのほか人件費関係がずっと出てきますけれども、4月からの異動及び組み替えの増減でございます。

15ページでございます。民生費の児童福祉費、これも人件費関係は異動及び組み替えでございます。衛生費の保健衛生費、これにつきましては人件費も先ほどと同じでございます。下のほどの環境衛生費の委託料ということで320万円、これは震災の住宅の廃棄物の委託料。その下

の工事費が家屋の解体工事250万円となっております。

そのほか16ページ、農業費でございます。ここも人件費等は先ほどと同じでございます。中ほどの担い手育成支援事業、これは新規就農の農業者担い手の給付でございます。新たに新規就農する者に対する給付でございます。その下、林業費につきましては、今回の災害に伴います修繕費が主でございます。商工費、これも人件費関係の組み替えでございます。

次、17ページでございます。商工費の中で主なものとしまして、17の公有財産購入費及び補償補てん及び賠償金ということで、これにつきましては鍋ヶ滝の第3駐車場に伴います用地購入費及び立木補償費でございます。次、地域エネルギー費で19の負担金補助及び交付金、これも先ほどからありましたチップボイラーの公立病院への補助金でございます。1億1千47万8千円でございます。土木費の土木管理費でございます。13の委託料500万円、これは今回の震災に伴います、耐震改修のために伴います計画策定業務委託でございます。

次、18ページです。先ほどからあります道路改良の工事請負費のマイナス減額でございます。これは町道改良の申請と交付決定の差ということでございます。次、住宅費でございます。需用費2千730万円、これは今回の震災に伴います桜ヶ丘住宅21棟50戸と、新橋住宅の1棟2戸計52戸分の災害の修繕費でございます。次、消防費でございます。負担金補助及び交付金ということで、今回の震災に伴いまして住宅の補修に伴います補助金を新たに今回補正させていただくものでございます。10万円以上の工事に伴います2分の1、上限10万円ということで、災害にあった方に対する罹災証明と、災害にあったという証明を確認した上で申請していただいで補助をするものでございます。現在、大規模半壊が1件と昨日までの一部損壊の被災証明、罹災証明の件数が58件ということで、今現在59件のですね、罹災証明が出ております。そういったところに伴います補助の制度を設けたということでございます。

次、19ページでございます。主なものとしまして、災害関連でございます。小学校費の修繕費、50万円、中ほど開発センターのほうはマイナスの20万円としております。下のほうの保健体育費、これにつきましても修繕費が災害関連でございます。

次、20ページ。災害復旧費でございます。農地災害復旧費、農業用施設災害復旧費、林業用施設災害復旧費ということで、それぞれ工事請負費が農地が670万円、農業用施設災害復旧費が工事請負費として300万円、林業施設災害復旧費が400万円ということで、今回計上させていただくものでございます。一番下のほうが災害復旧費の公共土木施設災害復旧費ということで、委託料が3千万円、これは調査設計の委託料でございます。下の15の工事請負費ということで、2億8千500万円ということで、19路線の35件というふうに今なっております。

そのほか21ページ、公有財産購入費、補償補てん及び賠償金ということで、今回の災害に関係する費用でございます。一番最後に10の災害復旧費でございます。その他の公共施設の災害復旧費ということで、観光関係の災害復旧費といたしまして830万円、ゆうステーション及び

ゆけむり茶屋、記念館、木魂館でございます。公立学校の施設災害復旧費ということで、工事請負費が500万円ということで、小学校の災害と中学校の施設災害ということでございます。公立社会教育施設災害復旧費ということで、工事請負費で870万円ということで上げております。阿弥陀杉の館、林間広場関係等でございます。その下の地域情報基盤施設災害復旧費ということで、工事請負費で280万円、これは光ファイバーの災害復旧費分でございます。一番下の庁舎施設災害復旧費ということで、15の工事請負費が100万円ということで、これは庁舎の火災用の消火用のポンプが壊れたということで、これに伴います工事請負費100万円ということで計上させていただいております。

以上で、今回の一般会計補正予算につきましては、簡単ですが説明は以上にさせていただきます。

議長（渡邊誠次君） これより議案第35号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） それではですね、今説明を受けましたが、この起債の中の変更でですね、公共施設低炭素化事業というのが出ておまして、一方では庁舎のほうはやめられたわけです。ただ、この公立病院と老人保健施設は予定どおりやるということで、この予算の歳出のほうにも1億円以上出てきているわけです。1億1千47万8千円ですね。それで今は震災からの復旧・復興にまずやはり全力を注ぐ必要があるのではないかと思います。そうした中で、やはりこの起債もして将来的にこの借金を返していく必要が出てくるわけです。そういう中で、今やらなければならないことかということが非常に問われる問題ではないかというふうに思うわけですが、これを今しなければならぬ理由というのが、何か私は思い当たらないわけですが、あるからこうやって出されていると思うのですが、それをお答えいただけますか。

政策課長（清高泰広君） この事業につきましては、国のグリーンプランパートナーシップ事業という環境省の補助事業を利用しております。これは昨年からの2年間の継続事業ということで国に認めていただいております。昨年は庁舎のLED化、あるいは公立病院、老人保健施設のLED化と太陽光、そして今年はバイオマスチップによるボイラー発電ということで、ずっと話を進めてまいりました。既に本年度事業につきましても3月ぐらいからずっと協議しております。ですね、その中で一応小国の低炭素化の目標数値を決めて2年間で認めてもらうという形になっておりましたものですから、なかなか途中でやめづらい事情もございます。そしてもう一つは、これは2年間事業として、一応別な事業に変わってきますものですから、新規の採択、例えば、来年度、再来年度にこれをまた受け直すということが非常に難しいと思われまますのものですから、続けさせていただくことで考えております。

5番（児玉智博君） なかなかやめにくいというふうにおっしゃいました。それで、たまたま今回やめてまた次回やろうとしてもそれはできないからということなのですか、改めてやっぱ

りこれが本当に必要かと。地震もあまり今までなかったような、本当に小国町も震度5強の揺れなんていうのが、少なくとも今生きていらっしゃる80歳ぐらいの方も初めてだというふうにおっしゃるわけですね。やはりそういう想定されていないような災害というのが実際起こったわけです。まず考えてみて、そういう災害にこのチップボイラーというのが果たして強いのだろうかということを考えるわけです。老健施設というのは、福祉避難所という協定も位置づけられて、そういう普通の一般の避難所には避難できないような方が避難されたわけです。そういう町内に3箇所ありますけれども、やはりそういう福祉避難所というのは、やはりこういうチップボイラーなんていうのが、おそらくもし今回より強い災害が襲ってきた場合ですよ、ある程度ストックはしておくのしょうけれども、例えば今西原とか益城のようにですね、避難の期間が長期化していった場合、安定してこういうチップを供給してもらえて、果たしてそれができるのかと。重油であれば、いろんなどころから供給を受けることができるかと思うのですが、そういう大量のチップボイラーというのが本当に供給される、そういう見込みがあるのかということです。そういう中でやはりこういう災害を想定した場合に、そういう福祉避難所となるようなところが、こういう特殊なチップボイラーを導入しても本当にいいのかということも、改めてこういう地震があったのだから検討すべきだと思います。それを途中でやめるのがやめにくいからといって、本当にそういう環境省とそういう協議を行ったのかということも私は聞いてみたいのですが、いかがですか。

政策課長（清高泰広君） ただいまのやめる問題につきましてはですね、具体的に環境省と協議しているわけではございませんで、今までの流れの中からそう判断したわけでございます。それとチップの供給につきましては、確かに町内、今は1箇所ないし2箇所しかございませんので、供給の対応が断たれた場合にはという話がありますが、これは多分そういう化石燃料にしても同じ状況になるのではないかと考えております。実際、今回の災害あたりではですね、改めて再生可能エネルギーということで地域の中でエネルギーを回すのが、今後の災害に対しては強くなるのではないかとことを言われておりますものですから、必ずしもバイオマスが災害に対して弱いとは言われたいのではないかなと考えております。

5番（児玉智博君） 私は何も飛躍した議論をしているつもりというのではないのです。実際、このチップを安定して生産しているところがどこがあるかといえば、やはり町内には南栄しかない。それで南栄もですね、私はここはちょっと執行部と認識の違いがあるのかもしれないけれども、私はですね、やっぱり毎日町外から木材を運んで来てらっしゃると思うのです。町内に町内からどれぐらい運び込んでいるかというのは、私はそれはわずかなものだと思います。そうなった場合、やはり今回よりももっと大きい地震なんかが来て、町外から木材を運んでくるルートというのが断たれてしまえば、町内での現状ではですよ、南栄がチップの生産が止まってしまえば、自ずとこの公立病院とか老健施設の燃料供給というのが止まってしまうことになるのではないかと

思うのです。今後そういう南栄頼りではなくて、もっと地域で何箇所かチップを作るようなところをちゃんと執行部が描いているのであれば、むしろ災害には強いのではないですかという発言に説得力が出てくるわけですが、今の答弁を聞いている限りでは説得力がないのではないかと思います。いかがでしょうか。

町長（北里耕亮君） 実は以前にこの計画を議会の皆さま方の前でお話したときにも、御意見をいただいた記憶があります。私も実は町外の木材をこのチップにして燃やすという部分が、この小国町の資源を使ってするならというふうな思いがありますが、そこは一緒でございます、実は。ただスタート地点において、まだそういう組織がありませんものですから、当初は既に製造している南栄というところを考えておりますが、そこは御意見もいただいたあとに内部で少し協議もしました。実は公立病院組織でありますので、南小国町も組織を一緒しております。そこで南小国町の担当者の方や町長と話をする中で、南小国町で既に一事業体がそういうチップを製造するのを計画をされているということでございました。ただ、小国町は小国町のことを考えなければなりませんので、小国町がそういう組織がまだないものですから、それを今後早急に考えていきたいと思っております。

ただ、早急にとっても、関係する事業体の森林組合やほかの部分、その資源は町有林も例えば施業案とか部落林とかたくさん資源はあるのですが、そこをどうやって伐採してそしてチップにしていくかというのは当然考えていかなければならないのですが、今後はそういうようなプロジェクトといいたいでしょうか、考えをですね、確かに議会の御意見もあって、そういうふうにしななければいけないという思いには駆られているところではあります。ただ、明確にビジョンというか、どういうふうな組織体がまたつくってというのは、まだ少し時間をいただいて計画をしっかりと検討していきたいというふうに思っております。ただ、御意見のようにスピード感を持ってですね、今スタート地点が南栄しかありませんので、そこを違う事業体なり何なりで考えていくというのは、御意見の一つとして考えていきたいというふうに思っております。

5番（児玉智博君） それではですね、今から考えていかれるということですが、このチップボイラーがですよ、仮に据えられていったとして、どれぐらいの期間、チップそのものを何か月分ぐらいきちんと公立病院の組織としてストックするだけの、例えばそういう保管場所であったりとか、そういう想定をされているのかお聞かせください。

政策課長（清高泰広君） 公立病院と老人保健施設併せてですね、年間でボイラーでの重油では今17万リットルの重油を消費しております。これをチップに置き換えますと、大体年間で730トンぐらいを必要とするようになります。ただ、今言われましたように、公立病院、老人保健施設、敷地が限られておりますものですから、一度にこの730トンを持ってくることは到底不可能でございます。ピストン輸送みたいな感じで何度も何日かおきには輸送する形になると思えます。今想定していますのは、冬場、一番使う頃の使用量で約3日分ぐらいのストックができるサ

イロをボイラーに併設する形を考慮しております、それ以外にある程度を確保するためにはですね、一時的なストックヤードも建設するべきではないかなと考えております。

5番（児玉智博君） やはりですね、そういう万が一のときにですね、3日分しか確保できないというのは非常に心もとないことだというふうに思います。それで多分ほかの方もですね、この件についていろいろ聞きたいこともあるかと思しますので、次の部分の質問に移りたいと思いますけれども、これの被災した住宅への支援ということで、10万円以上の工事費に対して、上限が10万円で半額助成をするというものであります。これは全員協議会のときにもお尋ねしましたが、その300万円という予算組みで、果たして今回のような大きな地震について、小国町のこの取り組みが300万円で果たして本当に十分かというお尋ねをしたいと思っております。

まず、今回ですね、罹災証明書が出ているものについてやっていくということでありましたが、やはり私は何が問題かといえ、今頃になって議会には知らされたけれども、こういう取り組みをやりますよというのは、まだ町民には知らされていないわけです。それでやっぱりこれまで現段階です、町民の被災した皆さんというのは、一部損壊について国とかあるいは町からの支援があるということは知らない状況ですよ。であれば、やはり申請するときにこれぐらいだったら何も援助を受けられないからといって、今自力で修繕をしたという方もかなりいらっしゃると思います。そういう人たちはこれは今からですね、また修理はしたけれども、例えば写真なんかの証拠があればですね、改めて罹災証明書を受け取って領収書なんかを添付すれば、この制度は受けることができるのかどうかお聞かせください。

総務課長（松岡勝也君） これにつきましては、全員協議会の中でも御質問があったと思いますが、特に今回罹災証明書を発行する中でもなかなか窓口でもですね、なかなか罹災証明を取ったら何か補助がありますかという質問等が実際あっております。しかし、やはり予算の明確な裏付けがない中で、ありますということは窓口でも担当もなかなか言えないというところで、いろんな苦情があったことも事実です。そして今回、300万円で不足するかどうかというところでもですね、非常に全協の中でも、もし申請がかなり出てくればですね、また補正をお願いする場合もあるかなというふうに今考えているところです。実際4月から2カ月震災から経っております。実際復旧されている方もいらっしゃると思いますし、また実際保険に加入されている方は、保険の支払があっている方もいると思います。その他の一部損壊の申請をされていない方もいると思います。そうしたところで、今回補正が通るということであればですね、急いで町民の方に広報、またおぐにチャンネルやチラシ等で周知しながら、遅れた方でもこれから証明等をまた発行する、又は写真も撮っていないとかいう方もいらっしゃるかもしれませんので、そこ辺の何らかの震災の裏付けですね、そういったところを何らかの形で、例えば大工さんが早く入って応急したとかいうことであれば、何か大工さんの証明とか実際作業をされた方の証明等を付けていただくとかいう形もですね、遡ってされた方に対してもそういった何かの裏付けをいただいた上でですね、交付

決定といたしますか、そういった形を出す必要があるかなというふうに今考えております。何分ちょっと震災から遅れているもので、ちょっと早めに町民の方には周知しながら、もし予算のところも今大体約60件の大規模半壊から部分の損壊ということで出ておりますので、これは今の段階では約半分の方、30件ぐらいの方が申請するだろうというぐらいの想定の中で、10万円の30件ということで、300万円というところで計上させていただいているところでございます。

5番（児玉智博君） 今のはですね、かなり大事なことだというふうに思います。やはりこの補助制度にしる、あまりにやっぱり出足が遅すぎるわけです。同じようなことを玉名市がやっているわけですが、玉名市の場合は上限が20万円ということで小国町の約倍ぐらいの予算です。ここはですね、小国町もやはり玉名市といっても広いですからね、被災した住宅も多いのもっと予算規模も多く取っているわけですが、ここはやはり議会を開く、やっぱり早く被災者を助けたいといけないということで、これは専決処分ですね、もちろん議員にはこういうのをやりたいと思いますので専決させてくださいというような断りはあったみたいなのですが、やはりリーダーシップを取って、玉名市長はそういう決断をされたわけですよね。それで一方で、小国町の行政はどうだったかということがやはり問われる問題だと思います。ですから、やはりそこは既に修繕が終わったところも遡って出していくと。やはり余さず被災者を救済するのだという立場が非常に必要だと思いますので、それは必ずやっていただきたいというふうに思います。そしてやはり一部損壊といっても、前も言いましたけれども、やはり本当に小さなものから本当に半壊に近いようなものまで幅広いと思うのですよね。そういう中でやはり半額助成というふうになっていますから、分母が変わればやっぱりそのもらえる額も変わると思うのですが、でも、やはり打ち止めが10万円というのは、あまりに低いというふうに思うのです。それでちょっと私も知り合いの大工に聞いてみたのですが、やはり屋根瓦が落ちたようなところでも、そこを修繕するとなるとですね、やはりどんなに少なくとも40万円から50万円ぐらいかかると。そして今非常に大工が忙しいですから、人件費も高くなっているというふうにおっしゃっているのです。普通のとときにやる修理とこういうときにやる修理は、例え同じぐらいの仕事であっても、やはり人件費が高い分、そういう家主さんが払うお金というのは必然的に高くなってくるといのが実情だということです。やはりここは10万円では私は絶対にこれは低すぎるというふうに思うのですが、ここをそういうバイオマスボイラーには1億円も出せるのに、町民の住まいを助けるためには300万円しか予算を組まないというのは、これはあまりにですね、今の小国町の本当に町民が求める実情とかけ離れているのではないかと思います。いかがですか。

町長（北里耕亮君） 今回の地震において、いろんな施策を執行部内で検討いたしました。いろいろな部分の修繕をする際に、当初は利子補給という部分もですね、塀が壊れたり、家屋が壊れたりしたときに借入れをして家の修繕をするケースもあるのではないかと。実際、過去の災害においてもその利子補給の実績というか、そのときはそういうふうにしたと。ただ、より使いやすいも

のという部分で、利子補給は借入れをする部分の利息ですから、その元の部分は返さなければいけないと。ただ、今回の場合は修繕をするにあたって、そのものに手立てをします。実際、修繕をするときにですね、やはりその部分が明確になりやすいので、やはりよりこちらのほうが実態に即して、そして直接的な町民の方の手立てになるのではないかというような検討もさせていただきました。ですから執行部としては、こちらの方向で行こうかというふうに決断をしたわけでございます。

前段の補助事業の話とこの単独の施策の話でございますが、できるだけ災害についても様々な国の有利な部分に取り組んでいこうという部分で、非常に県や国に問い合わせを頻繁にしております。そういう中で、今回のこの住宅の部分については、一般の単独というか町の単独部分で補助事業はありません。一般財源を投入するわけでございます。やはり限られた予算の中で、施策としてどういう部分でやっていくかというのは相当内部で検討はしましたけれども、今回はこういう方向で行こうという部分、その住宅の修繕についてはそういうふうに結論づけたわけでございます。もちろん少ないより多いほうがいいという部分の御意見ごもつともであるとは思いますが、限られた財政という部分でぜひ御理解をいただきたいというふうに思っております。

5番（児玉智博君） 基本的にですね、そういう利子補給よりもおっしゃるとおりこういう、このやり方そのものは私もいいと思うのです。やはり見舞金よりも、こういう実際に修繕をしなければならない人ができるということですね。ただ、ちょっと考えてみれば、災害救助法で半壊以上だと応急修理というのが利用できるのですが、それが今いろいろ使われ方というのは、そういう修繕して対象となるところと対象とならない部分というふうに、非常に厳密ではあるのですが、総額で今確か57万円程度国から半壊認定であれば出るのですよね。それと比べて、やはりさっきも言ったように一部損壊といっても、ほとんど目で見てもわからないような一部損壊と、明らかにこれはちょっと見る人が見たら半壊なのではないかというような一部損壊だってあるわけです。そういう中でやっぱり国の応急修理と比べても、10万円というのは非常に少ないのではないかなというふうに思います。ですから改めてやっぱりそういう現行国がやっている制度と比べても、上限10万円というのがどうなのかというのは、改めてちょっと考えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

総務課長（松岡勝也君） 今回この制度をつくりましたのも、結局先ほど議員がおっしゃいましたように見舞金話というのが実際ありました。早急に診断した町村もあります。全戸を調査して、それに点数をつけてですね、それに見舞金を出してそれを配るといのはどうなのかというのもちょっと考えまして、これは非常に難しい問題がありまして、それをするよりはというか、実際した方にやっぱり幾分の支援をするべきではないかなというふうに考えまして、確かに10万円が安いと思えば安いのですが、上限は10万円の工事ということで、単純に20万円の工事をすれば2分の1の補助ということで、小さい工事が今回大小ありますけれども、ひび割れが非常に

大きかったということで感じております。中には確かに瓦の大きく落ちた方も特におります。そのほか住宅以外ではですね、今回住宅対象ですが、大きかったのはやはり蔵の土壁とかですね、そういった部分が落ちたのが非常に多かったというふうに思っております。そういうことで、10万円、20万円の工事がどのくらいできるかというはまだありますけれども、2分の1の補助、50%の補助ということであれば、パーセント化すると大きいのではないかなというふうに思いまして、今回10万円ということで決めさせていただきました。

5番（児玉智博君） だから、国の半壊以上の応急修理と比べても低いと思うし、一部損壊にも非常に幅が広いというのもわかっていらっしゃると思うのです。だからこそ、さっき一部損壊認定でもやっぱり住めないからということで被災者住宅だって用意しているわけではないですか。それをわかっていながら、やっぱりそれを正面から受け止めないというのは、あまりにもちょっと冷たいのではないかなと思います。あまりこれをいろいろ言ってもちょっとかみ合わないかもしれませんが、基本的に、ですからこのやり方そのものは賛成ですので、なかなかこれを反対するのは難しいのですが、やっぱりこの要項なんかをつくっていくときにはもう一度ですね、ぜひこの10万円が果たして妥当かということは改めて実情なんかも見てですね、検討していただきたいということを重ねて申し上げまして終わりたいと思います。

4番（高村祝次君） 先ほどですね、公共施設の低炭素化事業のことで5番議員が質問されましたけれども、これは私は一般質問のときにも言いましたけれども、今南栄にもらうと立米が確か1万5千円だったですか。確かそういう金額だったかなと思います。現在はバイオマス発電にほとんど材が流れてですね、南栄と単価が合わないということで、小国の材は南栄にはほとんど行っていないというのが現状ですよ。ですからやるとして、もし南栄に材が集まらないということになると、小国町の山林を伐採してそこでチップをつくっていくかではないと、高い材は採算が合わなくなってくるというのが、現在そういうところになってきているわけです。ペレットストーブの話も私が一般質問のときにしたと思いますけれども、ペレットストーブはペレットをつくること自体が、ほとんどがバイオマス発電のほうに材が流れますので材が集まらないと。熊本県にペレットを製造するところは3箇所県が指定してありますけれども、そこが材が集まらないということで頭を痛めているということは、私が一般質問のときにしたとおりです。

また、これは病院議会でですね、もちろん話が煮詰まってこういうことになったと思いますけれども、薪を焚けば必ず灰も出ます。灰の処分もどこかにお金を出して処理していくか、灰を堆肥と混ぜていくとかいうことも考えていかなければならなくなっている。そういうことはもちろん病院議会で話はできていると思いますけれども、この1千200万円補助事業でほとんどやるということですので、機械自体は大体いくぐらいするのですか。おそらくこれを焚き始めるとホッパーをつくって、先ほど3日分ぐらいと言ったけれども、野ざらしにはできないと。あまり火力は出ないと。雨に濡らすと火力がでないというようなことも起きてくる可能性もあるし、非

常に私はこれは将来考えていくと、町長はこれで環境モデル都市ということであたい文句でこういうことをやっておりますけれども、果たしてこれが経済的にもプラスになってくるかなというふうにも思います。CO₂削減ですね、国や環境庁が推進しているというなら全国的にやればいいと。小国町だけが環境モデル都市でこれをやるとしたら、あまり意味がないというふうに私は思っております。やはりそこあたりをですね、病院議会では十分話されてやるということだと思いますけれども、灰の処理と将来今チップの木材の高騰、C級品とか、山から直接バイオマスにさせずに来ます。私も森林組合の土羽に先月ですか、大半が7千円、森林組合の手数料が6%ぐらい。運賃が立米の1千200円。曲がりをしたら拾い分けて直材ばかり取るということではなく、切山はもともと裏まで取れるところまで取ってバイオマスにやると。そのほうが率がいいと、手残りがあるというふうに、林家が実際やってみて経験を積んでいくとほとんど南栄には木材が流れなくなってくると。現にそうなっていると思います。そこあたりの今後の考えについては町長はどう考えているのか、よろしく答弁をしっかりとお願いします。

町長（北里耕亮君） 御心配はもっともだろうというふうに思います。そのあたり以前議会でも話題にさせていただいておりますので、私も小国町内にある事業体1社で、将来その1社がずっとというふうには考えておりません。それは先ほど述べたとおりであります。やはり小国町内の資源を使うのがひとつの枠組みというか考え方で、よその材を使ってCO₂を削減しても意味合い的には半減するだろうと。町内の資源を使って、そして町内の2町で構成されている組織体で、病院や老人保健施設ですから24時間熱源・電気を使いますので。一番両町で公施設では一番使うというデータが出ております。だからそこで使いますというような方向でございます。御心配ごもっともでありまして、私もこの発案というかこの計画がありまして様々に考えました。ただ、そのチップの製造が今現在までに町内での製造ができる状態でないのは、少しスピード感がないというか、遅れている部分はありますけれども、小国の町の町有林の資源を使ったり、先ほど言ったように部落林や施業案林を利用させていただいてチップにするという部分で、やっぱりやっていきたいというふうに思っています。

議員のお話のとおり運賃にも料金がかかる。そこにストックするにもストックヤードをつくらなければいけないので、予算がかかるという部分を総合的に考えると、そう金額的に、経済的にこれをするによって大幅に経済的な価値を生むというか、そういう部分ではないのも一定の部分では承知をしております。いわゆるぎりぎりでの現在の重油でボイラーをすること、今回のチップボイラーですることとあまり熱量という経済的な観点からすると、あまり差がございません。マイナスにはないのですけれども。ただ、やはり木材を使って熱を使うというか、病院でやるという意味合いがですね、環境にいいことをしているという町の姿勢にもなるのかなというふうですね。これはマイナスになったらもともとしないうちにはありますけれども、ぎりぎり、とんとんぐらいで、重油とチップととんとんぐらいでありますので、ぜひ今回したいなとい

うふうには思っております。ちなみに病院議会が小国町議会の6月議会の23日ほどに予定をされております。そこでもまたかなりの議論が病院議会の中でもあるかと思いますが、実は昨日、ちょっと私は出られなかったのですが、政策課のほうから病院議会の議員には一定の説明をさせていただいた部分ではあります。またちょっと補足をお願いします。

政策課長（清高泰広君） 先ほど灰の部分とかありましたが、確かに灰も出ます。ただ、かなり最近のボイラーは性能がいいものですからそんなには出ませんが、今のところ熊本県ではこういったボイラーの灰は産廃処理をする必要があるものですから、そういったところに経費がかかるのは、今のところコストの中には見込んでおく必要があるものでございます。

4番（高村祝次君） 最初は補助事業で機械を買うわけですか。大体、耐用年数はどのくらい見ているのか、また1台の機械がいくらくらいするものかを答えてもらいたいというふうに思います。

政策課長（清高泰広君） 一応国の決めた補助事業としてのバイオマスボイラーの耐用年数は15年ということになっております。ただ、メーカーあたりに聞くと、多分20年ぐらいはという話はお聞きするのですけれども、とりあえず15年というのが目安になっていますものから、私たちは今耐用年数は15年として想定しております。

それと今回のボイラー本体は、一応700キロワットの熱量を持つボイラーを想定しております。これでしたら本体だけは4、5千万円ぐらいになります。ただ、これに配管とか建屋とかを入れますと、全部で1億7千万円ぐらいの工事になる予定になっております。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。2時10分から再開をいたします。

（午後2時00分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時10分）

4番（高村祝次君） チップボイラーについてはですね、環境モデル都市で一般質問をしますので、答弁をよく、同じことに質問も交わるかと思いますが、よく考えてもらいたいと思います。それで15ページに災害家屋解体工事とありますが、大体何件ぐらいの解体があつて、大体金額的に1戸あたりいくらくらい出す考えているのかを説明をしてもらいたいと思います。

住民課長（河野孝一君） 15ページにあります、工事請負費、災害家屋解体工事とありますのは、環境省所管の災害等廃棄物処理事業補助金という事業になりまして、行う事業でございます。一般的にはこの補助事業では家屋の解体についてはこれまで補助があっておりません。ただ、今回の熊本の災害の状況に応じまして、半壊以上の家屋について町が事業を実施する場合のみ、この国庫補助の対象になるということで、この事業費が上がっておりますのは小国町でありました大規模半壊1棟分の家屋の解体及び処理運搬費用でございます。ですから、1件の処理でございます。それから、その上にあります災害廃棄物処理委託料ということで、これも同じ環境省の補助事業で一般家庭から出る災害廃棄物の処理をするということで、この320万円の中に現在町の

林間広場の第3駐車場で災害のごみの集積を行っております。これの処理費といたしまして320万円ということで約90件、今現在のところ180トンぐらいの量が出ております。国の災害査定というのが7月から8月にかけてございますので、その間までは一応災害復旧が終わっていない御家庭の災害ごみについては、災害査定までの間は町のほうに受け入れして処分をしていきたいと思っております。

以上です。

4番（高村祝次君） 実はですね、町民の方からあその家は町が全部撤去するという話だが、どうなのかというような問い合わせが来ました。そういうことで、町民の方がそれはいいなあという話でございましたけれども、内容がわかりませんでしたので大体内容がわかりました。

次にいきますけれども、ここに光ケーブルの災害復旧工事280万円とあります。これは田原と北河内の復旧工事という話を聞いておりましたが、この請負するときの業者はやはりNTTなのかどうなのか、そこをちょっとお尋ねします。

情報課長（佐々木忠生君） 保守管理につきましてもNTTという部分で管理をしていただいております。本復旧に向けてもNTT西日本のほうに業務のほうをお願いしたいなというふうに思っております。

4番（高村祝次君） これはやはり光ケーブルになるとですね、NTTになると独占教ですよ。NTTは子会社をつくって、孫会社もある、孫孫会社までつくって値段を崩さない。いくらと言えば、ちゃんと損をしないようなシステムになっております。ですから、光ケーブルは今後やはり災害のときはいいのですけれども、たまにがけ崩れがあつて線が切れたとかいうときは、大概今こういう山の中になるとお金がかかるなというのが今回実感してわかりました。実は私も電柱移転とかするとですね、前いった業者が申し込みはNTTにするわけですよ。次来る業者は今まで明正電設が来ていたら次は違う会社が。そうしたら結局明正電設の子会社がまたできています。まだ別にも会社をつくる。だから、値段はNTTがいくらといえばいくらになってしまうわけですよ。

今後はやっぱりその光ケーブルについては、大概つくるときには国の補助事業でやりましたが、維持管理になってくると町は場合によってはですね、かなりな出費が出てくるなど。災害のとき補助事業とかあればですね、今回のようにあれば別ですけれども。そのためにはですね、平日頃からやはり道路沿線に立木があるのはですね、切つていかないと。都会の人たちに光ケーブルの話を聞くと、雨降りにちらつきますかと聞くと、そういうことは光ケーブルはありませんと言われるわけです。以前も私は言いましたけれども、うち辺は雨が降ったり大雨が降ってくるとテレビがちらつく。ということは、線がどこかで木が触れてすり減っているかなんかですね。それを見つけるのはまた大変です。風の吹かない日とか天気の良い日はきれいに映りますけれども、雨の日とかになるとテレビがちらついて見られない。普通CSとかBSが特にそうなります。今

後はやはりそういう年度当初から予算を入れて、光ケーブルにして7年ぐらいになりませんか。そうなってくると木も大分線に触れております。特に今回のように地震があつてですね、テレビが3日間か4日間見られないというような状況もありましたので、やはり災害時にやっぱりテレビが映らない、情報が入らないというのは非常に周囲がどうなっているかわからないと。

今スマートフォンでニュースなんかを見ればですね、今回も立野の大橋がもともとからずれていたとかいうのはスマートフォンでわかるぐらいですね。実際にテレビは映らないから。そうなってくるともう光ケーブルをやめて、普通の今までのような家庭でアンテナを立ててやったほうがいいのではないかとというような頭もひらめいてきます。ですから、やはりその辺の日ごろのですね、線の管理というのを今後十分やってもらいたいというふうに思います。町長いかがでしょう。当初予算で必ず入れて、それを巡回してどこか当たっているというところがあればその人たちに電線に当たるのは切れませんけれども、光ケーブルに当たっているくらいであれば切っていけるわけです。ほとんどが個人の土地に立ててあるじゃなし、ほとんどが道路沿線ですから、道路まで地主の木がはみ出してきているのが実情です。必ずそういうことを頭においてですね、やってもらいたいというふうに思います。

町長（北里耕亮君） まずこの光ケーブルは、情報格差をなくすという総務省の補助事業で、9割補助というあの時代は非常に有利な部分でありました。ただ、今議員もおっしゃるように小国が道路際に木がありまして、その道路沿線に光ケーブルを電線とNTT線と合わせて通すわけですが、台風のと看、それから集中豪雨やがけ崩れのと看、その有線であると非常にその部分の心配が当初からあつたわけですが、情報を移送するその情報量の多さは、例えば独自チャンネルのおぐチャンができるようになったり、インターネットの高速化というのもできるようになり大きなメリットもありましたが、デメリットとしては、おっしゃるような有線ですから切れたときに非常に困るという部分であります。その補修にこれは地震の前の話ですが、この平成28年の当初予算を組むときにも担当課と少し協議をしましてですね、保守を受けておられる事業体に何か定期的なずっと同じ金額が、しかも少額ではありません。かなりの金額が予算にありますので、何か下げられることはできないかという部分がありました。ただ、今回は下げるというよりも、それ分の仕事をしっかりしてもらえばいいので、地震があつたからというわけではないですが、しっかりその事業体の方に保守をしていただくと。それだけで足りない部分について、実は担当課から提案もいただいておりますので、そこあたりの考え方をちょっと答弁をいたさせます。

情報課長（佐々木忠生君） 16日未明の地震によりまして、関係地区の方には情報の伝達が遅れましたこと申し訳なく思っております。今回の6月補正におきましてですね、議員がおっしゃるやっぱり支障木というのが原因で、2箇所断線ということになった経緯があります。今回まずそういう箇所を調査をしたいと思ひます。例えば、そういう木の所有者等も調べまして、基本的に

この光というのが九電柱とかNTT柱に共架をしておりますので、その台帳をもとにまず九電、NTTと協議をしまして、切ってもらおうとかそういう方向も進めさせていただきたいなというふうに思っております。光ケーブル単独の箇所については、予算化、賃金としまして60万円、機械の処理で40万円ということで予算を計上させていただいております。そういう箇所があれば、森林組合あたりとも協議して伐採等も進めていきたいなというふうに思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

3番（北里勝義君） 3番です。地震災害対策分についてお尋ねをいたしたいと思います。今回一般会計補正予算歳出で、災害対策分といたしまして約4億5千200万円歳出、計上されております。これに対する国庫負担金、また国庫補助金、それから県補助金が歳入として計上されておりますけれども、この負担金等について、国庫負担についてはちょっと見た感じ少なめで計上されているように思いますけれども、今回の地震は激甚に指定されるであろうということで報道もなされております。これからまたこの後、激甚分ということでまた国の負担等がかさ上げがあるということで理解してよろしいですか。

総務課長（松岡勝也君） 今現在ですね、熊本地震につきましては激甚災指定というふうに発表されております。実質、最終的にはですね、町の歳入とこれから先の災害の額の確定がなされたときに、最終的にはそれからかさ上げの率等が正式に決定されますので、今の段階では公共土木災害については66.7と。農業災害については65と50という形で、林業災害についても66.7という形で今通常の補助率を計上しております。そこら辺の正式な激甚災の率の確定がされればですね、おそらく明けて1月ぐらいまでには、すべて査定が終わった段階では額の確定がなされた段階で、歳入のほうをまた補正させていただきたいなというふうに思っております。

3番（北里勝義君） この予算書の中で歳入で受益者分担金、特に農地災害115万5千円、これは農家が負担していく分だろうと思いますけれども、ここらあたりも激甚災でしておけば受益者負担というのはかなり減額されていくのですか。

建設課長（佐藤彰治君） NOSAIの場合はですね、地元負担金が必要になってまいります。先ほどの総務課長が答弁いたしましたとおり、すべての査定等が確定した上でですね、国のほうからかさ上げの指示があると思います。そうしたことになるれば、地元負担金も減ってくるというようになります。

以上です。

3番（北里勝義君） それと農地の場合ですね、農家の方に聞きますと、農地の限度額がありまして、それをオーバーすると結局限度額オーバーということで、オーバー分は全部受益者負担というような形になっていったかと思えます。そういうのがなかなか負担が大変だということで農家の方から聞きますけれども、今回激甚の場合限度額あたりも変わりますか。

建設課長（佐藤彰治君） 限度額制度についてはですね、変わっておりません。現行どおりの限度

額設定がなされるかと思えます。しかし、今回特に地震災害ということで梅雨時の農地災害とは違いまして、落石等による傾坂の崩壊だとか、そうした部分がほとんどでございまして、件数自体も実際農地4件、施設2件と、林山も1件というようなことで、災害に係るような大きな災害というのが比較的なかったと、農地と林山についてはですね。いうことでして、限度額そのものについては、現行どおりの制度でいくというようなことで指示を受けております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第35号、平成28年度小国町一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第9、「議案第36号 平成28年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

福祉課長（木下勇児君） 議案集5ページ下の段をお願いします。下段のほうです。

議案第36号 平成28年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

平成28年6月14日提出

小国町長 北 里 耕 亮

です。

補正予算書のほうを御覧いただきたいと思えます。平成28年度小国町国民健康保険特別会計補正予算書の1ページを御覧ください。

平成28年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成28年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5千952万5千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

4ページのほうをお開きいただきたいと思います。こちらのほうで内容の説明をさせていただきます。まず、下の段の歳出のほうから説明させていただきます。一般管理費の負担金補助及び交付金といたしまして、TRY-Xシステム改修負担金として16万8千円を計上させていただきます。これは国保事業納付金算定標準システムと町のTRY-Xシステムの連携に係るシステム改修費用として、同じくこのシステムを利用しております自治体と併せて負担するものです。なお、今回の費用の財源につきましては、4ページの上段になります歳入のほうで、国庫補助金の財政調整交付金として特別調整交付金で全額交付されることとなっております。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長（渡邊誠次君） これより議案第36号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

議長（渡邊誠次君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第36号、平成28年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第10、「議案第37号 平成28年度小国町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

建設課長（佐藤彰治君） それでは議案集の6ページをお願いいたします。上段のほうでございます。

議案第37号 平成28年度小国町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度小国町簡易水道特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

平成28年6月14日提出

小国町長 北里 耕亮

でございます。

それでは予算書のほうをお開きくださいませ。1ページでございます。

平成28年度小国町簡易水道特別会計補正予算（第1号）

平成28年度小国町の簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3千456万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4千288万4千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年6月14日提出

小国町長 北里 耕亮

ページは4ページで御説明させていただきます。4ページをお開きくださいませ。今回の補正につきましては、先週議員の皆さま方10日の日にですね、現地を御案内したところでございます。杖立の簡易水道につきましては、水源の崩落による災害復旧に伴う予算でございます。今回の地震によりまして、水源のほうの崩落がおきたということで、今回水質についてもですね、当初が非常に濁度があったということで、ろ過機のほうを現在リースで据えているところでございます。その機械のリース料とあと水源地から配水池までの配水管ですね、そうしたものが主な災害復旧でございます。国費が3分の2、地元負担が3分の1ということで、歳入のほうはそういうになっております。

以上でございます。

議長（渡邊誠次君） これより議案第37号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） それでは、伺いたいと思います。大体その現地調査も行いまして、そして水源地の写真なんかも見せていただいて、大体どういう工事をするのかというのはわかったのですが、ただ今回だけでも、だからこう向いて、谷の右側のほうが5箇所崩れていると。何もですね、あの場所というのは今回が初めて土砂崩れがあったわけではなくて、これまでも大雨のときなどに土砂崩れが起こったということでした。今回この予算に上がってきた工事の内容というのは、現在の水源地に既に地元の方が以前つけたタンクに水をつなげて、そこからまた排水の対岸線のそばにある道路脇にある排水の施設にパイプをつなぐという工事の内容だというふうに思います。ただ、同時に地元の人たちは自分たちで配水の施設の横に用地を取得して、そこに井戸を掘るといふふうに決められて既に動いてらっしゃるわけです。私が思うのは、そうやって何回もですね、

災害にあったところをまたやり直すのに国がお金を出すのではなくて、その井戸を掘ることにしてお金を出したほうがより合理的だというふうに思うのです。それで、担当者の方と話を聞くと、そういう井戸を掘ることにしてお金を国に出してもらうためには、水が涸れたとか、そもそももっと土砂で埋まってですね、復旧が困難な状況にならないと出せないというふうにおっしゃっているのですが。ただちょっと私が調べたのに、第178回国会の参院予算委員会でのやり取りなのですけれども、これは水道ではなくて橋に対する答弁なのですが、質問したのが共産党の市田忠義議員なのですけれども、橋の復旧工事で同じ場所に付け替えていつも洪水で流される場合は、若干場所が変わってもそういう復旧費用は出ますかという質問に対して、当時の前田武志国土交通大臣がこう答えているのです。災害復旧事業においては原型復旧が基本になっておりますが、その原型という意味は機能を回復するという意味でございますから、御指摘のとおりだと思いますと、こういうふうな答弁をされているわけなのです。これはやはり機能を回復するという意味においては、そういう地元の方が用地を取得して井戸を掘ることにしても、当然出すべきだと思うのですが、そういうふうに強く町としては、国やあるいは県のほうと交渉をされたのか確認したいのですが。

建設課長（佐藤彰治君） 今回災害復旧事業ということで、厚労省の査定を受けることになるのですけれども、先ほどからおっしゃっております災害復旧事業については、原型復旧が基本でございます。国とあと県とのやり取りの中で、現場のほうは先ほどおっしゃった水源地の向かって右が被災が多いということで、過去にも被災を受けているという経歴がございます。ですので今回は比較的その間でも左側の崩落がないということで、配水管のルートについては、一部ルートを変更しまして、向かって左っぺたをですね、走らせようということでございます。しかしそれは機能上は何ら変わりませんし、災害復旧事業の原型復旧の原則に則ったものです。ただし、ボーリングを水源の水が濁水したとか、今回の地震で、非常に濁度が濃くていつまでも澄まないから、新たな井戸がいるとか、あるいはそうした水源の崩落とかですね、全く水に影響のある被災であればですね、そうした別の場所にボーリングを掘るとかというような査定の判断もあろうかと思えます。しかし、今回の場合は水の量の確保と汚濁については非常に飲める状態、飲める状態といえますか、見た目の濁度も非常に自然に近い状態になっておりますし、そうした意味では改めて井戸を掘るといったようなことが果たして認められるかというところなのですけれども、現況の状況の中ではですね、相談したところボーリングについては査定で計上はちょっと難しいだろうというようなこともあります。ボーリングについてはですね、ただ、最近ちょっと出てきた話でございますが、実は、現在のろ過機を使いながら給水をしているわけですけれども、ろ過機を通る水の量が、ろ過機を通さないときの量の約半分近いというようなこともあって、流量がですね。夜間を杖立地区は少し給水制限をしながらタンクの水を溜めて朝から使うというようなやり方をやっています。困るだろうということで、地元の水道部の方が思いついたのが、別の管理がしや

すい場所で、なおかつ水の不足分を補うような井戸を掘ったらどうかというような話が近々出てきた話でございまして、それについてもちょっと話は県のほうとしましたけれども、なかなか水の量が足りないということに対してはですね、今回ろ過機を設置しているがために、今ひとつ流量が少なくなっているということであって、もともとの水の量は水源のほうは確保できているので、そこらあたりはちょっと新たなボーリングを掘るという部分についてはですね、今回の災害復旧事業の対象にはならないだろうというような話を伺っております。

以上です。

5番（児玉智博君） 同じときの質問でですね、木製の橋が壊れた場合に原型復旧が原則だけれども、もう一度つくり直すときに木の橋をつくる馬鹿はいませんよねと。そういう場合コンクリートの橋に変えると。これも災害復旧の対象として助成金は出ますねというふうに質問したのに対して、国土交通大臣が改良復旧という制度がございまして、対象になりますというふうに言われていて、まさにある意味そういう井戸を掘ることが改良復旧になると思うのです。やはり何と云っても、いくつも砂防ダムが設置してあるような谷にあるわけで、そして今地盤が地震でただでさえ緩んでいるときに、これから今既に梅雨の時期に入って台風もこれから来るときに、同じ場所に水源地を復旧して、これで本当にそこが崩れなければいいのだけれども、そういう保障が一体誰ができるかと。県だって厚生労働省だってそんな保障はできないというふうに思うのです。それで、今ちょっと尋ねたけれども駄目だったと言われているわけですが、やはりそうじゃなくて、もっと町としては出すように交渉するべきではないかと。いろんなところにやっぱり要望していくべきだというふうに思うのですが、そういう努力はされたのかということ伺いたしたいと思います。やはりこっこのろ過機の部分についても、今回応急修理という形でされているわけですが、担当の方に伺うと、このろ過機を応急修理でするときも、なかなか最初は査定官が認めなかったけれども、しっかりそういう杖立は観光地でとかいう、そういう実情を訴えていく中で、そういうろ過機もちゃんと応急修理として認めてもらえましたというふうに伺いました。そこでやっぱり努力するのであれば、さらにもっと将来的な部分も見越して踏み込んで、やっぱり井戸を掘ることに対してもしっかりと国のそういう災害復旧事業に乗るように、そういうしっかりとですね、国や県と渡り合っていくべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

建設課長（佐藤彰治君） おっしゃるような交渉をしております、担当のほうで。しかしながら、タイミングもありますけれども、そうした今回水源が確保できないというような状況ではございませんで、確かに被災を受けた過去の経歴箇所はございますが、ただし、今回はそれを逃げる配管のルートを確認するという。それから既にある既設のタンクもございまして。水源のほうに。そうしたタンクも利用することが一つの経済性でもあるし、今回災害査定というような枠組みの中で復旧工事を行おうというものでして、いわゆる改良工事とかそうしたものは、ちょっと異にするところがございまして、そういうところで災害復旧事業の中の枠組みの中で今回できる

部分、できない部分を仕分けをして今回申請するところでございます。

5番（児玉智博君） 経済性を重視するとおっしゃいましたけれども、それは確かにですね、今のところに復旧して、二度とそこが被災しなければそれは経済的だというふうに思うのですが、そこがもう1回ですよ、被災してしまえば、それはもう1回またやり直さないといけないからですね、とてもそれは経済性とは言えないと思うのです。それで、今まで経験的に左側は崩落がなかったから、今回そっちのほうを這わせるというふうになっているわけですが、ただ、今まで崩れなかったからといって、左側が今後も崩れないという保障はないと思います。そういう中でやはり国もそれを保障できるはずがないと思うのです。やっぱりそういう中で小国がですね、小国町が町としてそれをどういうふうに考えているかなと思うのですが、それでやっぱり大丈夫だというふうな判断なのですか。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。3時から再開をいたします。

（午後2時50分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時00分）

建設課長（佐藤彰治君） 先ほどの御質問の続きでございます。災害においてはですね、そうした先ほどお話しましたような対応をさせていただきたいと。災害復旧事業に新たな水源、ボーリングが見込めるかというようなお話だったかと思います。実は、先ほどからもお話しておりますように、その辺の話も関係機関にはお話をちょっとさせていただいているけれども、なかなかいい返事がちょっと返ってこなかったというのが実情でございます。ただし、今からそうした災害についてはですね、今からでございますので、そこら辺もう一度県あるいは国とですね、お願いという形でやってみたいというふうに思っております。

それから当初は地元で不足分は補うということで、ボーリングについては独自で杖立地区のほうで水道のほうでやるというようなちょっと話も聞いておりましたものですから、そうしたことでの要望というのは直接町にですね、ボーリングを見てくれというような話はちょっとなかったもので、今回は一応お尋ねはしたけれども、災害査定としてはですね、新たな水源というのは今回のケースではなかなかいい返事が来なかったというような現状でございます。しかしながら、先ほどお話しましたとおり、今一度ですね、そこら辺をちょっと確認してお願いをしたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第37号、平成28年度小国町簡易水道特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(渡邊誠次君) 全員挙手でございます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議長(渡邊誠次君) 日程第11、「議案38号 平成28年度小国町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について」を議題いたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

建設課長(佐藤彰治君) それでは議案集の最終ページ6ページの下段でございます。

議案第38号 平成28年度小国町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について 地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度小国町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を別紙のとおり提出する。

平成28年6月14日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは、農業集落排水事業特別会計補正予算書のほうをお開きくださいませ。まず、1ページでございます。

平成28年度小国町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

平成28年度小国町の農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ189万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2千994万7千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年6月14日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは、ページ4ページで御説明させていただきます。この補正予算につきましても、10

日に議員に御覧いただいた黒淵地区の集排施設周辺の造成しております擁壁ブロックが向かい側の落石によりまして一部損壊しているということで、災害復旧費でございます。歳出ですね、一般管理費補正額189万円でございます。修繕費というようなところで計上させていただいております。現場でも御覧になっていただき、なおかつお話させていただきましたけれども、一応200万円以上についてですね、施設のほうは対象になるということでしたので、御覧になった小規模の被災でございますので、200万円に満たないということで、これは特別会計の中で災害復旧として復旧するところの補正でございます。

説明は以上でございます。

議長（渡邊誠次君） これより議案第38号について質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第38号、平成28年度小国町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第12、「諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（北里耕亮君） それでは、議案集の最後のページ、6ページの次のページ、ページ番号ありませんけれども、お開きください。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成28年6月14日提出

小国町長 北 里 耕 亮

記

住 所 小国町大字宮原1440番地

氏 名 原山清美

生年月日 昭和30年9月19日

(提案理由)

平成28年9月30日をもって、現委員の原山清美氏が任期満了となるため、
でございます。

それでは、改めまして人権擁護委員について御承知の方も多いと思いますが、改めて御説明をさせていただきます。人権擁護委員とは人権擁護委員法という法律の下で、特にその第2条で、人権擁護委員は国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、もしこれが侵犯された場合にはその救済のため速やかに適切な処置をとるとともに、ともに自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその指名とするというふうにされております。任期は3年で、小国町の委員の定数は4人でございます。そして市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推進しなければならないということでございます。また、議案集にも載っておりますが、9月30日をもってというふうになって、なぜこの6月議会かというのを少しスケジュール的なことを説明させていただきます。

まず、平成28年入りまして1月に市町村に推薦依頼がございます。そして6月議会で推薦をし、7月に市町村から管内法務局の支局宛に6月30日までに報告をしなければならないというふうになっております。8月中旬に法務局から法務大臣へ報告し、平成28年10月に委嘱発令、10月1日付となりますので、この時期のこの6月議会で提案するものでございます。

原山清美さんは、現在現職でありますけれども、再任の提案でございますが、改めまして略歴を申し上げたいというふうに思います。学校の先生でありまして、昭和53年から日田市小学校勤務からスタートし、56年には万成小学校、小国中学校、阿蘇市中通小学校、北里小学校、下城小学校、南小国中学校を勤務して、平成25年3月に退職をされております。現職の人権擁護委員としては現職の委員で、現在1期目でございます。学校の養護教諭として小国町小中学校をはじめ学校保健に長年に携わり、現在委員として数々の相談業務や啓発などにおいて、積極的な活動を務めていただいております。公私にわたり幅広く社会貢献活動をされ、住民から信頼、人望も厚く、人権擁護委員として人格・見識ともに適任者であるというふうに思われます。

以上説明をさせていただきました。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

議長（渡邊誠次君） これより諮問第1号について質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決の方法は、慣例により無記名投票をもって行います。
議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長(渡邊誠次君) ただいま出席議員は11人です。

お諮りいたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番 大塚英博君及び9番 熊谷博行君を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) 異議なしと認めます。

よって、立会人に2番 大塚英博君及び9番 熊谷博行君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

議長(渡邊誠次君) 念のため申し上げます。

本案を賛成する者は○、反対とする者は×と記載願います。なお、白票がありましたときは反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(配付漏れなし)

議長(渡邊誠次君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱の点検)

議長(渡邊誠次君) 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票をお願いいたします。

(投票)

議長(渡邊誠次君) 投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

議長(渡邊誠次君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

2番 大塚英博君及び9番 熊谷博行君に立会いをお願いいたします。

(開票)

議長(渡邊誠次君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 0票

有効投票中

賛成 10票

反対 1票

以上のとおり、賛成多数でございます。

よって、議会は諮問のとおり、適任とすることに決定いたしました。

議長（渡邊誠次君） 議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

議長（渡邊誠次君） 日程第13、「発議第1号 ファームロード（町道西里・田原線）の県道移管及び連絡道町道坂下宇土谷線の県による改良整備についての意見書について」を議題といたします。

提出者より発議第1号について、提案理由の説明を求めます。

11番（松本明雄君） 11番松本です。

発議第1号 ファームロード（町道西里・田原線）の県道移管及び連絡道町道坂下宇土谷線の県による改良整備についての意見書

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。小国町議会議長渡邊誠次様、平成28年6月1日提出、提出者は小国町議会議員松本明雄。賛成者は熊谷博行議員、穴井帝史議員、高村祝次議員、時松唯一議員です。

（提出理由）

ファームロードは沿線地域の農業用基幹道路として整備され、産業経済の振興促進に重要な役割を果たしてきました。現在、本路線は先の平成28年熊本地震発生以後、国道212号線の杖立・大山間の通行止めの規制により、迂回路として使用されています。国道の迂回路となったことにより、交通量は発災前を大幅に上回り、道路舗装等の損傷が進んでおり、町としても対応に苦慮しているところであります。

また、ファームロードに連結する町道坂下宇土谷線については、幅員が十分でない箇所や、交通量の激増で地域住民の安全確保や道路の維持管理が困難な箇所が出てきています。円滑で安全な交通機能の維持と、地域住民の日常生活の安全対策のために早急な整備が必要と考えていますが、財政事情も極めて厳しい中、整備は少しも進んでいません。つきましては、地域住民が念願としているこの路線の県道移管と、連絡道町道坂下宇土谷線の改良整備が早急に実現するため、熊本県に対して意見書を提出するものです。

別紙の意見書（案）につきましては、説明を省略させていただきます。この件につきましては、小国町も熊本県に対し要望を上げていくと思っておりますので、小国町議会としても意見書を提出し、実現に向けてともに頑張っていきたいと思っております。議員の皆さまの御賛同をいただきますよ

うお願いいたします。終わります。

議長（渡邊誠次君） これより発議第1号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければこれで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

4番（高村祝次君） ファームロードはですね、県境が大分県と接していることで、大分県側は日田市、市の管轄でございます。熊本県側は小国町の管轄ということですね、熊本県側のほうは舗装がされて20年近くなって、路面のほうもかなり傷んできております。最近では天瀬のほうにバイオマス発電ができた関係上、非常に10輪の大きなトラックが通っているし、今回の災害後は福岡黒川間の観光バスも通っていると。また、土曜・日曜になりますと、観光客も大変多くなってきております。そういうことから、ぜひこの意見書を県のほうに上げて、小国町一体となって陳情していただきたいというふうに思っております。また、212号線が先般金曜日にまた崩落があったということで、非常に212号線は今後工事が終わっても安全に通られる道が非常に疑問に思っておりますので、どうか町を挙げて一生懸命陳情していってほしいというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに討論はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

発議第1号、ファームロード（町道西里・田原線）の県道移管及び連絡道町道坂下宇土谷線の県による改良整備についての意見書について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第14、「議員派遣の件について」を議題といたします。

この件につきましては、別紙お手元配付資料のとおり小国町議会会議規則第129条の規定により、議員を派遣するものです。

11番（松本明雄君） 議員派遣の件について、ちょっと質問したいと思います。これはですね、去年は確か鹿児島であったと思うのです。その前は大分県の日田市であったと思うのですけれど

も、去年は出席していません。その前は前の議長が出席されたと思うのですが、今のよう
な状況の中です、森林のことではありますけれども、本当に出席すべきなのかをちょっとお
尋ねしたいと思います。

議長（渡邊誠次君） それでは、私この派遣場所、目的・内容につきましてお答えをしたいと思います。
この件に関しましては前々からですね、実は前回のときも非常に悩んで欠席をさせていただ
きました。ただ、内容からして全国森林環境税の創設についての促進議員連盟、また熊本県の
議長会、それから郡の議長会でもですね、それぞれ参加するように回りから言われておりました
ので、一度は必ず早めに参加をしようと話はしていたところでございます。この内容に関しまし
ても、小国町はですね、森林環境税創設、当然ですけれども推進していかなければならない立場
にあると思っておりますし、この派遣の内容からしましてもですね、しっかりと勉強をするため
にもですね、研修ではございませんけれども、研修を含めて研鑽を深めなければならないところ
もありますので、この場所を今回は通常の、当然ですけれども業務として参加をするように決め
て、議会事務局にこの派遣場所についての手配を頼んだところでございます。

4番（高村祝次君） 今議長は前々からと言いましたけれども、日田市で行われたときは近かった
からですね、参加しました。今まで全然、前河津議長のときは行ったかわかりませんが、
私は日田市だから1回行ったというような経緯がございます。

議長（渡邊誠次君） 私としては、もちろん距離的なところはありますけれども、判断としてこの
森林環境税の創設の促進議員連盟、県の議長会、郡の議長会の中で話が出る中で、もちろん小国
町として、これだけ小国杉のことについての話も出ておりますし、森林組合もしっかり頑張っ
ていることでございますし、観光、それから農業、林業含めていろいろなところからですね、し
っかりと支えていかなければならないということも考えておりましたので、今回の結論に至った
というところでございます。

ほかに質問はございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） それでは続きまして、日程第15、「行政報告」。

執行部より報告事項等がありましたら、お願いをいたします。

町長（北里耕亮君） 約7つの報告をさせていただきます。そのうちまず最初に申し上げるべき部
分は赤谷地域のことに、昨日裁判の判決をいただいております。その部分については総務
課長のほうから報告をしていただきます。あと、今回地震後に対策本部を閉じさせていただきました
あと、6月1日からではありますけれども、小国町役場の職員を1名でずつでございますが、
南阿蘇村へ派遣しております。ずつというのは、1週間を目安に課ごとに派遣をしております。
この狙いといたしましては、もちろん先方の自治体を支援するという部分もありますけれども、
行った職員そのものが先方の自治体の大変さというか、様々な業務を経験するわけでござい

けれども、大変厳しい先方の地域の町民の方とのやり取りを経験することにより、何らかの形で職員としての経験につながるのではないかというような部分もあります。一応目安は2カ月程度を予定しております。それはまた状況を見ながら判断はしますが、一応の目安は2カ月程度でございます。

それから6月17日に、行政部長会、これも地震により延期をしておりました。17日に森林保全センターをお借りしまして、行政部長会を開催させていただきます。

それから参議院選挙が7月10日に投票であります、告示が22日であります。期日前投票は23日からありますが、今回の議会もそうでありますけれども、開発センターの部分が期日前でありますので、この隣保館で期日前投票を行うように計画をいたしております。この部分についても周知をしっかりとしていきたいというふうに思っています。

次、消防大会の話でございますが、8月28日に小国町の消防大会を行いたいと思います。熊本県の大会は中止になっておりますが、小国町、時期をずらしまして、8月28日、通常点検と玉落としをするという部分で計画をいたしております。

それから6月に自主防災組織の防災訓練、大字を毎年6月に回る部分がそちらもできておりませんので、秋にそういった部分を予定しております。西里を計画いたしております。また地震の影響により延びた部分、町政懇談会も現在延びておりますが、参議院選挙後に4月10日過ぎに計画をしたいと思っております。はっきりした日程が決まりましたら、地域の方はもちろんですが議会の皆さま方にもお知らせをしたいというふうに思っております。

以上でございます。冒頭に言いましたように、判決の部分は総務課長からお願いします。

総務課長（松岡勝也君） それでは、今町長が申しましたように裁判の判決が昨日言い渡されたので、一応簡単に報告させていただきます。

熊本地方裁判所で昨日判決、損害賠償の履行請求事件ということで、小国町・南小国町の赤谷地区の土地の件でございます。原告が橋本農夫男氏でございます。被告が小国町長北里耕亮ということで、主文といたしましては原告の請求を棄却することと、訴訟の費用は原告の負担とするという主文が申し渡されました。この請求におきましては、北里町長に対して、被告は北里耕亮に対し、1千179万2千448円及びこれに対する平成26年12月17日から支払済までの年5分の割合による金員の支払を請求せよというような請求でございました。

その中で事案の概要といたしましては、南小国町大字満願寺字赤谷6842番地の一部を株式会社グリーンパワー阿蘇に賃貸していた事実を認識しながら、南小国町がグリーンパワーから賃料収入を得るのを黙認して、土地の管理を怠る小国町に損害を与えたということが主張の経緯でございます。裁判所の判断としましては、住民監査請求と却下と、また訴訟の取り下げ等を繰り返していたため、訴訟が監査請求、前置きの要件を満たしているかどうかということで、裁判官のほうが判断が少し長くなった部分もございます。結果、訴訟は適法な住民監査請求を得た法的

な訴えであると解釈するのが相当であるということと、その後これまでの土地の認定事実を明記し、違法の怠る事実の有無についてということが裁判官の判断でございます。

検討として、被告も原告も本土地は小国町に帰属されていることと考えられたものの、南小国町は境界、所有権の帰属についていまだ紛争が続いているため、南小国町との間で地籍調査終了後、所有権移転を小国町にすることで合意をしているなど、協議は継続していることは認められると。このことから何ら不合理なく、一定の時間を要することはやむを得ないという領域であると。こうした進捗状況が原告にとって納得がいかないといって、直ちに被告が本件土地の管理を怠ったということはいえないということが検討の分でございます。

結論としまして、以上によれば怠る事実の有無につき判断するまでもなく、原告の請求は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決するというような結論に至っております。今後訴訟につきましては、原告は判決を受け取った翌日から2週間以内に控訴しなければ、判決が確定するということとなります。控訴をする場合には福岡高等裁判所になるということでございます。

以上で、昨日の判決の分を報告させていただきました。

町長（北里耕亮君） この部分を行政報告で報告するかどうかは、ちょっと思い悩むところもありますけれども、今現在、判決は判決としてはありますが、議会で百条委員会を設置を過去されて、やっぱり交渉にあたるというのは私そういうふうにもこれからも思っております、実は地震後にも南小国の町長と話しする機会が多ございますし、また南小国の協議会の議員の方とも話をする機会が多ございました。そういう中で地籍調査後にという部分が取り決めはありますけれども、それをその前に所有権移転をしていただくようにという部分の話を引き続き行っております。その程度の部分はなかなかはっきりしたことは言えないのですが、かなり詰めた話をさせていただいております、先方の部分も一定の御理解をいただいているというところでございます。また機会があれば、議会は議会の報告があろうかと思いますが、その報告を聞いていただき、また今後の方針をですね、執行部は執行部としてやっていきますが、議会の部分も報告を聞いていただいたのちにまた執行部をすり合わせて、今後どういう先方と話をするかを意見をまた伺わせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（渡邊誠次君） それではよろしいでしょうか。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。どうもお疲れさまでした。

（午後3時38分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（5番）

署名議員（8番）

第 2 日

平成28年第2回小国町議会定例会会議録

(第 2 日)

1. 招集年月日 平成28年 6月15日(水)

1. 招集の場所 小国町隣保館

1. 開 会 平成28年 6月15日 午前10時00分

1. 閉 会 平成28年 6月15日 午後 2時48分

1. 応招議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小 田 宣 義 君 書記 澁 谷 広 美 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 北 里 耕 亮 君	副 町 長 桑 名 真 也 君
教 育 長 北 里 武 一 君	総 務 課 長 松 岡 勝 也 君
教委事務局長 横 井 誠 君	政 策 課 長 清 高 泰 広 君
産 業 課 長 澁 谷 洋 典 君	情 報 課 長 佐々木 忠 生 君
税 務 課 長 北 里 康 二 君	建 設 課 長 佐 藤 彰 治 君
建 設 課 長 佐 藤 彰 治 君	福 祉 課 長 河 野 孝 一 君
住 民 課 長 河 野 孝 一 君	福 祉 課 長 木 下 勇 児 君
保 育 園 長 梶 原 良 子 君	会 計 管 理 室 藍 澤 誠 也 君

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

.

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過 (h. 28. 6. 15)

議長（渡邊誠次君） それでは、皆さん、おはようございます。

本日は、6月定例会本会議2日目でございます。

ただいま出席議員は12人です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議長（渡邊誠次君） 日程第1、「一般質問」。

本日は一般質問1日目となっていますので、直ちに質問に入ります。なお、本日の質問者は、まず、熊谷博行議員、続いて、児玉智博議員、次に、穴井帝史議員、順に、松崎俊一議員、大塚英博議員、穴見まち子議員と、6名の登壇予定でございます。よろしくお願いいたします。

それではまず、熊谷博行議員、登壇を願います。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。

熊本地震から2カ月が過ぎ、少し落ち着いたようですが、油断はできません。被災者の方には心よりお見舞い申し上げます。

今回の質問は、地震の反省点を中心に質問させていただきます。

まず、今回の地震をどのように捉え、反省点があれば申してください。町長。

町長（北里耕亮君） 平成28年熊本地震の質問でございます。私ども小国町、熊本県全体でありますけれども、よもやこういう大変大きな地震があるとは想定をしていなかったのですが、想定をしていなかったということは全く理由にならなくて、日ごろから準備やその備え、これがいかにか大事かというのを改めまして痛感をさせられた部分でございます。地震全体については、6月1日において、議会の全員協議会で熊本地震に関する小国町報告書というものを作成させていただいた部分をお配りをさせていただいております。それは同時に6月1日に小国町防災会議を行いましたものですから、それとほとんど同じ資料でございますが、例えば、反省点というか、振り返りをする場合に、もちろん全体のことを振り返ることは大変重要であります。小国町においては、重傷者1名、軽傷者4名という部分のけが人も出たわけでございますけれども、そしてまた大変多くの避難者の方もおり、そして住宅の損壊もあり、町民の方々の御心痛、心の痛みというのが、かなりやっぱりあったのではないかなというふうに思っております。そういった部分の精神的な余震も続いたわけでございますので、夜が怖くて眠れないとか、これから住宅の修繕をどうしようとか、それぞれのお悩みがあられたのではないかなというふうにお察しするところでもあります。全体的な反省は、また今後今日時点での部分でできあがっているもの、それからまた昨日の本会議において、失礼しました。今後防災会議でも少し述べましたけれども、小国町防災計画の見直し等も行う中で、その都度、その都度、この地震についての分析、反省、それをし

ていかなければならないというふうに思っております。その中で、ジャンルのというか、分野ごとにそれぞれあると思えますけれども、例えば、住宅の被害について、それから避難所、対策本部会議のときにいつも項目ごとを主に話題にしていたわけでございますけれども、まずは、地震発災から日に3回ほど対策本部会議を行ってございましたけれども、まずやはり命をつなぐ道路ということで、道路状況を頻繁に確認をし、やはり輸送のルートとか町民の方が行き来するその道路について情報交換をし、そしてまた大変町についても発災後は頻繁に問合せが役場のほうにありました。そういった部分にしっかり対応すべく道路の状況、そして次には、やはり避難所の運営という部分があります。資料の中でも避難所の状況が書いてありますけれども、やはり町民の方が安心して避難をしていただく。そういった部分で対策本部の中でも議論を重ね、対応してきたわけでございます。その中には、十分心配なく居ていただけるためには、衛生的にもしっかりしなければならないので、清掃活動やそういった部分もして、職員の巡回も頻繁にさせていただいたという部分でございます。また、健康状態の心配もありましたものですから、町には保健師、看護師がいますので、そういった部分の巡回もさせていただきました。また、各公共施設やそれ以外の部分でも被害がありますので、その見回り。それから道路以外では、林道・農道それぞれありますので、その部分の把握。また、上下水道の被害状況も今回ありまして、杖立水道、簡易水道でございますが、昨日の本会議のときにも話題になりましたけれども、そういった部分での水道というのが、水というのがやっぱり生活には大変重要でございますので、その部分について、建設課水道係の職員、建設課全体で、ほぼ全員でしっかりと、頻繁に対応させていただいた部分でございます。配水池の清掃とか、それぞれ町水道、それから簡易水道、非常に頻繁に巡回もして対応した部分でございます。あと、災害ごみというような話題であったり、また、たくさんの救援物資をいただいております。そういった部分についても対応をさせていただきました。当然、各関係機関、警察、広域消防、そして今回また自衛隊も支援をいただきました。そういった横の連携もして、当然、町の部分においては、消防団も連携をさせていただきました。そういった部分で各分野ごとにありますので、また何かお気づきの点があれば、御質問いただければというふうに思っております。

私からは、まとめますと、反省点は多いのは多ございますけれども、また今後梅雨時期を迎えまして、地震後に土砂災害の恐れもございます。そういった部分で雨が降って警報が、大雨洪水警報、土砂災害警報が出れば、また避難準備情報やそれ相当の手続き、避難勧告を出す際に、また、今回の地震の部分の反省を振り返りながら、そして今後につなげていければというふうな思いをしております。

以上でございます。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。

わかりました。これは先般より、町長より職員を派遣しているという話を聞きましたが、もう

少し早く派遣をして、一番大変なときにどのようなことをすればいいのかというのを早く職員が学んでくれば、もし今度は小国の被災のときに、大いに役だつのではないかと考えていたのですが、ちょっと私は派遣が遅かったのではないかと考えています、いかがですか。

町長（北里耕亮君） 災害の被害の大きい、小さいはやはりあるかとは思いますが、小国町も被災地であるというふうには考えております。当然、4月14日前震、16日本震から先ほども言いましたけれども、災害対策本部をすぐ立ち上げて、日に3回ずつ本部会議を開き、そして少し落ち着いて日に1回、そしてまた段階的に3日に1回というような部分でありました。ただその中でも避難所は運営をして、開設をしていました。避難者の方もおられました。1日に御説明させていただいたように、5月21日金曜日に避難所を閉じさせていただきまして、その2日後、23日に対策本部会議を閉じました。閉じたあとにすぐ派遣の検討をいたしまして、町村会がとりまとめをしておりましたものですから、協議をして6月1日からということでございます。ですから早くという御意見、そういう御意見もあるかと思いますが、まだ町内の役場職員、それぞれに業務が多ございまして、その部分についてしっかり小国町の対応をして、対策本部を閉じたそのあとに派遣をとというような流れで、私は対応、対応というか、考えてきました。

以上です。

9番（熊谷博行君） はい、わかりました。

次に、今回の地震で消防団の活躍というか、仕事ですね、私は評価したいのですが、その反面なかなか私たちも自主防災組織の中に入っていますが、なかなか機能が、動けなかったと思えるのですが、どうしても自主防災組織の中は高齢化していますので、リーダーが、多分行政部長全員ですので、平均60歳以上、もっと上かもしれないのですが、そういう自主防災組織の中に消防団は切り離しているのですが、今後、切り離さないで一緒に全員が、全部の消防団が防災組織に入るわけではなくて、もう少し組織の編成を考えるとできないのでしょうか、総務課長。

総務課長（松岡勝也君） 今回の震災におきまして、消防団の活動というのは、非常に貢献度が大きかったというふうには考えております。日ごろより消防団員の皆さまにおきましては、自らの訓練、また、いろんな設備関係の点検等日ごろから行っております。今回の地震によりますのは、日ごろ小国町の災害におきましては、水害が常日頃という構えでおりますけれども、こういった大地震による体制の活動は初めてではなかったかというふうに思っております。御質問の中では、自主防災というところの連携でございますけれども、今、小国町では自主防災組織は50組織ございます。リーダーがそれぞれの地域でリーダーを推薦していただいております。行政部長さんが相当入っている形と、また、それぞれの地域の推薦された方が入っているということで、すべてが行政部長さんという方ではございません。消防団につきましては、御存じのとおり団長以下、分団長、それぞれの指揮命令のもとに活動しております。自主防災組織におきましては、それぞれのリーダー又はサブリーダーといった形で動いて、声をかけながら避難を誘導するというのが

活動の主体的なものであろうというふうに思っております。連携するということでございますけれども、毎年、今年も西里地区で防災訓練をする予定にしておりますが、そのときに消防団のいろんな活動内容、また、自主防災組織でできる活動といったところを確認し合っている行事でございますので、そういったところでさらに今回の震災を教訓にしながら、消防団と自主防災組織がどういった連携をしながらうまく避難誘導、また、いろんな活動に貢献できるかを確認していきたいというふうに思っております。

9番（熊谷博行君） 考え方はわかりました。ならば、前にも言ったのですが、訓練を6年に1回して、果たして5年前にしたところが本当に100%ではないけれども避難ができるのか、せめて3年に1回とか、2年に1回は大変かもしれませんが、そのくらいのペースで訓練はしていかないと、まずはできないと思うのですが、いかがでしょうか。

総務課長（松岡勝也君） 大字としたら6年に1回という形になりますので、それをどういった形で回数をふやして、実のある訓練にしていくかと、現実に沿った訓練をしていくかということが大事であると思っておりますので、特に地震におきましては、想定がなかなかつきにくいということでありますので、今後自主防災のリーダー会議又は消防団の幹部会の会議の中でもそういった訓練のあり方を再度検討していきたいというふうに思っております。

9番（熊谷博行君） はい、わかりました。やっぱりここは変えるべきだと思いますので、小さい組織でもいいですから、避難場所に行けるような体制をとっていただきたいと思います。

次に、町営住宅の被災状況をもう一度説明してください。

建設課長（佐藤彰治君） 14日の前震のあとに、うちのほうの職員で住宅の見回り等をいたしました。各戸お尋ねして中の様子、それから13団地ございます。その13団地のなかを職員で外回りの被災状況並びに内部の状況も戸別訪問しながら尋ねていった状況でございます。内装においては多少のヒビ等がありますが、外装については特に大きな被災は受けていないということでございました。ただし、桜ヶ丘団地につきましては、瓦等の、今回地震なものですから落下とか、瓦のずれだとかいうところで、雨漏りが心配だというような状況が把握されております。早速数日後雨が降ったということで、雨漏りの状況も十数戸ございましたので、そのあたりにつきましては、シート等で応急措置をさせていただいたところでございます。そのほかの団地につきましては、特に大きな修繕を要するような被災はなく、人命にも影響はなかったという状況でございます。

以上です。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷ですが、特に被災の著しい桜ヶ丘住宅の今後の施工方法、案でございまして、説明してください。

建設課長（佐藤彰治君） 昨日、予算のほうを修繕費ということで、議会のほうで認めていただいたところでございます。今回ちょっとなかなかつきにくいところもございますけれども、実は、

現在の瓦がもう築50年ほど前の瓦の規格でございまして、現在の規格ではございません。特注というような形でしか、瓦のサイズができませんものですから、なおかつ県下全域で瓦屋根の被害というのが多々見られる状況で、メーカーさん、あるいはその施工業者さん等につきましても、なかなか手配が難しいという状況と、あとそういった特注品は、どちらかと言いますと既製品の製作にメーカーのほうは力を入れておりますので、なかなか製作のほう時間がかかってしまうというようなことがございます。状況としましてそういう状況がございます。ですので、今回に限らず、例年そうした桜ヶ丘の住宅も50年経って、経年経過で劣化しておりますし、瓦も非常に脆弱な状況になっておりますので、この際と言いますか、もう少し雨漏りの維持費等も考えながら、対策の維持費等も考えながら進めていきたいと思っておりますけれども、できるだけ安価で、スレート等の葺き替えをしたらどうかというのも内部でちょっと上がっておりますので、そうした中で、ちょっと根本的に屋根の素材を変えるというようなことも視野に入れながら検討しているところでございます。

以上です。

9番（熊谷博行君） 施工は何種類かあると思います。この場で約束していただきたいのですが、施工方法が変われば金額も変わるし、工期も変わると思います。改修工事を行う前に世帯主を全員集めていただき、説明、住民の意見を聞いてお互い歩み寄るところは歩み寄って、それから改修工事に入るということを約束していただけますか。

建設課長（佐藤彰治君） いずれの修繕工事もやはりそこに人が住んでいるわけでございますので、当然、そこに住まれている方、あるいは地区の部長さん、組長さん含めて、説明会は開く必要があるというふうに考えております。

以上です。

9番（熊谷博行君） 安心しました。

次に、今度は福祉課にですが、震災後小国町だけ全部ではないと思うのですが、老人介護施設等への安否確認の遅れがあったようです。福祉課には災害時のマニュアルはないのですか。地震後2カ月が過ぎましたが、そのあとどのようなマニュアルを作成したか教えてください。

福祉課長（木下勇児君） 今御指摘のありました福祉施設ですが、町内に12カ所の福祉施設があります。地震発生直後に町内の福祉施設又は医療機関等も含めて被害状況を職員が手配して確認をしたところですが、今、御指摘のありましたように、その中で1カ所町のほうが、確認が漏れておりました。その施設は人的な被害はなかったものの、瓦等の損傷もあり、裏の崖のほうもクラックが入っているということで、そういう状況でした。施設のほうは継続しての運営をされておられました。その点について、あとでそういうお話をいただいて確認した職員等にも確認しましたら、そこが漏れていたところで、大変申し訳なく、その施設に申し訳なく思っておりますし、大変反省すべき点というふうに捉えております。マニュアルとしましては、町のほうでは避難所

等のマニュアルはありますが、福祉施設等に対するマニュアルというのは、これまで作成してありませんでした。今回、こういう事案が発生しましたので、これを教訓に施設の一覧表をつくって、チェック項目、確認する内容、そういうのを、表をつくりまして、その内容を確認してペーパーとしてのコスト、記録に残すということで、漏れのないように今後やっていきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。

福祉課の木下課長にしろ、審議員にしろ4月の人事で代わられたと思います。課のナンバー1、ナンバー2を4月の異動で一気に代えた、課のトップがなかなか2週間ぐらいで対応できなかったというのはあると思いますが、これに対して町長は人事にミスがなかったとお思いですか。

町長（北里耕亮君） 結論を言うと、私は業務を遂行していただきたいという思いで、適材適所ということで、それぞれの職員に務めていただいております。その分については特段ミスというか、そういうのはなかったというふうに、私は思っております。

9番（熊谷博行君） そうであればそうでかまいません。

次は、保育園に質問なのですが、休園中に園児の保護者から子供を見てもらえないのですかという連絡等はございましたか。

保育園長（梶原良子君） お答えいたします。

前震後の15日は普通に通常の保育を行いまして、本震後はその日は土曜日でしたので、土曜保育を中止して、全園児の家庭への安否確認と園舎内外の安全確認をしまして、保育するのに問題はないということで、18日から通常の保育を行いました。ただ、21日に避難勧告が出ましたので、その日朝から登園、半数近くの子供さんが各園登園しておりましたけれども、保護者さんに連絡を入れて迎えに来ていただきました。そして避難勧告がいつまで続くかわからない状況ではありまして、22日と23日土曜日を臨時休園とさせていただきます。その間、その2日間での保護者さんからの保育園を開けてほしいというお声は、保育園のほうには入ってきておりません。通常保育は宮原保育園におきましては、朝7時から夕方7時まで、それから北里、下城保育園におきましては、朝7時半から夕方6時半までは子供さんをお預かりしておりますので、地震後も通常保育を行っている間は、この時間帯で対応させていただいております。

以上です。

9番（熊谷博行君） 内容は把握できましたが、どうしても保育園に預けるということは仕事があって、子供を見られないそういう家庭の人たちが保育園に預けていると思いますので、できるだけ受け枠を広げて、耐震ができていないから保育園には入れませんか、そういうのが理由ではなくて、どこかの場所に移動してでも受け入れ体制というのをいつも作っておいてほしいと思います。

保育園長（梶原良子君） 保育をするにあたっては、保護者さんの仕事の都合とかもたくさんあり

ますので、なるべく受け入れをしていきたいというふうには考えております。園舎に関しましては、耐震一部ちょっと心配なところもありますが、耐震は大丈夫という園もほとんどです。下城保育園がちょっと一部3階建てというのがありますので、ちょっとそこを心配してはおりますが、今のところ保育には問題はないというところで保育をしております。熊谷議員さんがおっしゃるとおり、園舎がもしだめなときは別の場所で保育をするというのはしっかり考えていきながら、今後対応させていただきたいと思っております。

9番（熊谷博行君） ありがたい意見でございましたので、ぜひ、いつもそういう考えで園児を受け入れてください。

最後になりますが、災害時の町道のパトロール、どうしても職員さん方では人間も足りなくて遅れていると思います。私が考えるには、地域、地域の消防団に依頼をしたらどうかと思うのですが、どうお考えですか。

町長（北里耕亮君） それは通常の、今回の地震の部分で。

9番（熊谷博行君） いや、常に。

町長（北里耕亮君） 常に。

9番（熊谷博行君） はい。水害でも台風でも。

町長（北里耕亮君） 今回も横の連携ということを先ほど私は述べさせていただきましたが、特に、町執行部、町部局、町行政と消防団組織、消防団組織大変お世話になった部分ではありますが、ただ、消防団組織も例えば、今回の地震の話を中心にさせていただいたあとにつなげたいと思いますが、やはり寝ずに避難者がいらっしゃるので、その誘導をされたり、各指定避難所の入り口に立って警備をしていただいたり、本当に大変お世話になったわけでございます。避難勧告を解除したりするときには、やはり安全ということが第一でございますので、消防団の方にも団長以下、幹部の方にも御協力を、それぞれ団員全員に御協力をいただいて、最終的にパトロールをして、避難所から帰られる方もいらっしゃいますので、そういった部分の安否を道路状況がどうなのかというふうな部分の御協力もいただいて、勧告を解除するような判断も一部した経緯がございます。常にというと消防団には消防団の通常のお仕事をされている方もいらっしゃいますし、こういう非常時のときには御協力を幹部の方と相談をさせていただく部分もあるかもしれませんが、できるだけそういった部分の負担をおかけしないように、町行政の中で建設課職員を中心に、それで足りなければやはりほかの職員も動員をしながらパトロールするというのが第一段階としてはよろしいのではないかなというふうに思っております。消防団を管轄している総務課の考えがもしあれば、補足をお願いします。

総務課長（松岡勝也君） 今回の震災におきましては、消防団の活動というのは、特に避難勧告の解除の確認のときにおきましては、早朝、朝4時ごろから分団長の指揮のもとに確認をしていただきました。そういうことでやっぱり道路パトロールも消防団の活動がどうしても限られた活動が

ございます。基本的に消防活動、防火、水害の人命の救助から財産を守るというのが消防団の活動は基本でございますので、常日頃の道路パトロールといいますと、先ほど町長が申しましたように、やはり皆さん仕事をしながらの緊急的な招集ということでございますので、通常の道路パトロールにつきましても、それぞれの分野の組織でパトロールしていただいて、緊急時のそういった非常時の場合は消防団のほうに依頼をするというような活動になってくるかと思っておりますので、そこのところはきちっと振り分けをしていくべきかなというふうに思っております。

9番（熊谷博行君） 通常時のパトロールをさせられるわけないぐらいわからないんですかね。災害が起きたときに夜とか、朝早くとか、そういうときに1回行ってもらうために消防団と連携したらいかがですかと質問しているのですが、それはもう消防団も毎日の仕事がありますので、1回起きればあとは行政が行くのが当たり前ですので、そういう今回みたいに夜にあれば職員はすぐ集合もできないし、一番近いのは地元の消防団の方ですので、一番初めの情報を得るためには、そういうのが一番いいのかなと考えていますが、そんな毎日のパトロールに行けとっているわけではありません。

町長（北里耕亮君） 先ほども申し上げましたとおりに、例えば、今回の地震の16日の発災、未明、1時25分でしたから、それから対策本部すぐまた立ち上がりまして、団長以下寄っていただいたわけでございます。そして各分団長もその現場で待機、そのときに様々な情報が実は入ってきます。各分団から団長に、団長から町行政にということで、それぞれで気づかれた点、「ああ、ここが危ない」とか「この橋が」とか、ただ、夜でありましたので、消防団の方に気づいた点は教えていただくのはいいのですが、じゃあここを回ってくれという部分でまだ真っ暗な中、消防団の方で詳細にそのパトロールをしていただくという部分については、団員のその生命の安全というのにも重さがありますので、そこはまた状況を見ながら、今日のこの御意見は、また団との打合せ会等またありますので、そういった部分での話題にはしていきたいとは思いますが、ただ、災害に限って、通常ではなくて、災害という部分であってもそれでもほかの業務もたくさんある中での寝ずの業務という部分でありますので、しっかり打合せをしていきたいというふうには思っております。本当に分団の方それぞれ、パトロールだけではなくて、避難所の中の運営のその聞き取りであったり、お知り合いもたくさんいますから、また、救援物資が来たら救援物資も運んでいただいたりとか、本当に様々御協力をいただいた部分でありました。その業務の量を見ながらもまた検討をしていきたいというふうに思っております。

9番（熊谷博行君） 行政でやればそれが一番安全なんですけど、人間が足りないのではないですか。建設課なんかそんなに人間がいるわけでもないのに。そこは前向きで検討してください。

最後に住民課長に、住民サービスはできましたか。

住民課長（河野孝一君） 今回の震災での住民課が受け持っております住民サービスといたしましては、災害ごみの受け入れであったかと思っております。一応、町の避難所、町の震災状況があ

る程度落ち着きを見せた段階で災害ごみ関係の受け入れを開始して、今現在も続いておりますので、今回の地震での住民課ができる災害対応というのは行えたと思っております。ただ、小国町の場合は、被災状況が小さかった、少なかったという状況がございまして、熊本、益城町、それから西原と大きな災害を受けたところがございまして、住民課としましては、そういう大きな災害があったときにどうするかということで、一応、小国町の状況がある程度落ち着いた段階で、その大きな被災地に職員を現場確認に行かせまして、災害受け入れ状況等確認をしております。それで、今後の小国町に対して、災害が出たときの対応をマニュアル化するということを今、検討しているところでございます。

以上です。

9番（熊谷博行君） これで一般質問を終わります。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。10時50分から再開をいたします。

（午前10時41分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時50分）

議長（渡邊誠次君） 児玉智博議員、登壇を願います。

5番（児玉智博君） 日本共産党の児玉智博です。

熊本地震について質問します。まず、冒頭に通告はしておりませんでした。1問伺います。事実確認ですのでお答えいただきたいと思っております。

現在、国道212号線が日田市天瀬町井手口付近と日田市大山町西大山付近で4月16日の地震以来、全面通行止めとなっております。このため、日田方面から杖立温泉に向かう場合、ファームロードを迂回して、さらに下城本村から戻る形で来なければならないという状況になっておりまして、カーナビも正確に誘導してくれないような、来る人にとっては大変わかりづらい状況になっているということです。今月6日、日本共産党は杖立観光協会の役員の皆さんと懇談をしました。その際も今、観光が大変お客さんが減って厳しい状況になっているということをお話されたのですが、その杖立の観光を復活させるためにも、この212号線の復旧が大変重要だというお話をされておりました。道路の復旧が9月か10月になるということで、しかも片側交互通行で、ようやく復旧するのが9月、10月ということで、観光業の皆さんにとっては、今後ゴールデンウィークが本当に前年の3割程度の売上げという大変厳しい状況になったにもかかわらず、次のかき入れ時のお盆を今の状況で迎えるというのは、大変深刻なことだと思います。この212号線については、執行部としても日田の土木事務所などに早期復旧を要求していると思っておりますが、今日伺いたいのは、福岡の博多駅などから黒川温泉を結ぶ高速バスの迂回についてであります。この高速バスはもともと福岡から高速で日田に来て、その212号線を通して杖立から小国

町に入ってくるというルートを走っております。しかし現在、212号線が通れない為、日田市からは国道210号線を天瀬温泉の方向に向かって、ファームロードを上って、国道387号線に出て、西里から小国町に入るというルートに変更になっています。それでいずれにしても、小国町ではゆうステーションに停車するわけですが、杖立には停車しません。インターネット等で調べてみると、杖立のバス停だけ停車しないというちょうど車線が入ったような状況になっているのですよね。バス利用者にとっては、杖立だけ通らないというふうになると、杖立が何か大変な被災に遭っているのではないかとか、そういうマイナスイメージを与えることにもなりかねないと思うのです。この点で懇談した際には、杖立観光協会からは運行会社に対して、杖立への停車を要望しているということですが、実際に実現には至っていないわけですね、これは大変な痛手だと思います。

そこで確認したいのは、町長やあるいは4月からは副町長もいるわけですがけれども、地震以来、このバスの運行会社に、迂回する場合であっても、杖立に停車してほしいというそういう要望や協議などは行われたでしょうか。

町長（北里耕亮君） 結論を申し上げますと、運行会社にそういう要望等は、私はしておりません。ただいま御意見を伺いながら、今後どうするかという質問はまだないのですが、議員がおっしゃるとおりに観光の部分については、大変小国町はその先程来からの質問につながる部分での直接的な被害と今後影響される間接的な部分に大きな部分、観光の部分はあると思います。非常に重く受けとめておる中で、その要望をしていないという事実については、今後また、早急にその状況を把握して、考えていきたいというふうに思っております。

5番（児玉智博君） 大変アンテナが低すぎるというふうに思うのです。今、杖立の観光協会ですら何だった状況というのは、土日であっても杖立全体で2、3組しか宿泊客が居ないというような状況です。震災以後全くお客さんを受け入れられないような状況になっている旅館もあるというような状況ですよ。それで、地震が発生して以後、町長も副町長だって、福岡に恐らくいろいろフェイスブックなどを見ていると出かけていると思うのです。それなのにちょっと西鉄とか、あるいは日田バスなどをお願いすると、まずは頭を下げるということは簡単に、それは判断はあちら側が最終的にはする部分ではありますけれども、そういう努力というのはやるべきだというふうに思うのです。本当に今、そういう観光の部分にとってはですよ、もう全国を上げて九州の復興を応援しようというような状況になっているわけです。そうした中で、バスがちょっと恐らく杖立に停車したら、目的地まで30分か40分ぐらいちょっと長くかかるかもしれないけれども、やっぱり復興を応援してもらおうというふうな意味では、恐らくバス運行会社も協力をしてくれる可能性というのは、非常にあるのではないかと思います。もしかしたら、そういう震災後すぐにそういう対応をしていけば、トップが、もう今の段階では杖立に停車している状況になっている可能性すらあるのではないかと思います。実際、高速バスを利用して杖立にやって来るとい

泊客の方は大勢いらっしゃるわけで、震災後もゆうステーションに降りて杖立にやってきたというお客さんもいらっしゃるということです。地元の杖立では、大変厳しいなかでも鯉のぼりまつりを31日まで期間を延長して行うとか、皆さんでやれることを、歯を食いしばって頑張っていると思います。それに対して、行政はどういうふうに手を差し伸べることができるかと、常に模索すべきだと思うし、その先頭に町長やあるいは副町長は立つべきだと思います。最終的に決めるのは、先程も言いましたけれども、バス運行会社ですけれども、とにかく1回すぐにもお願いに行くべきだと思いますが、改めて伺います。

町長（北里耕亮君） はい、御意見ごもつともでございます。そういうふうにすぐお話にいききたいというふうに思っております。また、地元杖立観光協会の方々と数回お話をすることがあるのはあったのですが、そういう話題にちょっとならなかった。これは言い訳的な部分ではありますが、そういう部分にならなくとも、こちらのほうから拝察すべきだったかなというふうに思っております。ただ、結論を申し上げれば、御意見そのとおりでありますので、動いていきたいというふうに思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） では、通告に沿って質問していきます。

小国町では4月14日、町内で震度3の地震が2度発生した後の22時15分、今現在は建物の被災により町民の利用が中止されている開発センター201号室に避難所を開設いたしました。さらに日付をまたいだ0時3分に3度町内で震度3の地震が観測された後、避難所を給食センターに移しています。開発センターといえば老朽化が進み、現在耐震基準を満たしていないことは周知の事実でありました。耐震化、あるいは建てかえというのはここ数年間だけの課題ではなかったはずですが、この件で最終的に判断したのは町長だと思いますが、当然、町長の責任は重いと思うのですが、周りでそれをとめようとした者がいなかったのか、信じられないのですね、それで今、一番問題なのは、この建物は、いわゆる本震発生後に一般の利用が中止されていますが、建物の傷み自体は、いわゆる前震と言われる14日の地震のときには既に発生していたということでもあります。これは本当に小国町行政は、自分達の認識を反省しなければならないと思います。そして16日の午前1時25分の本震で、小国町は震度5強の揺れが観測されました。小国町は約1時間後に小国ドームや各大字の小学校跡地など、各大字に1カ所ずつの避難所を開設し、そこへの避難を呼びかけたわけでありまして。それでこの日、何より私が違和感を覚えたのが、夜中の大変暗い中です。しかも地震で逃げる人たちは道路状況はどうなっているのかよくわからない中で、この大字の人はここに避難してくださいと有無を言わず、多くの人に何キロもの移動を求めるアナウンスを町がしてしまったということです。少なくとも自主防災組織のマニュアルでは、大体組ごとにある集会所などが住民の一時集合場所となっていて、それからみんなそろってから今回町が指定した避難所に安全を確認して、みんなで避難しようとなっていたはずであ

ります。付け加えれば、このマニュアルというのは日中であることが大前提ではないかと思えます。小国町は今回こういうマニュアルをすっ飛ばしてしまったわけです。私はこのとき、あまりにおかしいだろうと思ひまして、対策本部の携帯電話に「どういふことだ。」と電話をさせていただきました。何十分か後に、副町長から「適宜、適切に対応していると思ひています。」と、こういう電話がありました。これを聞いて私はあつけにとられたわけですね。今現在、執行部の認識としては、このときの対応をどう思ひてらっしゃるでしょうか。避難所の選定から、避難の呼びかけ、避難所運営などが適切だったと言えらると思ひのか、反省すべき点はないのかお聞かせください。

総務課長（松岡勝也君） 今回の熊本地震におきましては、想定のない地震を受けたわけでございます。そういったところで今議員がおっしゃいますように、当初開発センターというのが、熊本地震が14日に前震がございまして、それを受けて夜中がございましたけれども、小国地方では震度3ということで体感したわけですね。日ごろから結構雨が降りますとすぐ避難されている方もいらっしゃいます。そういった形でどこか避難をさせていただきますということで、声がかかりました。電話がかかりました。そういうところで開発センターのほうの201に避難をしたわけでございます。そうしたところで今後震度7というのを受けまして、このまま7クラスがきたらこれはちょっと大変なことというのを関知いたしまして、夜中ではございましたけれども、「町長もしここで7クラスがきたら大変なことになりますよ」という相談をちょっと申し上げまして、早速すぐできたばかりの給食センター、ランチルームのほうに移動しようという決断をいたしましたのが、もう12時ぐらいだったと思ひます。そうしましてすぐ職員でいる方に声をかけまして、車の体制をしまして、すぐもう避難した方が眠っていらっしゃいましたので、起こしまして説明をいたしまして、非常に迷惑ですが早速移動してくださいということでランチルームに移動したというのを覚えております。そういったところで今回の震災におきまして住民の方に避難所の放送が適切であったか、夜中であったために、これはやはり町が指定した避難所がございましてけれども、やはり数多くの一時避難所等もあります。その点につきましては、自主防災組織等が機能しながら一時避難をした方もいらっしゃると思ひます。町は町で数多くの指定避難所を放送しますとまた混乱を招きますので、大字1つというところで周知をいたして、避難する上では十分注意して、もちろん夜中ですので、確認した上で避難をしていただきたいということで呼びかけをしたところでございます。そういったところで、確かに明るいうちの避難ということが基本でございますが、夜中の地震を想定しまして、やはり停電をした場合などはどこに避難すればいいかということも住民の方が不安に思ひますので、どこに避難すればいいかというのは、周知すべきだと思ひまして住民のほうに夜中ではあります。放送をして避難を呼びかけたというのが経緯でございます。

5番（児玉智博君） 先ほどの質問の中で、町長が反省すべき点は多いと、それを反省して今後

つなげるというふうにおっしゃいましたけれども、じゃあまずどこを反省するのかと、これが非常に重要だと思うのです。数多くの避難所を放送すると混乱を招くからとおっしゃいましたけれども、まさに先ほど熊谷議員が言われたような、ふだんからそういう自主防災組織の動きであったりとか、そういうのを今後作っていくことでそういうもう住民の人たちが何かあった時、じゃあ地震じゃ私はどこに逃げればいいのか、大雨のときにはどこに逃げればいいのかということをおっしゃいます。

それで今回、旧小学校跡の蓬莱小学校とか、下城小学校、あるいは万成小学校の体育館に避難した人たちは水銀灯の落下の不安などから、結局はほとんどの人たちがいったんは体育館の中に入ったものの、そのあとすぐ揺れがあるたびに不安になって屋外に避難されたり、あるいは車の中での避難を余儀なくされたわけでありまして。また、ここの隣のけやき広場とか、パチンコ店横に広い駐車場がありますが、ここに車上避難した方たちも大勢いらっしゃったわけでありまして。この間、こうした状況を経験された何人もの町民の皆さんから私に寄せられた意見で非常に多いのが、小国町でもテントなんかを十分確保すべきだという声であります。中にはトレーラーハウスを何台か用意して、必要なところに持っていくというような取り組みも、そういう備えも必要ではないかという、こういう御意見もあるわけです。こうした背景にあるのは、余震が繰り返される中で、屋内避難では落下物や建物の倒壊に巻き込まれるのではないかという不安により、まだ寒い中ではありましたが、車中泊をせざるを得なかった人たちがたくさんいた事実ではないかと思っております。これにより小国町ではありませんでした、町外ではエコノミークラス症候群などによる災害関連死も発生しておりました。こうしたことを防ぐために、益城町ではアルピニストの野口健さんなどが呼びかけてテント村が設置され、多くの被災者が避難をされたわけでありまして。小国町でも今後もまだ1カ月程度は大きい揺れにも備えるべきだという気象庁の発表などもありますけれども、今後もこういったことに備えて、テントやトレーラーハウスを確保できる体制をとっていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

総務課長（松岡勝也君） 今回の熊本地震につきまして、屋外にテントを張られた方はちょっと見かけておりませんが、車中泊の方はかなり見受けられました。そういったところで今後こういった屋内での避難をなかなかできない方に対してのテント、またトレーラーハウスという御意見ですが、テントにつきましてどういった形である程度の数を準備するかということも含めまして、今後の反省点として検討していきたいと思っております。特に備品につきましては、・・かなりいただいたわけですが、食料品が多かったのですが、とくにそういったテント等の寄附は、物資はどうですかということもあったかと思っておりますので、そういったところも含めて、今後必要な備品等を検討していきたいというふうに思っております。

5番（児玉智博君） 結果として、小国町でテントを張った人がいなかったというのは、もう何回

も繰り返されているように、小国町の被災状況が比較的小さかったということなのです。今後小国町でこれ以上の地震などが発生しないという保障はだれもできないと思います。それで、なにも小国町でそういう大量にテントを普段から置いておかなくてもいいと思うのです、だから何か必要な時はいろいろ日赤などもありますけれども、そういうところとの供給の協定なども結んでいくことができないかというようなことも含めて、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

さて、避難所ではなく集落、組などの集会所や公民館へ避難したという集落は幾つもございます。これは距離が離れた指定避難所に移動するより、安全だという判断を個々の皆さんがなさったりとか、あるいは自宅の様子が気になって、できれば自宅から離れたくないとか、あるいは大勢の人混みの中に入ると落ち着かないなど、理由はお一人お一人さまざまだと思いますが、現実にかなりいらいっしょだったわけです。やはり指定避難所の設置状況は、地域の実情から大きく離れていると思います。さらに、私は指定避難所が大字1カ所ずつでは少なすぎると思う理由のもう1つがキャパの問題であります。広報おぐに6月号では、5月1日の総人口が7千452人となっています。しかもこの半分以上は宮原地域であります。そもそも宮原の指定避難所が小国ドーム1カ所で足りるはずはありません。この問題で私が非常に残念に思ったのが、ある子育て世代の方から聞いた話であります。小さな子供を抱えて、人が大勢いる避難所に行けばほかの人の迷惑だからと、この家族は町から避難勧告が出たときも、避難所には最初から行くことをあきらめて、家族5人で車上避難を選んだということです。町ではこうした実態はつかんでいらっしゃいますか。

総務課長（松岡勝也君） 町のほうで6カ所の指定避難所の確認は、それぞれ朝、夜と人数確認をして巡回しております。自主避難所につきましても、当初は非常に避難が多かったということで自主避難所のほうも連絡を取りながら人数の避難の状況を確認しております。車中泊等につきましては、実質場所的に確認しておりますのがJAの駐車場と、鍋ヶ滝の駐車場と国道387号線の室原の広場というところで、そこの分については各自毎日人数を確認しております。その後、車中泊も少なくなったということで、確認の数字が4月21日までしか把握ができておりません。しかし実質、通りかかった方、避難した方によりますと、当初はスーパーの駐車場、パチンコ屋の駐車場とか、ドーム駐車場にもかなりおられたというところで、また、小中学校のグラウンド等にもかなり車の中で泊まれたという方の話を聞いております。今回の小国町の避難者によりますのは、やはり大きな地震を感知した体感が体に残って、夜が非常に怖いということで、夜だけドーム、公民館、学校等に避難して、朝はほとんど帰るというような形の避難であったということで、実際、車の中まで覗いて「大丈夫ですか」という声かけ等も、実質欠けていたのではないかなと思って、そこの部分は特に車中泊の部分とかについては、反省する点があったなというふうに思っております。

5番（児玉智博君） なかなかまだまだ小国町の総括が不十分だなというふうに思うような答弁だ

ったのですけれども、私が言ったのは、確かに車中泊とかをせざるを得なかった状況というのはそれぞれあると思うのです。例えば、だからさっき大勢の人の中に子供を連れて入っていくとほかの人の迷惑になるからと、そういう理由でできれば足を伸ばして子供を寝かせてあげたいけれども、それができなかったというようなお父さん、お母さんがいらっしゃるということなのです。そういうことがわかっているのですかと聞いたわけですが、どうですか。

総務課長（松岡勝也君） 今回の避難者の方で、大勢の方でいらっしゃるところで避難すればやはりプライバシー等が守られないということで、車の中で避難したということは把握はしておりません。確かに体育館等にいると耐震の感度が非常に、家の中にいるよりは外のほうが感度が薄れるということで、外で避難されたという方も実際避難している方からも聞きました。家におりますよりもやっぱり震度が1つか2つ下がった体感になるということで、体育館でも怖いという方の話もお聞きしております。質問にありましたように、そういった思いで避難したというのは、把握はしておりません。

5番（児玉智博君） やはりしっかり、そういうこともつかんでいかないと、反省すべき点が見えてこない。そうしたらどうなるかという、万が一繰り返されたときに、同じ失敗というか、それを繰り返すということになってしまうと思いますので、しっかりとそこは知恵を出していただきたいというふうに思うのです。

それで、避難所が遠いとやっぱりまずいのだというもう1つの事例が熊本市であります。熊本市では5月8日、避難所を集約するとして、それまでに開設していた避難所の3分の1にあたる58カ所を閉鎖して、21カ所の拠点避難所に再編をしました。その結果、市全体の避難者がそれまでの半分に激減してしまったということでもあります。つまり、避難している人にしてみれば、避難所が自分の生活圏から離れることで住む家の状況は改善していないにもかかわらず、やむを得ず自宅に戻ったりとか、どこか行政が把握できないような別の場所へ行ってしまったりする人が多くなってしまったということでもあります。避難勧告が出されたときの小国町にも同じことが言えると思うのです。発災から避難所が閉鎖される5月20日までに町が把握している避難者数が最も多いのが本震が発生した16日ですが、1千250人に過ぎません。やはり先ほど指摘したような避難所までの距離の問題であったりキャパシティの問題で避難所への避難を断念せざるを得ない方たちが大勢いたということではないでしょうか。こうした被災者を小国町では出さないために、町の手のひらにのる指定避難所は住民のごく身近な場所。すべての町民にとって万が一のときに走って駆け込めるぐらいの場所にあるべきだと思います。そのためにも今回、自主避難所として利用された集会所で安全が確認されることが大前提ではありますが、そういうところを今後は指定避難所として位置づけていくことやあるいは宮原の町中には、空いている土地や建物がありますから、そういうところを活用して、そういう避難ができる場所として設けていくべきだと、そういう計画を持つべきだと思いますが、いかがでしょうか。

総務課長（松岡勝也君） 今回の指定避難所は6カ所ということで、大字1つということで公表させていただきました。小国町の防災計画書によりますと一時避難所が地震の場合は43カ所ございます。水防の場合48カ所ということで、水防のほうが多いわけですが、指定避難所の防災計画上も地震の場合は12カ所というふうに数多く位置づけられております。しかし、今回の場合は大字1つということで当初から周知をさせていただきました。必ずしも6カ所が指定避難所であるかというわけではございませんで、今回は大字の1つということでございます。その点につきましては、災害の規模等によりましては、やはり今、防災計画は水防、水害等は15カ所と、地震のときは12カ所というふうに位置づけておりますので、地震の災害の規模等によりましては、指定避難所の数もふやすことが出てくると思っております。また、それに対する職員の配置、体制も整えながら避難所の数と待機の職員、巡回の職員も配置しながらケースバイケースというところですが、やはり被害の規模、災害の規模によって変動していくというふうに考えております。

5番（児玉智博君） 被害の規模に応じて対応していくということでしたので、それは一定は評価、評価というか、悪い答弁ではないと思うのですが、ただ実際、今回の地震を振り返ってみた場合に、実際そこに避難している人たちがいらしゃったわけですね。やはりいろいろお話を聞くと、やっぱりその離れた、町が放送するような避難所までは行けないけれども、でも自宅に一人であるのも怖いから、みんながいるこの、要は、その一時避難所になるような、集会所ですけれども、ここに避難しているのだとおっしゃる方がいらしゃったわけですね。やっぱりそういう声にしっかりと応えて、町が、安全が確認できるということが大前提ですけれども、やはりその確認を行って、指定避難所ということにして、食料や水なんかもそこにもきちんと届くような手立てがとれなかったのかと、そういうふうに思うわけです。それで場合によっては、指定避難所もふやすということでありましたが、今回、地域の集会所が災害発生時に発揮する役割が極めて大きいということも、もう十分認識されていると思います。この地域の集会所について耐震判断やあるいは耐震工事をその集会所を管理している行政の組などが行う場合に、町がそういう費用の一定額を助成していくことは、防災の促進につながると、そういう集会所の耐震化、安全化を進めることに役だつと思うのですが、その検討は今後されるべきだとは思いませんか。

建設課長（佐藤彰治君） 指定避難所の耐震化ということでございます。町のほうで3年前に耐震改修促進計画というのを策定いたしまして、年限が昨年度までの3カ年間、それから昨日補正のほうで御承認いただきました件で、さらに5年間の促進計画の見直しの延長ということで進めてまいるところでございますけれども、これによりますと公共施設等の耐震診断、それから診断に基づく改修工事等につきましては、国が3分の1、地方自治体が3分の1というような、ほぼそういった補助で、体系で事業としてはありますので、そのあたりでいいますと、町のほうも3分の1補助しながら、そういった公共性の強い建物について補助していくというような形は今後あ

ろうかというふうに思っております。

5 番（児玉智博君） ではそれがいわゆる自治公民館というか、地域の集会所ですね、集会所には名前はいろいろあるかと思えます。集落館とか公民館とか、どこどこ集会所とか、そういうところも公共性が高いというふうに認めて、国が3分の1、自治体3分の1ということでしたけれども、それがでるということでよろしいですね。

建設課長（佐藤彰治君） はい。具体的には、その施設が公共性が認められればという条件なものですから、そのあたりが指定避難所ということで町の防災計画に位置づけて、そうした中での施設であればこういった事業に乗せることもできるかというふうに考えております。

以上です。

5 番（児玉智博君） それでは、やはりその防災計画に位置づけられたところと、位置づけられないところでの差が出てきた場合に、どうするかということになるかと思うのですが、やはりその安全だということが大前提ではありますが、そういう協議をやはりその地域の皆さんとしっかり行って、やはりその地域の実情に応じた指定避難所づくりというのが、まずその先ほどいわれたような計画を進めていく上で重要だと思いますが、今後しっかりやっていただくというお約束はしていただけますか。

町長（北里耕亮君） はい、きょう御質問の中で御意見をいただきまして、そういったどの部分の公共性という、その基準がやはり私自身もその従前から話題にはして、この通告もあったものですから話題にはしてはしておりましたが、正確にじゃあそこはどこが認めるのかとか、そういった部分も含めてきちっと対応ができるように、内部で精査をして、精査というか、検討をしていきたいというふうに思っております。今、防災計画に載っている、載っていないというのが基準になるのかともまだ不明でありますので、そこもそれは総務なのですか、わからないのですね、必ずしもそうではない。ちょっと内部でしっかり検討しまして、お知らせができるようであれば、またさせていただきたいというふうに思っております。

5 番（児玉智博君） いや、もうはっきりとそういう地域の集会所が耐震化とか、耐震診断をやる場合は、町が補助する考えはないかともうはっきり通告していたわけですよ、何のための通告かという話ですよ。ちゃんと検討して、きちんとした答えを出せるようにしていただかないと、何のためのこの一般質問なのだということになりますので、もうこれは後日でも結構ですので、やはり議会に今、質問した件をはっきりと答えを出していただきたいというふうに思います。

さて、次に、福祉避難所についての質問であります。普通の避難所への避難が困難な高齢者の皆さんや障害者の皆さんのための福祉避難所に小国町では老健施設とそこの社会福祉協議会のところ、それとサポートセンター悠愛の3施設と協定を結んでおると思いますが、これらの福祉避難所は、今回利用実績はどうだったのか。また、利用すべき被災者が適切に利用できたのかお答えください。

福祉課長（木下勇児君） ただいまの御質問ですが、おっしゃったように3カ所と平成25年4月に町のほうで福祉避難所ということで協定を結んでおります。今、おっしゃったとおりに福祉避難所という位置づけとしましては、一般の避難所での避難が困難な方、その方たちのための避難所ということで、高齢者や障害者などが対象になるかと思っております。また、福祉施設のほうでは老人保健施設については主に介護等が必要な方、サポートセンター悠愛については障害者の方を中心に受け入れるというような想定がされております。社会福祉協議会については、その後方支援という形にどちらかの、先ほど言われたようなキャパの問題で次の対応という形になるのではないかというふうに思っております。

今回の受け入れにつきましては、まず老人保健施設のほうです。こちらにつきましては、町のほうで避難所のほうを保健師又は看護師のほうも協力をいただきまして、毎日、当初は常駐して、数日後からは巡回という形で回中で気になる方には、そういった相談したり、血圧を測ったりとそういった中でちょっと病院に行ったほうが良いという形で、医療機関のほうに行ったり、そういう中で福祉施設のほうで受け入れたほうが良いということで、4月18日から間で途中切れたりもしたのですが、避難勧告等でまた再度来られた方という方たちもおりますので、17日間で3名の方。3世帯ですね、すみません。3世帯6名の方を受け入れております。そのほか、サポートセンター悠愛につきましては、発災直後からになります。特にグループホームの方々、こちらはグループホームの方々と日ごろサポートセンター悠愛のほうを利用されている障がい児、障がい者の方、またその家族という形で、福祉避難所の避難者というよりは、あそこの施設を利用されている方たちが避難されたということで、こちらは4月14日、1日間をはさみまして4月15日から最終的には4月27日までで受け入れを行っております。4月16日ピーク時には107名の方が、あそこの入所者と別に避難をされておるとい状況です。そういった中で、今回の震災を見ますと、町としてはある程度適切な対応ができたのではないかというふうには思っております。

5番（児玉智博君） それで、ある程度適切に対応できたというふうに言われました。まず1点目、先ほどの熊谷議員からの質問にありまして、やはり各介護施設の確認で漏れているところがあったということで、もし、介護施設が被災していて、もうそういう使えないような状況になっていたら、この人たちは間違いなく福祉避難所に避難すべき人になると思います。そういう中で、やはり一応は一通り声をかけたというふうにおっしゃいましたけれども、どの段階でその確認が終わったのかと。地震があって日が開ける前にはきちんと終わっているのかということも問われると思うのです。もう1つが、その知的障害者や精神障害者の方々が暮らすグループホームです。これは町内に14カ所あります。各グループホームの体制は夜間支援員1名と調理の方1名ですが、夜の8時ごろから翌朝7時ごろまでは、1名みの体制になるということです。こうした施設で暮らす方の中には、だから一般の避難所には避難することは明らかに困難な状態の方もいる

と思います。だからこそ避難勧告が出た際にはサポートセンター悠愛が受け入れたということになると思うのですが、しかし、今回、その受け皿となるサポートセンター悠愛は、避難勧告が出ていないときはこういうグループホームの利用者の人たちは、支援員の方からちょっと不安がついているとか、そういう相談があっても、避難の受け入れをしてくれなかったというふうな話を聞いております。この事実は御存じですね。

福祉課長（木下勇児君） まず、福祉避難所の受け入れはいつの時点で完了したかというような形ですが、あくまでその避難所発災直後につきましては、大変特にドームは混乱というか、非常に多くの方が避難されております。その中で周りの方が気づいて声かけしていただいた部分もあるかと思いますが、毎日、保健師のほうの巡回のなか、また、DPAT等の医療チームの巡回、そういうのも協力を仰ぎながら、もちろん気づいた時点で受け入れをしたということもあります。ですので、発災直後というよりは、その翌日という形又は数日経ったあとでやはりという形で福祉避難所のほうはということで、ご家族と相談して移っていただいた方もおられます。そういう形で、必要にその方の状況を見た中で対応をしております。

それから2点目のグループホームの件ですが、今回、グループホームからの避難につきましても利用者すべてサポートセンターのほうに避難したわけではなくて、その場所にとどまった方も数名おられるということは聞いております。それから、もちろんそれは状況を変化であったり、人間が多くて逆にパニックを起こすというような状況の方たちもおられるということで、その方たちとの状況の中で施設のほうで判断したというふうに思っております。

5番（児玉智博君） 今の答弁しかできないということは、それは状況を全くつかんでいないということだと思うのですよね。まず大前提として夜間支援員の方たちというのは、そういう専門的な知識を持っている方ではありません。普通の一般の人たちが1人で見ていらっしゃるわけですよ。そういう方たちがやっぱりこう地震で揺れて、もう泣き出してしまう人たちとかがいて、やっぱりこれは自分では責任を持ってないからといって、悠愛に受け入れてもらえないだろうかという相談をしても、うちは避難勧告が出ていないと、受け入れられないからあなたたちで見てくれと、こういう対応をされたという方が複数いらっしゃるわけです。それをつかんでいないということは、大変重大だと思います。町と協定を結んでいる。平成25年に結んでいる施設です。その協定がきちんと履行されているかどうか。それは確認する責任が行政にもあるというふうに思うのです。しかもサポートセンター悠愛の運営主体というのは社会福祉協議会です。社会福祉協議会というのは、市町村に必ず設置しなければならないという法律上で決められたところです。いわば市町村に次ぐ、準公的機関だと思います。何よりこのサポートセンター悠愛というのは、町直営の小国学園が民営化されて今のサポートセンター悠愛になっているわけですから、町は民間のことだから口を出せませんというようなことは当然言えません。当然、しっかり指導監督する責任が町にあると思いますが、いかがですか。

福祉課長（木下勇児君） 大変申し訳ありませんが、今、児玉議員がおっしゃった関係については、私のほうでは事実の確認というか、把握ができておりませんでした。その件につきましては、社会福祉協議会、サポートセンター悠愛の施設長とも確認をさせていただきたいと思います。

町長（北里耕亮君） ただいまの件につきまして、もともと議員がおっしゃったように、小国学園という町の施設を法人化ということで移った部分でございます。大切な入所者の方、障がい者の方であります、町の部分の大切な方々であります。その安全に関する部分も今後はしっかり連携をさせていただきながら、場合によってはいろんな協議、指導というそういった部分、必要があれば綿密に行っていきたいというふうに思っております。

5番（児玉智博君） やはり今回の地震では、町内の障がい者の方々にも精神的な負担が発生したわけですね。あるグループホームでは度重なる余震への不安で夜中に泣き出してしまう女性がいたそうであります。また、同じホームの男性は、それまで離れて暮らすお父さんが菊池市から定期的に会いに来ていたそうであります、地震の影響でしばらく来られない日が続いたそうです。それが原因でやはりこの方、お父さんのことが大好きなのでしょう。不穏になってしまうなどの影響が出ていたといいます。先程も申しましたけれども、支援員と行っても何も特別な知識や経験がある方たちではありません。やはり皆さん何かあったときに、自分で対処できるだろうかと不安になりながらもお仕事をされているわけですよ。そこで悠愛に受け入れてほしいのだという助けを求めても、避難勧告が出ていないからあなたが見てくださいというふうになったわけです。これはあまりにも冷たいと思います。絶対に町もしっかりこの事実確認を行って、議会にもきちんと報告をしていただきたいというふうに思います。

次の質問であります。昭和56年5月31日以前に建築された住宅は、現在の耐震基準と比べて耐震性が低いものが多いというふうに言われております。地震に対して安全な住まいとするためには、耐震改修工事などの備えが必要だとする御意見が地震後、私のもとにもよせられております。小国町にも昭和56年以前に建てられた住宅が数多くあるわけですが、小国町でもその一般の住宅が耐震診断や工事を行う際への助成金というのは検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

建設課長（佐藤彰治君） おっしゃっているものにつきましては、町の民間の住宅の耐震診断に対する町の補助と。

5番（児玉智博君） 耐震診断とその必要があればその改修までの工事費用。

建設課長（佐藤彰治君） 改修までの工事費の負担を町費でというお話ですかね。

5番（児玉智博君） そうです。

建設課長（佐藤彰治君） 先程ちょっと前段で御説明しました耐震促進化計画に基づいて、これは小国町で策定している計画書でございまして、この計画に基づきますと町単独でということではございまして、補助事業というような中で、民間住宅につきましてもうたいこまれているとこ

ろでございます。それにつきまして、耐震の診断につきましては、同じくやはり3分の1国から、そして自治体も3分の1というようなところでの診断については補助事業がございます。ですけれども残りの3分の1はもう家主さんのほうで負担していただくという形になろうかと思えます。引き続き診断結果が悪くて、当然、それに対する改修という必要があるという判断された場合のそれに対する改修費というのが、民間実施ということ、ご自身で実施されるということであれば、国から11.5%、改修費のですね。あと地方公共団体、町のほうになろうかと思えますけれども、同じく11.5%、合わせて23%の国費と町費をもって工事に対応することはできるという事業でございます。ただし、個人負担はかなりちょっと大きくなるということでございます。そうした情報のほうは、こちらのほうで持っておりますが、なかなかちょっと今までの実績がございませんで、初めての地震ということで、こういう事業のメニューは今後生きてくるだろうというふうに思っております。

議長（渡邊誠次君） 児玉議員に申し上げます。持ち時間が大体約5分前ですので、よろしく願います。

5番（児玉智博君） それではちょっとまとめたいと思いますが、まずその1点目、その制度の周知というのもこれを機会にやっていただきたいというのと、熊本市では耐震の診断を受けて、補強計画設計まで補助があって、実際に工事を行う場合は、費用の2分の1の助成を行っているわけでありまして。上限が60万円という上限はありますが、やはりこういう独自の上乗せというのも町としてぜひ検討していただきたいというふうに思います。

最後の質問、もう1問通告していますので、時間がありませんが、ちょっと折角ですのでさせていただきます。

稲作をする上で、法面や畦畔の除草作業は最も体力や手間、時間を要する大変な作業であります。高齢化などで耕作をやめる理由の大きなものがこの除草作業だということも言えると思えます。今後、耕作放棄地の増加を防ぐためには、除草作業の手間を軽くしていくことが大変重要だと思います。また、町道沿線の草刈りにも毎年大変な予算が組まれています。毎年1千万円を越す負担が町に発生しているわけでありまして、これらを踏まえて、本日提案したいのがグランドカバープランツ（地被植物）というのであります。これ6月1日の日本農業新聞に公表されているのですが、豊後大野市では、市内の35ある豊後大野市集落営農法人というのがありまして、その協議会をつくっているわけです。この協議会に加入する14の法人が2013年に畦畔管理部会を立ち上げました。この集落から各参加法人が1人ずつオペレータを出し合って、だから14人になるわけですが、部会役員とともに作業、そういうグランドカバープランツ（地被植物）の作業を受託するわけですが、このグランドカバープランツ（地被植物）というのが、いわゆるセンチピートグラスというのを、種を吹き付ける機械が大体500万円ちょっとするんですけども、それを市からの助成も受けて購入して、そのオペレータの皆さんが吹き付け

ていくという作業をしていくわけであります。これをするると夏場の除草作業というのが通常、年4回から6回行うわけですけれども、3年後にはうまくいけば夏の草刈りが最小なら冬1回ですむというものでありますので、ぜひ、こういう町として、こういう技術者の要請などもして、そういう田んぼの畦畔とか法面、あるいは町道沿線にこういうことをやっていくと、将来的には耕作放棄地が少なくなるし、そういう除草作業の費用も節約されていくと思うのですが、その検討はいかがでしょうか。

建設課長（佐藤彰治君） 私のほうはちょっと町道とか林道の沿線について今のお話の限りでお答えしたいと思います。

実は、そのグランドカバープランツというのは、私が存じていなかったものですから、私なりにちょっといろいろ調べました。その調べた中では、土砂の流出であるとか、除草の抑制だとか、植生の抑制だとかいうような効果があるということで、いろんな種類がある中で、吹きつけの種子から育てるということなので、その機械等も先程おっしゃったような500万円ぐらいかかるというようにお話ですが、現在、除草作業は業者委託分と地元の愛護費という関係で、町道関係、林道関係除草をしていただいているところがございますけれども、大体、業者さん委託の場合はメートル100円程度の経費がかかるということで、毎年1千万円程度の主要な路線については町のほうで施行しているというような状況もございます。おっしゃるとおり費用対効果の件もどれほどの経済的に有利になるのか、また、そうした特殊な作業員がいるのか、そうしたことも今後調べた上で、参考としてお伺いしておきたいというふうに思っております。

5番（児玉智博君） では、産業課はどうでしょうか。この耕作放棄地の抑制のために、だから農家の皆さんの負担軽減のためにこういうことも検討すべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

産業課長（澁谷洋典君） 私もこのグランドカバープランツという機械のことは全然知りませんでした。小国町ではそういった農地の管理というのは、中山間の集落協定の中で、各集落で行っておりますけれども、リーダー会議等年間2回ほど開催しておりますけれども、その中でもそういった要望等も声も聞いておりませんでしたので、ちょっとまだ検討する段階には至っておりませんが、ちょっとそういった事例があれば一度視察に行くとかして、中山間の集落協定の会議の中でもちょっと話をしてみたいなと思っております。

5番（児玉智博君） 時間ですので、終わりますが、やはり今、田んぼ、田植えなどが行われているのですけれども、本当に高齢が近いような、高齢者になっている方たちが担っているわけですよ、そういう中で人からもいろいろ頼まれて、田植えから稲刈りまでされている方がいらっしゃいますけれども、そういう方たちがもうやはり自分だけではもうその除草が手に負えないから、もう人を、草刈りで人を雇って、中山間地のその補助金は結局その日当に消えてしまうと、手元に残らないと、こういうような状況の方もいるというふうに聞いております。やはりそういう人たちがやっぱりこういう負担から解放されていくということはやっぱり重要なことだと思います。

ので、ぜひ、検討をお願いしたいと思います。

終わります。

議長（渡邊誠次君）　ここで暫時休憩をいたします。午後は1時から再開いたします。

（午前11時52分）

議長（渡邊誠次君）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

議長（渡邊誠次君）　穴井帝史議員、登壇を願います。

1番（穴井帝史君）　まず、今回の地震におきまして、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。幸い、小国町においては甚大な被害はありませんでしたが、主要国道等における被害などで、観光客の激減が大きな問題となっております。南小国、産山などは30%割引の町外向けのプレミアム商品券の発行などを行っておりますが、小国町におかれましては、なんらかの支援策はお考えかどうかお尋ねします。

情報課長（佐々木忠生君）　お答えいたします。

小国町といたしましてといいますか、まず国のほうで、国の補正ということで180億円ほどの予算で九州にいかにか人を呼び込むかというようなところで旅行プランの助成制度という部分が創設されております。それをうまく活用して人を呼び込むところを進めていきたいなというふうに思っております。また、復興キャンペーン等の展開等もあわせて福岡もろもろにおいて観光PR等を行っていききたいなというふうに思っております。

1番（穴井帝史君）　観光PRとございましたが、観光PRだけでは物足りないものではなかろうかと私は考えております。また、今お話にございました国が180億円ですか、最高70%の補助率の九州旅行に助成をすることは決まっておりますが、これは7月から9月が70%、10月から12月は50%となっております。これについて、やり方ですね、どういうふうな、新聞とかによると旅行サイト、また、旅行会社に委託されるとありますが、7月からの運用とありますけれども、これについてのマニュアルなりやり方の報告は、県なりからきているのかどうかお尋ねします。

情報課長（佐々木忠生君）　九州旅行7割助成、5割助成ということで、基本的に5割助成ということで、特に被害の多かった熊本、大分につきまして7割助成という部分で検討はされていると思います。ただ、今、国のほうから九州7県のほうにおろされまして、先般6月10日の日ですかね、県議会のほうも65億円ぐらいの予算で成立されたものと思っております。ただその内容等については、昨日14日現在でもちょっと県のほうに確認したのですけれども、内容等わかっておりませんので、今後わかり次第また対応させていただきたいなというふうに思っております。

1番（穴井帝史君）　この補助金について、もちろん旅行会社に対する手数料とかそういうのもあるのではなかろうかと思ひますし、また支払いが現段階では2カ月後ということも聞いておりま

す。商売人の方々は実際、お客さんからは3割のお金しかもらえません。支払いがもし2カ月後であれば、その間の運転資金は絶対必要になると思うのですが、その辺に関してどうお考えかお答えください。

情報課長（佐々木忠生君） 昨年度も、国の先行型といいますか、市町村が実施した分と県が実施した分の旅行券がありまして、県の実施分につきましても2カ月後というようなお話をお聞きしております。そのときも県のほうに要望を上げましたけれども、そのまま1カ月なり、2カ月かかったというようなことも受けております。今現在新しい旅行助成という部分についても、県の要項等が定まっていない段階で、当初からそういう2カ月もかかってはちょっと宿泊業も困りますということで、県のほうに考えていただけませんかというような要望を上げさせていただいております。

1番（穴井帝史君） 私が思うのですが、今現在、町の利子補給制度がありますよね、2%の商工会委託のですね。あれは現在のところ設備資金にしか適用されておりましたが、今回、28年度でも暫定的に運転資金に流用することはできないのか、どうでしょうか。

情報課長（佐々木忠生君） 設備に対する利子補給ということで、確かに2%以内ということで、今現在行っております。ただ、今回運転資金というような部分でございましてなかなか使途がわかりづらいというようなこともございます。もう1点はかなり低利な融資制度というのがございます。政府系の金融機関であれば、直接的な被害、これは損壊したとかいう分ですけれども0.4%、間接的な、今回のような営業的な被害で0.5%と、あともう1点は、民間の金融機関におきましても5年以内で0.5%、6年から10年で0.7%という低利な部分もあります。ただし、これにつきましてはセイフティーネット、第4号の町のほうが認定とか罹災証明を受けた場合とか、そういう条件等がありますけれども、そちらのほうでも御活用いただければというふうには思っております。

1番（穴井帝史君） そういう有利な、低利資金が出るのはわかっておりますけれども、なかなか私もその申し込みの用紙などを見たのですけれども、お役所仕事という言い方が適切かどうかわかりませんが、何しろちょっとややこしい面がございまして、やっぱり銀行から借り入れを受けるものも結構いらっしゃるのではなかろうかと思うのですよね。その辺までお考えですか。

情報課長（佐々木忠生君） 今回は、商工観光業者という部分で一応、商工会のほうにも相談窓口を設けまして、各金融機関との相談とか、そういう手続きの件とかは対応してもらおうような打ち合せ等は行っております。

1番（穴井帝史君） できれば、ただでさえ商工業に対する補助はもう少ないのが実情ですので、できれば前向きに、ちょっと何らかの線引きを設けるなどして前向きに考えていただきたいと思っています。

情報課長（佐々木忠生君） はい、確かに新しい旅行プランということで、県の状況がわかって、確かにそれでも2カ月というようにいろいろな状況が・・されております。その状況によっては、もし必要性というような分が町のほうで判断できるようなことがあれば、検討させていただきたいなというふうには思います。

1番（穴井帝史君） 確か、5番議員からも道路についての話が先程ございましたけれども、やはり県は違いますけれども、九重町あのあたりとの連携をしながら、国道の入り口の青看板ですね、あのあたりが九重町役場に入っていくところあたりには一切熊本とか、阿蘇とか表示がございませんので、できればあそこあたりに、阿蘇とか小国とかいう九重インターから降りて、あの橋の部分ですね、国道210号線の、あの辺に表記してもらった方がいいのではなかろうかと考えております。現在は、昔のずっと下って行って右手にうどん屋さんがございますけれども、そこには小国と青看板に表記がございます。できたらその辺も九重町との協議を持って、国土交通省のほうに申請をしていただければと考えております。

情報課長（佐々木忠生君） そうです。九重町からの誘導ということで、インターを降りましたら、基本的に国道、県道というような部分でございまして、今後、玖珠の土木事務所と協議をさせていただきたいと思っております。看板の管理についても玖珠の土木事務所のほうがやられているかなと思います。また、小国町の観光振興会議のほうで九重インターからの誘導という部分で、チラシのほうを作成させていただいております。福岡等のイベント等でも配布をさせていただいておりますし、町のホームページにも掲載をさせていただいております。そういうところで道路の部分の案内はさせていただきたいと思っておりますし、また、九重町との連携という部分については、地震復興に向けての風評被害払拭に向けての各そういうPRとかそういう部分で九重町あたりとも連携がとれれば一緒に進めていきたいなというふうに思っております。

1番（穴井帝史君） 迅速な対応をお願いしたいと思っております。

それではちょっと次の質問にまいりたいと思っておりますが、きのう本議会後に現在、教育委員会、地籍、議会事務局、議場の移転において、役場裏にウッドALC工法がよいのではということでしたが、この件に関しては私も賛同しますが、平成25年に耐震の診断を受けたという説明が6月1日の報告会のときに町長からございましたけれども、その際、議会への報告はなかったと思っておりますが、これはもう単なる議会軽視ではありませんか。どうでしょうか。

町長（北里耕亮君） 平成25年に耐震診断の調査結果が出まして、町行政内部でその把握は当然させていただいておりますけれども、今回、ほかの議員の方からも、全員協議会の際にも少し話題になりましたが、その部分については、行政としても把握をしておりますが、諸事情により、財源的な部分で開発センターは町民の会議等、さまざまな部分に使われておりますけれども、早急に大変多額の財政的な必要性というか、そういう部分が金額的にもかかりますので、長期的に建てかえの計画を定めてはございましたけれども、そこまでには至らなかったという部分はあり

ます。総合計画等で計画には入っていたのですが、今言うような理由でそういうふうなそれを前倒しして取り壊し、その次には建てかえという部分までには至らなかった部分については、あったかと思えます。ただこれ議会軽視という言葉が今、ございました。決してそういうことではなくて、内部で検討はしておったというような状況でございます。地震、これの発言をなかなかあれするといけません、こういった大規模な地震というのを日ごろから想定をしておかなければという1つの反省は、今回あったかと思えます。ただ、今後前に向かって是非、進んでいきたいというふうに思いますし、そういう意味でも昨日も、議会が終わったあとに皆さん方に一定の方針を示させていただいた部分であります。当然、議場が開発センターの中にはありまして、そこができない、じゃあ議場はどうするかという部分で、これは議会の方々に大いに関係がございますので、一緒になって考えていければというふうにも思いますし、また、昨日の会議の中では、一定の部分、大きな方向性は理解したと、あとはスピード感を持ってやってくださいというような御意見もいただきましたので、その言葉を受けて前に向かってやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

1 番（穴井帝史君） 私としては、25年に議会に対して報告があれば、現在のようなやっぱり異常な事態は避けられた可能性もあったのではなかろうかと感じましたので、そういう発言を致しました。

5月から町民の利用は禁止しておりますが、いまだに先ほど申しあげました3施設において、職員がその中で1日仕事をしているわけなのですよね。職員のことはどうお考えですか。あの中で、開発センターで現在仕事をしている職員のことはどうお考えかをお聞きます。

町長（北里耕亮君） 当然、安全第一という部分で速やかに、その場所で業務を行っておりますけれども、そういった部分の移動先が整えば、速やかに移動して業務を行っていただくという部分であります。昨日もお話ししましたが、もう御案内のとおり、速やかに移動する先は、今現在ありません。それを整えるためにしっかり今発言したように、前に向かってスピード感を持ってやっていきたいという部分でありますので、このあたりはぜひ御理解をいただきたいと思えますし、当然、職員の部分も考えております。

以上です。

1 番（穴井帝史君） これはある町民から聞いたのですけれども、現在もあの中で職員が仕事をしているのであれば、昼間だけでも使うことはできないかという意見も実際あるのですよね。その中で、もう何か1回前に、何か裏のプレハブがあるところに、なんか移動するような話がございましたが、その辺はどうなっておりますか。

総務課長（松岡勝也君） 昨日もちょっと終わりました、ウッドALCの話、プレハブの話をさせていただいたとき少し触れましたが、今庁舎の真裏に書庫の10件の3件くらいのプレハブがあ

ります。そちらのほうを早急に物品を移動させまして、その内部改修とある程度電気関係、行政システム関係の引き込みを早急に行いまして、あちらの方で、今考えておりますのが、教育委員会と地籍係のほうをあそこに移動をお願いしたいなと思っております。議会事務局につきましては、別途プレハブのほうをリースいたしまして、合わせまして28年度の確定申告の会場がないということもありまして、プレハブを併用しながらの議会事務の部屋というのを来年の3月までぐらいひっぱりまして、その間に庁舎裏に建設をするというところで、仮設をしながら新設をするというふうな考えを持っております。

1 番（穴井帝史君） 今、総務課長の言葉の中に早急にと出ましたけれども、昨日私、帰りがけにプレハブの中を確認したのですけれども、まだ荷物もそのままになっている状態であるのが事実であります。非常に考えが決まっても、その行動があまりにも遅すぎるのではなかろうかと感じておりますが、いかがですか。

町長（北里耕亮君） 決してそうではなくて、昨日の補正予算の中にも、書庫の棚とか、そういった部分、あの中にまだたくさん書類とか、荷物があります。それをどこかというか、違う場所に移さなければなりません。その移すところの棚等の費用を計上させていただきました。それが認められましたので、早急にそれを発注し、そして動かせる状態になります。すぐ動かして、そして次は電気とか、そういう空調とか、そういう部分をして机を配置して、そして移動と、そういう手順になります。

補足があれば。

1 番（穴井帝史君） この中にも現在、開発センターの中で仕事をされている方が数名おりますが、だれでもいいですので、現状、どう思っているか、言える方がいればお願いしたいと思いますが、いかがですか。

町長（北里耕亮君） 執行部は1つの執行部ということでありまして、当然、私も先ほど冒頭いいました議員の御心配は本当にありがたい部分であります。そういう部分でスピード感という部分については、一刻も早くという部分で昨日補正予算も認めていただきまして、この議会、6月議会もう終了後に速やかにそういう作業をさせていただいて、当然、職員の恐らく心配であろう部分もひしひしと伝わってきます。そういう部分は個人から意見をという部分より、私が代表して答えますので、そういう部分で少し時間を、少しというかスピード感を持ってやりますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

はい、以上です。

1 番（穴井帝史君） 是非とも、本当災害はまたいつくるかわかりませんので、本当に迅速なスピードある解決を望んでおります。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。1時30分まで休憩を致したい

と思います。

(午後1時23分)

議長(渡邊誠次君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時30分)

議長(渡邊誠次君) 続きまして、松崎俊一議員、登壇をお願いいたします。

8番(松崎俊一君) 8番、松崎です。

私のほうから、熊本地震につきましては、お亡くなりになった方、それから被災をされた方々、気持ちは同僚の議員のおっしゃるとおりであります。私も当初、避難所となっております小国ドームとか幾つかの場所を拝見いたしました。また、いろいろな方々から、いろいろなお話も聞きました。ほかの議員も状況を把握するために、いろんな各避難所を回ったというふうに聞いております。4月16日には、小国ドームの中の部分に約700名、これはあとから正確な数字があるかもしれません。それから、そのほかの避難所、それから車の中で車中泊という方々を含めると、概算で2千人近くは避難をされたとか、非常に怖い思いをされたと、そういうふう感じております。小国の災害のほうが少ないとはいえず、やはりいつくるかわからないこの揺れに対しまして、住民の皆さんは非常に恐怖を持たれていた。また、地震自体も収束をしていないということで、非常に気がかりではあります。私のほう、先月5月の末にボランティア連絡協議会というのがありまして、そちらのほうから声をかけまして、小国町から32名ですかね、西原村のほうのボランティア活動、そちらのほうに参加してきました。小国町の社会福祉協議会のほうは、もう何度もそういったボランティアセンターの運営に携わって、それから西原村のボランティアセンターのほうには、郡内、それから県内、それからそういったボランティアセンターを運営する係の方々。それから直接ボランティアに来られる方々が日本全国から集まっていたように感じております。外国人の方も何人かいらっしやって、復旧に力を入れていたということがありました。地震の影響による海外からのお客様、それから国内の観光客の減少、これがいつまで続くのか。また、商工業、観光業の売上の減少は、じわりじわりと響いて、さらには税収が減る。町の財政の悪化に直結する。そのように感じております。先程情報課の課長のほうからありましたように、効率的なキャンペーン、こういったものを求めるところです。当初激しい余震の場合は、ある意味で皆さんが自粛をされたというような状況があったと思います。ただ、先程言いました経済的な活動とか、そういった部分でいきますと、震災あとの復興のためにお金を回していくということも重要なポイントになるのではないかと感じております。

それから次に、57号線の崩壊につきましては、想像をはるかに超えたものになりまして、阿蘇には年間1千600万人ぐらいの観光客の方が、日帰りとか宿泊とかいろいろなものを含めまして来られているという統計があります。そのうちの半分、もしくは半分以上の方がやはり57号線を通して阿蘇のほうに向かって来る。そのうちの何人かがまた何十万人が小国方面に来るとか、

あるいは瀬の本、大分方面に抜けるとか、いろんなそういった状況になっていると思っております。例えば、杖立あたりについてのアクセスにつきまして、5番議員のほうからの御意見と重複する部分もありますが、例えば、マスコミ、先程言いましたマスコミに対しますキャンペーンなど、具体的にどのように考えているのかをお聞きしたいと思います。

町長（北里耕亮君） 前の議員の方の質問にもありましたけれども、やはり観光に占める地震の影響というのは大変多い部分があります。観光だけではなく経済的な分野に相当影響をいたしております。そういった部分で私も、担当課は情報課でありますけれども、数回そういう観光PR等に出向いて行っております。そういった部分で少し感じる場所は、やはり行動しないよりするという部分が非常に効果はあったと思っておりますけれども、町だけではなくて、ツーリズム協会、杖立温泉の観光協会、それからわいた温泉組合、それぞれ団体があります。そういう団体ももちろんPR活動をいたしておりますが、場合によっては小国町と南小国町合同のPR部分、それからさらに場合によっては阿蘇郡市全体で、例えば、デザインセンター組織されておりますが、そういった部分で、やはり阿蘇という部分を打ち出すという必要性も大変必要だなどというのに、そういう思いに駆られております。また、東京の銀座には熊本館という店舗がございます。地震後、大変支援の意味も含めて、盛況であるというふう聞いておりますが、実際私も1回行きまして、パンフレット等が、阿蘇地域のパンフレットが少し減ってございましたので、至急そういうのを追加するというような動きをしたり、全体としてやっぱりしっかりやっていかなければというふうには思っております。そういった部分でマスコミ等の御協力もいただき、向こうから支援をという部分もあります。マスコミさん。それから自治体としては、北九州市さんあたりはそういう場所を提供するのも通常であれば有料のスペースなのですが、無料で支援という位置づけから、その場所を提供していただいて、北九州市の市長さん含めて、小国をPRしていただいたと、その位置づけとしては「ウルルン体験教育」とか、従来から小国と関係がありましたものですから、支援したいというところから大変お世話になった部分であります。福岡市長もしかりでありまして、大変お世話になっているところであります。

補足があれば、なにか。

では、以上でございます。

8番（松崎俊一君） 8番です。

実は、昭和50年ぐらいでしたか、大分西部湯布院町近くのやっぱり大きな地震がありまして、そのときにあるホテルのロビーが崩れたような映像が全国に流れまして、それで湯布院あたりのあの周辺のお客さんがぐっと減ったと、これは何かといいますと、そういったマスコミの力によって、非常にお客さんが増えたり、減ったりするということを感じたと、そういうことを当時の観光振興の方がおっしゃってございました。それで、そこで湯布院町、あるいは今の由布市ですかね、その観光に携わる方々が、ではマスコミを利用して、マスコミにいろんなことを訴えて、

それを流してくれる。そうすればまたお客さんが帰ってくるというような戦略をとったというふうに聞いております。これは小国町と湯布院との関係もあるから、そういった話は聞いています。そこで今回、例えば、福岡駅の前で、博多駅の前でキャンペーンをした。キャンペーンをしたからキャンペーンをした人が、したのを見た人がお客さんになって来るというよりも、それを流した放送ですよ、放送局が流して、それを見たお客さん、テレビを見た視聴者の方々が「ああ、やっているな」とか「がんばっているな」とかいう部分で流れてくると、そういうことではなかろうかと思えます。そのためには、先程情報課長からもありました小国に入るルートとか、いろんな部分をしっかりとその見る方々に伝えるとか、そこに非常に戦略性がありますから、ただ行ってキャンペーンをやったらよかったということではなくて、やっぱりそういったマスコミ、テレビ会社とかラジオ会社とか、そういうところを巻き込んでやるというそういう戦略性が必要と思いますが、そこについていかがでしょうか。

町長（北里耕亮君） 御意見のとおりでありまして、先方に伺うと、「やはり道は大丈夫ですか」というような問いがあります。そのときに、丁寧な答えをさせていただきまして、「確かに212号線は通れませんが、迂回のこうこう、こういうルートがあります」また、「高速道路を通過てこういうルートがあります」という部分もありますし、チラシとか、そういう部分も示させていただいて、丁寧に説明をさせていただいております。

それから前段のテレビの影響というのは、おっしゃるとおり大変大きい部分があります。まだ早い段階、地震が起きて早い段階にも電話取材とか、鍋ヶ滝からちょっと放送するとか、そういう部分もこの小国町は元気ですよというような部分も東京のほうから放送しませんかというような紹介もあったり、それでそれを利用というといけません、お世話になった部分もあります。

以上です。

8番（松崎俊一君） そのあたりしっかり戦略を考えて行っていただきたいと。

それから次に、私のほうが平成25年9月の一般質問で、非常用の防災の備品ですかね、非常備品そういったものをちょっと紹介して、皆さんに見せたところです。今回もそういった防災グッズが役に立った。例えば、家の中に何かガラスとかいろいろなものが散らばった場合には、スリッパみたいな靴みたいなものがあるとか、それから揺れたときにヘルメットを被るとか、いろんな意味でそういった防災のグッズ、それからラジオであったり、ヘルメットであったり、そういったものがいざというときに役に立つと。何日かすればいろんな意味で支援物資とかそういうのはあるのかもしれませんが、やはり1日、2日とかそういうところが、今回、小国の場合はそういう切羽詰まった状況は少なかったかも知れませんが、実際問題として南阿蘇村であったり、あるいは益城町であったり、それから西原村であったり、そういった経験をされた方がいらっしゃると思うのです。そういう意味も含めまして、非常備品につきまして、その後の取り組みはあったのかどうか、お尋ねです。

総務課長（松岡勝也君） 先程御質問ありましたように、前回の議会の中でも御質問があったことを記憶しております。今回、備品等につきまして、町が個人的に準備するものというのは特段備えはいたしておりませんでした。今回、支援物資というのがプッシュ型で特に水、毛布等、食料をたくさんいただいております。そういったことで個人に対する防災グッズにつきましては、広報等では周知をいたしてございまして、こういった準備、避難する場合こういったものを準備して避難していただきたいとか、そういったところで広報。また、防災マップ等では周知はいたしているところです。今後の防災訓練のときにもパンフレット等で掲示しながら、避難の際の準備品というのは、展示した形ですが、年に1回ということで、そこら辺も確かに物資の避難するときの持ち出すものに対しては、まだまだ周知が必要かなというふうに感じたところであります。準備としては、今の状況でございます。

8番（松崎俊一君） 8番です。

私は、行政がそれを全部用意してくれというふうなつもりはありません。基本、自分の身は自分で守るというふうな考えの基だろうと思っております。非常用のリュックなどは自分で準備するものと思っております。ただ、住民の方々がそういった準備をするときに、変な業者と申しますか、高く買わされたりとかいろんなことがないように、それから内容につきましては、小国にあったもの、もしくはそれぞれにあったものをしっかりと情報提供していくというのが必要ではないかというふうに思っております。

それから教育につきまして、小学生の低学年、赤ちゃん返りがあるとか、ないとかいろいろお話がっております。それから子供たちの心のケアとかいろんな話がありますが、この件につきましては、他の議員と重なるために、あとに譲りたいと思います。

最後に、学者によっては、地震の頻発や火山活動の活発化などが予想されると言っている方もおります。すべての対策は無理といたしましても、今できる最善の取り組みは、行政もそれから私たち住民レベルでも考えなければならない時代にきていると、そういうふう感じております。可能な限り備えて、憂うことのないようにしたらいかかと思えます。

以上をもちまして、質問を終わります。

町長（北里耕亮君） 本日は地震の質問が大変多ございまして、御意見のとおりでありまして、まだまだ反省するべきところはたくさんございます。今日の御意見、さまざまな御意見も踏まえまして、また今後につなげたいというふうに思っております。前に向かって進みたいと思えますし、また非常に大きな方針というような部分があれば議会にも当然、相談をさせていただきたいというふうに思えます。また、町民に対しての告知といいましようか、そういう必要性が何か防災についてのいろいろあれば、また、積極的にさせていただきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。2時から再開いたします。

(午後1時48分)

議長(渡邊誠次君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時00分)

議長(渡邊誠次君) 大塚英博議員、登壇を願います。

2番(大塚英博君) 2番、大塚英博でございます。

今回も3つのテーマに分けて質問をさせていただきます。まず、1つ目のテーマは、農業振興と耕作放棄地についてでございます。町を見ますと、農地として耕作できない放棄地というのが見受けられます。そこで農地として再生可能な荒廃地、また、再生不能な農地というのはどのくらいありますか。担当課長お願いをいたします。

産業課長(澁谷洋典君) 耕作放棄地の問題ということでございますけれども、耕作放棄地、遊休地等の農地調査におきましては、農業委員会におきまして、農地法に基づきまして利用状況調査を実施しておりますので、農業委員会事務局長より確認した内容についてお答えをいたします。

調査におきましては、昨年度、国の補助事業を活用いたしまして、農業委員さん全員と35名の調査員の方を委嘱いたしまして、小国管内の調査を実施いたしまして、その現状は把握しております。調査内容といたしましては、現場の状況を把握する利用状況調査とその所有者への意向調査というものがありますけれども、小国町では地籍調査が完了しておりませんので、地籍調査が完了していない地区におきましては、利用現状は把握しているものの意向調査までは至っていないものもございます。そのようなことでございますので、利用状況は把握しているものの未確定な場所もございますので、詳細な数値等の回答におきましては、国、県への回答も控えておりますので、この場での回答も、数字等の回答については控えさせていただきたいというふうに思っております。

2番(大塚英博君) 耕作地の放棄地というのが年々ふえているという原因はいろいろありましようけれども、そこで町として土地の対策利用というのを、計画をどのように進めていこうと考えているのかお聞きしたいと思います。

産業課長(澁谷洋典君) 町としましては、その土地利用という問題に関しましては、現在中山間の直接支払い、多面的機能支払いなどの日本型直接支払事業というものを活用いたしまして、管内で現在、28の集落協定組織において、農地のもちます多面的機能を維持する活動というものを行っております。また、農地の集積事業なども活用いたしまして、集落営農組織、また、担い手などへの農地が、集積ができるような取り組みも行ってございまして、今後もこのような取り組みを、展開を広げていくことで、そういった農地の有効な土地利用計画が行えればというふうに対応を考えているところでございます。

2番(大塚英博君) ここで企業参入とか、関係機関との連携等の強化については努めているのですか。

産業課長（澁谷洋典君） 関係機関と申しますか、いろいろな協議会等がございます。それには当然、関係機関のJAであったり、共済組合であったり、そこには当然生産者の方も入っておられますけれども、そういった協議会には行政としても積極的に参加しておりますし、協議会の委員にもなっておりますので、そういった中で連携をとりながら進めているところでございます。

2番（大塚英博君） はい、わかりました。

補助金のある転作とか、また事業の取り組みというのは、十分農家には周知されていますか、このことに。

産業課長（澁谷洋典君） はい、国からの米の需給調整によります水田における収益性確保のために、経営所得安定対策というものがございます。その中に水田活用の直接支払交付金制度というものがございまして、その制度の内容におきましては、小国町地域農業再生協議会が事務局となりまして、生産者の皆さんに十分周知をいたしまして、できるだけ収益性の高い水田農業が行われるような取り組みを行っているところでございます。

2番（大塚英博君） これは一応、広報などで出しておられますか。

産業課長（澁谷洋典君） はい、広報等でも周知をしておりますけれども、生産者の方、一人一人に、米の作付け計画というものを出示していただきますので、その際に十分一人一人に説明をしているような状況もございます。

2番（大塚英博君） 農業政策では、今後やっぱり地域の担い手とか、認定農業者というのをふやす取り組みが必要だと考えますが、この件について、産業課長お願いをいたします。

産業課長（澁谷洋典君） 農業後継者担い手対策といたしましては、国が行う制度といたしまして、青年就農交付金制度というものがございます。また、小国町では、それと合わせまして小国町単独で行う担い手支援給付金制度というものを設けまして、若手農業者の会、農悠会というものを立ち上げ担い手、後継者を支援する取り組みを行っております。ちなみにですが、現在この担い手支援給付金制度を利用して、親元で就農する後継者の方が、現在4名おられます。

以上です。

2番（大塚英博君） 最後に、行政職員と農業関連機関、例えば、農協の職員との協議というのは十分されておりますか。

産業課長（澁谷洋典君） 先程水田関係の中で出てきました小国町地域農業再生協議会とか、そういったものにもJA、行政もその協議会のメンバーにもなっておりますし、すべての農業施策においてJAさんとは十分な協議をしながら進めているところではございます。

2番（大塚英博君） それでは、2つ目のテーマの地区集会所について質問したいと思います。

地震後、集会所を回ってみますと、たくさんの方々が避難をされておりました。そこで地区集会所というのは非常に大事な避難場所であったり、地域の一つのサロンという、一つの施設としては非常に大事だと考えております。その中で高齢化が進む中で、やっぱり設備の中で、例えば、

バリアフリーが必要であったり、トイレの改修が必要であったり、例えば、避難所においてはストーブがたけない場合はエアコンがあればいいなという場合もありますし、また、テレビというものも必要だと考えました。そういう中で、今集会所は、維持管理費とかそういう改修費というものについては、やっぱり地元負担でやっていかなければならないというふうになっておりますが、この点について見直しを考えているかお聞きしたいと思います。

町長（北里耕亮君） 小国町における地域の集会所、呼び名は公民館であったりさまざまな部分がありますけれども、町が管轄している以外の地域の集会所については、元来から、従来から地域の方々が建設をされて、そして維持管理もされているというふうに思っております。ただそういう集会施設がコミュニティの中心のスペースになっているのは紛れもない事実でありますけれども、町の、行政としてそれを何か方法を変えるとか、そういう部分は今のところは考えておりません。位置づけとしては、大事なスペースではあるのですが、今までもその集会所の世話人さん、集会所の会計さん、そういった部分がそれぞれの地域の集会所はおられると思いますが、そういった部分において運営をされているというふうな認識をしております。そしてその現在のところは、行政がその何か方法を変えるとか、そういった部分はちょっと考えてはおりません。

2番（大塚英博君） 先程5番議員がおっしゃいましたように、これからはそういう避難所とかそういう場所としてもやっぱり地域のコミュニティという施設としては非常に大事な部分をしますけれども、維持管理費とかそういうふうなものに対しては、高額になりそれに及ばないところが出てくるかもしれません。そういう中で、なんらかの形でやっぱり町からの補助金であったり、ちょっとした負担金、援助があればそういうのが可能ではないかなと、今思っております。そしてまた、特に町内においては集会所というのは、非常に開発センターというのがない、ちょっと今使えない状況の中で、非常に少ないのが現状でございます。故に避難所としては、特に小国ドームまで行かなければいけないというふうに負担がかかっております。早くやっぱりそういうふうな集会所というのをもう1回、町内においてどういうところが必要であるかと、どういうところにあれば便利がいいかというものもやっぱり検討していただいて、やっぱり地域の方たちがその場所からあまり動かないで安心して住めるような集会所、そしてみんなが輪をとって1つの共助という形で、お互いが助け合っていくそういうふうなものも必要かと思っておりますので、それも検討していただきたいと思っておりますし、また新たな新設、そういうふうな公民館、集会所をつくらうと思ったときに、新設する場合にどのような補助ではないけれども、そういうのがあれば教えていただきたいと思っておりますけれども。

町長（北里耕亮君） 新設する際の補助というのは、また補足があればちょっと答えていただきたいと思っております。職員のほうからですね、担当のほうからあるかと思っておりますが、基本的には5番議員から午前中の質問でも、指定避難所というくくりと、自主避難所という部分、それから避難の自主防災組織を中心とした避難のあり方としては、まず集まる場所がある。そして揃って1次

避難所に行く、そして2次避難所に行くという流れが今までもあったかと思いますが、今回地震において、それがスムーズになされたかという質問も午前中あったかと思いますが、それも含めまして、見直すべきところは見直しながら、協議すべきところは協議しながらやっていきたいというふうには思っております。ただ質問の答えで、その集会所、自主避難所に位置されているような、位置というか、自主避難所として形成されるような集会所という部分においても、過去においてそれぞれの地域が、それぞれの住民の方が少ない、努力をされて自分たちの資産を投入して、そして建設をされた部分もあるかと思いますが、そういう背景も歴史的にそれぞれの地域がありますので、では集会所がたくさん小国町には大変多ございますが、その部分をじゃあ維持管理を行政でというような部分は、この今日のこの場所ではなかなか答えにくい部分があります。基本的には先程冒頭に言いましたように、町のほうで見直しと運営の方法のやり方の見直し等は、現在のところはちょっと考えておりません。位置づけは大変大事だというのはわかりますが、その財政的な部分もありながら、考えてはおりません。

以上でございます。

総務課長（松岡勝也君） 今町長が申しましたように、今現在では集会所の補助制度というのはございません。以前はあったのを私、記憶はいたしております。

今ちょっと少し話した中では、宝くじ助成事業関係とか、そういったのが使えるのではないのかとかいう話もございますので、実際、集会所を建てる地区がございましたら、また御相談いただいて、また、そういった制度が使えるかというのを検討したいと思っておりますので、また、付け加えまして、以前集会所を建てたいというお話が一昨年ほどございまして、やはり建てるとなりますと、立地条件とまた資金の問題が出てきます。そういったところで空き家がどんどんふえてきているということで、空き家を改修しながら集会所機能を整備するのも1つの考えではないですかという答えをしたこともありましたので、新設となりますとかなりな敷地と建設費用がかかりますので、その辺も合わせて集会所を建設する場合、検討も1つの案かなというふうに考えております。

2番（大塚英博君） 今話の中に空き家等を利用してそこに集会所を作るということについても前向きに、こちらとして考えていくということでございますので、お願いしたいと思います。

それでは最後の3つ目のテーマの移住・定住についてお伺いいたします。

震災後、移住者というのが若干増える可能性もあるのではないかなと考えております。特に農業とか、林業とか、商業とかそういう中で仕事があれば小国町に住みたいという希望者というのも増えていっている状況でございます。そこでそのような希望者に対して、どのように土地とか空き家というものの情報提供をしているかをお尋ねしたいと思います。

政策課長（清高泰広君） 移住・定住につきましては、国の総合戦略の中でも都市部から地方への移住というのを積極的に進めております。そういったことも受けながら小国町としましても昨年

から小国暮らしの窓口というのを役場とツーリズム協会と学びやの里木魂館と3つが連携して窓口を設定して、そういった移住希望者の方の相談を受けております。

ちなみに、平成27年度の実績でいきますと46組85名の方の相談がございまして、その中から実際に小国に移住された方は15組23名でございます。

今言われたように、相談を受けるときの一番やっぱり大きい相談内容は2つです。住む場所と仕事でございます。住む場所につきましては、これも昨年からですが、空き家バンクの登録という制度をつくりまして、住民の方に周知をして、空き家を登録してください。そして移住者の方に貸していただけませんでしょうかという登録の呼びかけをしております、現在16軒の登録がありまして、その物件に昨年6組の方が入居されております。

以上でございます。

2番（大塚英博君） 空き家バンクというのに登録されている数を増やしていかないといけないと私は考えます。その中でまず登録者を増やすための対策というか、そういう考えは、どういうふうな対応をしているかをちょっとお尋ねしたいと思いますけれども。

政策課長（清高泰広君） 空き家登録のときに登録の奨励金ということで1万円を登録された方にお支払いしておりますし、契約が成立して貸し借りが成立した場合には、今度は契約の奨励金として1軒当たり5万円を出しております。それとあと、貸すためには改修とかが必要ですので、そういった改修の部分についても補助制度を設けております。

2番（大塚英博君） 先程木魂館とゆうステーションと町という3カ所でその受付というか連携をとっていると聞きましたけれども、私が考えますのには、それはもうそれでいいのですけれども、やっぱり動くとなるとやっぱりどうしても一人で動くわけにはいかないもので、そういう中でやっぱりお互い3つの中から2人とか、そういうふうなものを一緒になって動いていくという、そういうふうなものは、そういう一元化に向けては考えておりませんか。

町長（北里耕亮君） 先程答弁の中で、そのきっかけ、対策という部分においては、やはりこういった移住してきたいというような思いに駆られるかどうかというのは、少しやっぱりこの小国町のわかりやすく言うと知り合いがいるとか、こういう町づくりで何回か来たことがあって、この町が気に入ったとかいう部分がないと、なかなか全く知らずに、この小国町を知らずにじゃあというきっかけにはならないのが現状です。その際に、例えば、ゆうステーションの2階、ツーリズム協会という組織がありますが、道の駅でありますので、いろんな形でそこに訪れた方が2回、3回、そしていずれは移住したいなというので、心と心のつながりというか、人と人のつながりでそのゆうステーションの2階に来る方。木魂館については、ツーリズム大学とかさまざまな活動をしている中で、大学時代にインターンでよく行った。その際に、非常に記憶に残っていて、こちらに仕事があれば移り住みたいとか、何らかのやっぱり深い関係性で移住したいというきっかけになるかと思えます。そういう部分でそれをたどるとやはりその組織、組織の最大限の

力を発揮する部分を今行っているところであります。そして質問のそうは言っても、動くという部分で、今政策課の中に、地域おこし協力隊という人員を配置しております。その地域協力隊を木魂館に、政策課雇いで木魂館に配置しておりますので、そのあたりで例えば、東京のふるさと回帰センターという組織がありますが、そこと非常に深い連携をしまして、先程言った人数の実績に至っているのも現状であります。

補足があれば。

2番（大塚英博君）　そこで空き家を活用するにあたり、そのままでは貸せないで改修をする費用がいるとか、例えば家財とか、仏壇とか、そういうものを撤去しなければいけないと、そういう部分の費用とか、例えば、不動産関係ですので、なかにはやっぱり専門者が入ると思いますけれども、そういうふうな仲介者の費用というものがかかってくると思いますけれども、その点についての補助というか、そういうものは考えていただけないでしょうか、その点を。

政策課長（清高泰広君）　先程もお伝えしましたが、改修に対しては幾らかの補助を準備しております。ただ、今言ったように家財道具の処分とか、あるいはもろもろの諸経費に対する補助とか、そういったものは現在の段階では想定をしておりません。空き家バンクが始まって1年間。いろいろと色々な事例が出てきておりますから、今後いろんなバンク登録者の意見を聞きながら今後の課題かなというふうに考えております。

2番（大塚英博君）　その点も前向きに検討していただきたいと思います。

これですべての質問を終わらせていただきます。

町長（北里耕亮君）　質問にはなかったのですが、町の基本的な、私の少し考えを述べる機会をいただきたいと思いますけれども、移住・定住に関しては、この小国町が本当に好きだと地域に交わりたいというような方で、あんまり行政がお手盛りというといけません、もう何でもすべて何でもしますから来てくださいというのではなくて、本当にその方の何と言いましょ。正直さというか、この田舎に入って地域のためにもなりたいとか、そういう部分の難しいですね、フィフティフィフティ、同じ対等な立場で来ていただきたいというような思いもあります。あんまり迎合するのではなくて、それがまた長いつきあいに、私はなるのではないかなという思いをしております。ですから、あまり移住・定住で他県ではすごく予算を組んで、土地も準備します。家も建てます。来ていただいたら何百万円もという部分では、小国町は考えずに、本当に心と心のつながりの中で、移住した方で山仕事をされる方もおられますし、農業される方もおられますし、そういう何かわかりやすいそういう間柄になればいいなというふうな、ちょっと個人的な意見でございましたが、最後に述べさせていただきました。御理解いただきたいと思います。

議長（渡邊誠次君）　それでは、ここで暫時休憩をいたします。2時35分から再開いたします。

（午後2時25分）

議長（渡邊誠次君）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時35分)

議長（渡邊誠次君） 穴見まち子議員、登壇を願います。

7番（穴見まち子君） 7番、穴見です。よろしく願いいたします。

私の住んでいる西里倉本の二俣地区は、下城二俣地区と合わせて5軒の家があります。今少子高齢化と言われてはいますが、5軒の中で6人の子供がいるというのは、昔子供たちの声が聞こえてとてもよかったことを、前を思い出すことがあります。2年半前に福岡のほうから音楽活動をされている方が、私の家の前の空き家に引っ越しされて来られました。その子はちょうど1年生で近所の子とも馴染んで、本当に仲良く毎日遊んでおられました。このように、何げない日常だったのですが、4月11日前震、それから4月16日の本震の地震で怖い体験をされて、もうなんとも言えない、私たち大人でさえ怖い体験をして、私も頭痛がしばらく絶えなかったこと覚えております。その中で5月の連休以降、その子供が福岡のほうに避難をされております。このような子供たちを受けて、町では小学生の低学年だと思えますけれども、子供たちのケアは小学校とか保育園とか、どのようなケアをされたでしょうかということをお尋ねしたいと思います。

教育長（北里武一君） 4月16日の震災以後、小国町というのは幸いにして被害も少なかったということ、それから余震がいつまで続くかということもなかなかわからない状況でありましたので、4月25日月曜日からは授業は休業していたのを再開いたしました。25日に欠席した子供が小学校で5名、中学校はおりませんでした。次の日が小学校1名で、その後は欠席はおりません。中学校はずっとおりませんが、そういう点で、学校のほうにこういうその震災のあとに、いろいろなストレスを抱えているような子供はいないかというようなことで調査をしましたが、一応、全員なんとか学校に出てきて楽しく過ごしておりますということで、該当者はいませんということで、今なおそういう関係で欠席をしている子供というのはいません。そういう状況でございます。

7番（穴見まち子君） それでは保育園の方、状況を御説明していただきたいと思えます。

保育園長（梶原良子君） 保育園におきましては、4月14、16日の地震ということで、新年度が始まりまして2週間程度経った時期で、子供たちもやっと慣れるかな、新しい環境に慣れるかなという時期ではありましたが、やはり夜地震にあったという、暗いときに地震にあったというのもありまして、若干落ち着かない子供さんも見られました。でもケアに関しましては、県のほうからも資料をいただいておりますので、その資料に基づいて、スキンシップですね、抱っことか、おんぶとか、そういうのをしっかりしながら保育士のそばで安心して1日を過ごすというのを行っております。それと子供たちは友達と楽しく過ごせるように、また、遊びに集中できるようにということで、遊びの環境を整えながら対応していきました。あとで聞いた話ですが、保護者さんとの話の中で、やっぱり夜になると寝るのを怖がって避難所に家族で行ったという子供

さんもいたというのを聞きました。しかし今現在では、子供たちはもうみな元気に毎日登園して遊んでおります。

以上です。

7番（穴見まち子君） 山口のほうに今、避難されている家族の方は、最初11日のときには夜に私のほうから声をかけて行ってきました。16日の夜中は私はまだ起きておまして、今から休もうかというところだったのですけれども、息子が消防に入っておりますので、すぐに行ってもらって、うちのほうの車で、家がちょうど組長をしておりますので、部長さんからの指示でその連絡網を部落の人に伝えて、それと一緒に家族は地域の公民館であったり、いろいろ電話で連絡をしたんですけれども、出られなかったところもありましたが、自分たちなりに車中泊をされた方もありました。しかしながら、都会と田舎の違いは、やっぱりどこにだれが住んでおられるというのを地域の部長さんという方は知っておられるし、私たちも知っていますので、最終的にどこに避難してもいいのですけれども、部長さんのところにどこに避難していますというのを言ってから避難してくださいねというのを伝えて、16日の夜が明けてから1軒1軒、私と主人とで1軒1軒家を、倉本地区だったのですけれども訪ねてまいりました。その前にはやっぱりひとり暮らしの方がおられるのに、やっぱり炊き出しをしたほうがいいかなと思い、組長というところから、地域の方の避難している婦人会の方と一緒に炊き出しをいたしました。やっぱりひとり暮らしの方というのは、やっぱり心配されている方がおられたので、最小限での炊き出しを一番先にして、地域の方には喜んでいただきました。そういうところです。これで次に進みたいと思います。

国民健康保険税が、地震対応ということで保留になりましたけれども、その説明を町としてしっかり説明していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

福祉課長（木下勇児君） 今年度国保税の見直し、見直しといいますが、国保税を据え置いたというところの経緯ということですが、全体的な、総体的な話になるかもしれませんが、国保は医療の高度化や被保険者の高齢化に伴って、保険給付費が増加する一方です。保険者は減少しております。そのために保険税の収納額としても減少しているのが状況です。そのような状況ですので、医療費は上がって保険税は下がってきているという状況ですので、財政状況としては非常に厳しい状況であるということがここ数年続いております。

本来原則から言いますと、国民健康保険税は国や県、町の交付金や負担金、それと被保険者の保険税で保険給付などを支出を賄うということですが、平成27年度、現在決算見込みという形ですが、単年度収支で3千100万円ほどの赤字となっております。また、これはあくまで試算ですが、今年度につきましても3千万円前後の金額が一般会計から繰り入れになるのではないかとということで、現在試算をしているところです。

そういった状況でしたが、今回の熊本地震による影響を考慮して、改正を見合わせることにいたしましたところ。このような状況ですので、町としましては、これからも歳出の抑制に向けて、特に特定健診又は特定健診後の特定保健指導、新たに栄養教室とか、そういったものを推進して、まず被保険者の方の健康づくりに努めていきたいというふうに思っております。また、そのほかには、ジェネリック医薬品の推進であったり、重複診療とか頻回診療、このような方々の指導の取り組みであったり、あわせて重複投薬者、多量投薬者と言われる方々については、先般調剤薬局の方ともお話ししたのですが、そういった専門家の方も一緒に入っていて、そういう方々に指導にも入っていききたいと、そういう形の取り組みをしながら医療費の削減につなげてまいりたいと思っております。また、国保財政の状況と今言いましたように、健康づくりが非常に最終的には財政にも影響を及ぼすということで、その辺の重要性について、住民のほうにもいろんな形で、広報紙でありますとか、いろいろな会合、まずは今度の部長会もそうですが、場合によっては町政懇談会とかいろんな会合の中でもその辺の話もあわせてやっていきたいというふうに思っております。

7番（穴見まち子君） ありがとうございます。

それからそれに伴う国保が30年後には国から県のほうに移行される方針だと聞いておりますけれども、今度の震災を受けて、なかなかそれは難しくなるのではないかなという方向性ですけれども、やっぱり各市町村がしっかりとやっぱり県なり、国なりに訴えて、まだまだ検討していただきたいと思っておりますけれども、それに対してはどうでしょうか。町長、いいですか。

町長（北里耕亮君） まだ地震の影響でそういう制度がえの部分という情報は町にも来ておりません。関連性があるかどうかもちよっとすみません。ちよっと不確かなところもありますけれども、まず町の部分から県にということで、先程国と言われましたけれども、町から県にということでありますが、それは全くこの町から財政及びそういった部分すべてが移管されるわけではありません。いつの機会かそういう制度の話もできる機会をいただきたいというふうな思いはいたしておりますが、県に移ったからといって、すべて国保状況が好転するとか、町の仕事が完全になくなるとか、そういう部分ではありませんので、またこういう部分についても先程担当課長が言いましたように、町民に対しての周知という部分と同時に、その制度が少し複雑なものですから、お話をする機会があればというふうに思っております。

結論で、地震の影響でその30年がどうなのか、こうなのかという情報はありません。

以上です。

7番（穴見まち子君） はい、ありがとうございます。

これで終わりたいと思います。

議長（渡邊誠次君） 予定していた6人の一般質問が終わりました。

これで本日の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

あす16日木曜日になりますが、5名順に時松昭弘議員、時松唯一議員、松本明雄議員、北里勝義議員、高村祝次議員の一般質問を予定しております。

本日はこれにて散会をいたします。

お疲れさまでございました。

(午後2時48分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（5番）

署名議員（8番）

第 3 日

平成28年第2回小国町議会定例会会議録

(第 3 日)

1. 招集年月日 平成28年 6月16日(木)

1. 招集の場所 小国町隣保館

1. 開 会 平成28年 6月16日 午前10時00分

1. 閉 会 平成28年 6月16日 午後 3時58分

1. 応招議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 欠 席 議 員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小 田 宣 義 君 書記 澁 谷 広 美 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 北 里 耕 亮 君	副 町 長 桑 名 真 也 君
教 育 長 北 里 武 一 君	総 務 課 長 松 岡 勝 也 君
教委事務局長 横 井 誠 君	政 策 課 長 清 高 泰 広 君
産 業 課 長 澁 谷 洋 典 君	情 報 課 長 佐々木 忠 生 君
税 務 課 長 北 里 康 二 君	建 設 課 長 佐 藤 彰 治 君
住 民 課 長 河 野 孝 一 君	福 祉 課 長 木 下 勇 児 君
保 育 園 長 梶 原 良 子 君	会 計 管 理 室 長 藍 澤 誠 也 君

1. 町長提出議案の題目

なし

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。
別紙議事日程のとおり

議事の経過 (h. 28. 6. 16)

議長（渡邊誠次君） 皆さま、おはようございます。

本日は、6月定例会本会議3日目でございます。

ただいま出席議員は12人です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議長（渡邊誠次君） 日程第1、「一般質問」。

本日は一般質問2目となっていますので、直ちに質問に入ります。なお、本日の質問者は順に、時松昭弘議員、時松唯一議員、松本明雄議員、北里勝義議員、高村祝次議員となっております。よろしく願いいたします。

それではまず、時松昭弘議員、登壇をお願いいたします。

10番（時松昭弘君） 今回は通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まずもって、先の熊本震災におきまして、多くの方々が尊い命をなくし、また、被災をされた方々にお悔やみを申し上げたいと思います。

先般来、西原村、南阿蘇村のほうに、状況のほうのいろいろなお話を聞きに行っていました。非常に厳しい状況が多々あるわけでございます。小国町のほうにおきましても、いろいろな大なり小なりの大きな一棟の家屋の倒壊ということもあっております。もちろん補正等で予算化がなされておりますけれども、今後の対応というのもしっかりと考えていかなければならないと思うわけでございます。

それでは、まず通告に従いまして、まず1点目でございますが、住民サービスの取り組みについてということで質問をさせていただきたいと思います。

今現在、震災のこともございますが、以前からいろんな形で住民に対するサービス、ましてやまた行政職員等の対応の仕方、接遇、そういったことがいろんな形で問いただされております。特に苦情というものもいろいろ出てきておりますけれども、この取り組みについて町長にお尋ねをしたいと思います。

町長（北里耕亮君） ただいま御質問がありました住民サービスへの取り組みということで、議員おっしゃいますように、接遇であったり、電話対応であったり、窓口業務であったり、その町民サービス、住民サービスだけではなくて、職員の業務においては法令に詳しくなければならない。また、もちろん財政的な知識等も必要であったり、住民サービスや業務を行うにおいては、各課それぞれの専門的な業務もそうですが、住民からすれば「小国町役場職員さんですね。」ということで、一定の町の情報や状況は把握しなければならないというのは、常日頃から言わせていただいております。特に、町といたしましては、週に1回課長会議、月曜日の朝課長会を開きます

が、その折にも度重なるそういう部分で指導というか、そういう部分を言っておりますし、その月曜日の夕方に少し深い、深掘りをしたような政策課長会というのを行っております。その部分においてもしっかり職員1人1人に至るまで指導というか、徹底をさせていただいております。もし、まだ足りない部分も当然あると思いますので、お気づきの点があればおっしゃっていただきたい部分もあります。

今言った部分に足りない部分があれば、また、総務課長からでも補足をいただきたい部分でありますけれども、その住民サービスとはまた別に、先程言いました例えば、財政であったり、法令であったりという部分の研修も、職員研修というのをさせていただいております。そういう機関、例えば、町村会の所属する機関であったり、アカデミーという研修機関があったり、さまざまありますので、予算を組ませていただいてそういう職員の研修も行っているところであります。また、課によっては例えば、水道と、また農業とそういった部分の各それぞれの業務において、そういう専門的な研修部分がありますので、そういった部分には予算の範囲内で積極的に参加をさせていただいております。公務員法であったり、そういう法律の部分もさせていただきたいというふうにも思っております。

今後については、これは新しい取り組みで、今検討中でありますけれども、自治大学校あたりのそういう研修機関もありますので、そういった部分もさらに知識を深めるという部分については、私は必要であろうというふうに思いますので、お許しをいただけるなら、そういう部分でさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

ちょっと補足があれば、いいですか。

10番（時松昭弘君） 町長から今、答弁をいただきまして、いろんな形で指導をやっているということを答弁をいただきました。

これは地方自治法の起源というのが起こす源と書きますが、これは地方自治法中に地方公共団体は、住民の福祉の増進を図るということを基本としておると、そして地域における行政を自主的、かつ総合的に実施の役割を広く担うものというふうになっています。これは言い換えればどうということかと、これは地方自治法総則第1編の第1条の2項にあります。これはまず一つは、住民のサービスをするというのがそこにはあるわけです。二つ目には、今回、地震がありましたけれども、暮らしを守ると、命と暮らしを守ると、町民の安全確保をしていくというのが二つ目にあります。そして三つ目には、住民の福祉の増進を図っていくというのが基本にあるわけです。この起源ができたというふうなことは、どういう形でこの地方自治法ができたのかということをお尋ねをしたいと思います。

町長（北里耕亮君） ちょっと今この場ではすみませんわかりかねます。申し訳ございません。

10番（時松昭弘君） 副町長にお尋ねをすれば、当然のことおわかりだろうと思いますが、総務課長にまずはお尋ねをしたいと思います。

総務課長（松岡勝也君） 地方自治法の原則でございます地方公務員としましては、全体の奉仕者であるということと、住民の一部の奉仕者ではないということが大原則だと思っております。

地方自治法の設立は昭和22年だったと思っております。そういうことで、公務員の先程町長が申しましたように、研修等をいろいろ重ねておりますけれども、住民サービスと言われますと、総務課が指導の立場ということでございます。特に、近年なかなか挨拶が非常によくはないということと、電話対応が悪いということでお叱りを受けております。そうしたところで課長会議で皆さんのほうに周知して、また直接個人的にも対応しているというような現状でございます。まずは、住民と会ったときに「おはようございます。」「こんにちは。」基本的なところから指導していらっしゃるということでございますが、なかなか徹底しないというのが現状でございますので、さらに住民サービス、町民に対しての対応を進めていきたいというふうに考えております。

副町長（桑名真也君） 地方自治法について補足説明いたしますと、戦後、日本が敗戦いたしましたので、大日本帝国憲法から日本国憲法が制定されまして、その中で第9条と平和についての条項が設けられますとともに、第8章で地方自治というのが、大日本帝国から新たに規定された章でございます。それを具体化したのが地方自治法だというふうに認識しております。

以上でございます。

10番（時松昭弘君） 副町長が答えたとおりなのです。もっと詳しく突っ込んでいきますと、日本が戦後、旧大日本帝国憲法というのがありました。その後に、日本国憲法というのが、論議が今盛んにあっていますけれども、その日本国憲法が昭和21年5月3日の日に、今の法律が施行されたわけです。そして昭和22年の4月の段階で、この法令として地方自治法の法令が公布されています。そして、同年5月3日の日が地方自治法の始まりなのです。この起源というのが、第1条の2項というのは、何回も地方自治法の改正があっていますが、このことは変わっていないのです。こういったことをしっかり一つの基本として持っておかないと、何のための行政の職員かということになってくるのではないかというふうに思うわけでございます。これは住民自治と団体自治という言葉があると思いますが、この地方自治法の中でも、この自治の基本原則というのは、先程言った第1条の2項の中に紐解いて今きておるわけです。こういったことを考えてしっかり意識を持てば、職員も住民に対する言葉、そういう言葉が重いものになってくるわけです。特に、今回、震災関係におきましても、いろんな苦情が出てきております。実際、出た中でも、例えば、上田の広田の水路、この問題につきましても地元から陳情が上がってきたということが、実際上がってきております。ところがそのときの対応、建設課長は現場に後から行ったのだらうと思いますが、職員が行っておるのです。住民側から要望書まで出ておると、そして材料費が20万円しか出ませんよというようなことまで話が出ておるわけです。あるいはそこだけ

ではないですけれども、城村の最終処分場の埋設工事等につきましても、城村の方たちからいろんな形で苦情が出てきております。それは住民課ではないのです。やっぱりその対応は建設課なのです。今回の震災の対応にしても、私がこういうことを申し上げると、何のための住民サービスかということは、やはりそれだけの日ごろからの町長からの答弁がありましたように、朝礼をしておる。月曜日の課長会議もやっておるということになりますけれども、真にどこまでやっておるのかと、そして課長たちがそれだけの意識を持っておるのかということなのです。今、毎年新人の職員さんが、立派な方が毎年入ってきておりますが、ある町村におきましては、この前、私、合志市の市役所に行ってまいりました。ところが新人の方が全部研修中という腕章をつけておるのですよ、新人の方は。これはどういうことかということ、やっぱりそれだけの新人ですよ、住民に対してすべてはわかっていませんからということの意味合いも込めておるということなのです。ですから、私たちの町の中でも、そういった住民サービスの基本に返って、原点を見つめ直していくことも私たちの大きな役割ではないかというふうに思います。これは執行部だけではないと思います。課長だけでもないと思いますが、議員も自ら襟を正して、そして公選で選ばれておると、その意識を4年間しっかり自分の背中に背負っていくということが一番大切なことであるというふうに私は考えております。

今後の対応の仕方によっては、次の一般質問の中で、あえて固有名詞を出ささせていただいて、質問をすることもあります。今回は、固有名詞を出すということは避けたいと思いますが、そういったことが実態としてあるということをお場で訴えたいというふうに思います。

町長、このことについて今後どのような形でお考えされているのか、お尋ねをしたいと思います。

町長（北里耕亮君） 重ねてしっかり指導というか、まず情報を共有して、先程一つの上田の広田の水路の例を挙げていただきましたが、御意見の通りの部分も多いと、私も思います。その情報を聞きまして、ここはしっかり対応しなければというふうに思いまして、私からも議員のほうに御連絡をさせていただいた部分もあるのですが、私自らも現地に赴きました。大変現場を見れば、また、写真等でわからない部分も多くありまして、これは工事也非常に困難を来す工事になるのではないかと、どういうふうな形であとの部分の財源とか、そういう部分がやっぱり現場を見ることによってわかる部分もあります。御指摘のとおり、その現場からも連絡をさせていただいた部分もあります。そこは担当課長やその所属の担当職員、そういった部分にしっかりと住民の方が困っていらっしゃる、そのあとの要望であったりという部分もありますので、重ねて情報を共有して、今後しっかり指導して、それを糧にして今後につなげていきたいというふうに思っております。

以上です。

10番（時松昭弘君） 10番です。

今、広田の話が出て、町長が現場に行かれたことは事実なのですが、その前に、地元から要望書が上がってまいりました。建設課長、要望書が上がりましたでしょ。

建設課長（佐藤彰治君） 要望書というよりは、世話人さん含めてこちらに来ていただいて現状について協力してほしいというお話を伺っております。

以上です。

10番（時松昭弘君） 実際要望書が出た段階で、非常に受益面積が広田の水路、これは約30ヘクタール以上の面積が、農地があります。あの水路に関しては防火水槽の役割も果たしておるわけです。だから非常に現状が農地の水をとることだけではなくして、防火用水、いわゆる町民の安全を守ると、命を守ってくるといふことの何かあったときは、非常に水がないとそういったことができないわけです。そういったことまで含めて考えたときに、実際は材料費だけですというふうな発言も聞いております。そのことにつきまして、私も現地に地元の世話人の方と現場に行きまして、そこでは自分なりで即答もしませんでした。やはり上は国道の442号線の国道が通っております。すぐさまそのあとを受けまして、県の土木の振興局のほうに行ってまいりました。道路維持課というのがあります。これは道路維持課の担当職員ともお話をしまして、その職員いわく、委託料を組んでコンサルに任せてあるということ、そういう返答がありました。あなたたちは、地方公務員法という一つの法律の中において、何のための職員かということをはっきり申し上げましたよ。これは国道、町の単費でもしやるとすればあれは恐らく100万円以上かかったと思いますが、その予算が県のほうの予算で今回の復興関係の予算の中に組み入れて町の負担はなかったと思います。地元負担はあったと思いますけれども。そういったことをやはり自分たちがそういうことをただ思いつき、今の町の規則で確かに農災関係の場合は、受益者の3%とか、そういった水路関係は町の規則もあります。しかし規則があっても、まずそこでは自分たちが現状がどういうふうな形になっておるのか、現状がなんとか次の予算がないのかということ、そこで知恵を絞っていくのが、いわゆる行政職員の住民自治の原点ではなかろうかというふうには私は考えます。そういったことがまだまだ、軽率な発言のもとによって、いろんな住民の方とのやっばりトラブル等も出てくることもあっています。そういったことを考えたときには、やはり何が一番大事なのかと、ちょっと建設課長にお尋ねしますが、先般の行政関連三法というのでできておりますが、そのことについてちょっとお尋ねしたいと思います。

建設課長（佐藤彰治君） 内容については、ちょっと承知しておりません。

以上です。

10番（時松昭弘君） 行政関連三法が、今年の10月の中に、国の中の法律ができたわけですが、今回の施行が4月1日から始まっておるわけです。この前の一般質問ももしましたが、行政、いわゆる新しい改正、行政不服審査審理法か、その部分ともう1つはマイナンバーなんです。もう1つあるのが、いわゆる人事評価制度なんです。これが今年の中に新しい法律ができて、

関連三法として国の中から出てきておるわけです。こういったことが今、課長からの答弁がありましたように、課長自身もこういったことがあるということを、全課長の方がしっかり頭に置いて、法律の動きによって地方自治体が変わるのだということをもう一度原点に戻って考えていただきたい。そうすることを常日頃から、そういったことを考えておりますと、いわゆる住民サービスにおいてもそういった、いわゆる軽率な発言というのはなくなるというふうに私は思います。常に、いわゆる私たちが、いわゆる特別公務員という形で特別職の場合は特別公務員、あとは自治体の場合は職員は公務員法の中に則っているわけです。そういった意識をもう一度見つめ直していくというのを今回の中の震災の教訓ではなかったかなと、私は思います。特に次の質問の中にも入ってまいりますけれども、やはり非常になんかお粗末といいますか、そういう声をよく聞くのです。そういったことを今一度振り返っていただきたいというふうに思います。

はい、そして今の住民サービスのことについては終わります。

続きましては、今回の震災の対応につきましての質問をさせていただきます。そして小国町の中でもいろんな農災、あるいは道路の崩壊、いろんな形で被害状況が先般説明があってございましたが、今回の一昨日の補正予算がありました。この補正予算の中で、非常に緊急の災害関係の中であるということで、私も補正予算は賛成をいたしました。本当のこの補正予算の中身を見ますと、震災にかこつけた形で道路の改良費、これなんかも非常に減額になっているのです。そのこともいきなり全協の中でもそういう説明もなかった。最初の議会の当日の中でもそういう話は全然説明はなかった。質問がなければ、あの補正の中身まで言わないのかということ私はずっと問いたいと思います。事前にそういう補正の減額をすると、以前の議会の中でも道路の草切りの予算等も減額をしております。そういったことを事前に、こうこう、こうだからという説明をしてもらわないと、当初の最初の予算の中では、道路改良費なんかでも1億5千万円ほど組んでいるでしょう、予算が。そして今回の震災の中で、これは社会資本整備事業交付金の絡みがあるというふうに思いますが、そういう絡みがあるならあってもかまわないです。しかしそのことをしっかり中身の説明をしないままに補正を上げてくるということ自体も非常にこれは住民感情としては、せっかく予算を組んだのがどういうふうになっているのかと、その説明をちょっとしていただきたいと思います。

建設課長（佐藤彰治君） 事前の説明というのは確かになかったかと思えます。ただし全員協議会の先般の中で、総務課長のほうで補正予算の概略説明の中で、一部その部分に触れておったかと思えます。道路改良予算の減額7千数百万円の部分につきまして、当初1億5千万円ほどの要望を県のほう、国・県を通して国のほうに要望しておったという中で、要望額の割り振りというのが県の財源の中でされておりますけれども、今回、今年度につきましては満額は交付ができないというようなことで、約50%ほど減額と、減額といいますか、要望額に対する割り当てが約半分ほどの7千400万円ほどになってしまったというような経緯でございます。ですので、当初

予定しておりました改良工事4路線につきまして、下滴水線、明里線、小原田線、寺尾野線、はげの湯線、この路線の当初の割り振りが内部のほうで調整をしまして、その分の工事につきましては行うということにいたしました。それぞれ先程言いましたように割り当てのほうが少なかったということで、要望額に対してですね、ですので、その部分につきましては、工事の当初予定していた工事量という部分では多少それぞれの路線について、予定していた延長なり、構造なりの部分が今年度については多少工事の見直しをしながら進めていきたいということで、そういった経緯でございます。

10番（時松昭弘君） 10番です。

今、課長がそんなふうに答弁をしますけれども、今回の地震関係があったから、いわゆるあったことも一つの事実ですね。いわゆる社会資本整備の交付金が減額をされたというようなお話でございますけれども、以前のお話をしますけれども、今、社会資本整備事業交付金というのは、これはあとから、確か、平成22年だったと思いますが、その前は地方道路整備事業交付金というのがあったと思います。そういったことから考えたときには、いわゆる小国町の町道の改良事業の見方、進め方というのが、対応が遅いのではないかとというふうに思います。過去の場合は、今、社会資本整備事業交付金の補助率は65%ですね、以前の地方道路整備事業交付金は70%だと思います。70%の時代がありましたが、そういった0.5%の補助金の中でも、しっかりとした町の道路の状況、いわゆる一つの基本計画をきちんと立ててやっておけば、今回、震災も起きる。今後また大きな水害も起きる。何があるかわからないのです。しかし一つ一つやっぱり要望が上がっておるということであれば、先程の住民サービスではありませんけれども、この自治の基本に返って、やっぱりやってくると世の中、いわゆる行政の課長さん方の大きな仕事ではないかというふうに私は思います。これをしっかりやっていただかないと、やっぱり住民からまたいろんな形で不平不満が出てまいります。当初予算が恐らく町政座談会等が出てくると思いますが、そういった話も出てくると思いますよ。申請してから何年になるのですか。鍋ヶ滝のあの下滴水線にしてもしかりです。所尾野線もそう、はげの湯線もそう、小原田寺尾野線も一緒ですね。主要道路、そして小原田寺尾野線等を見ても非常に現場は危険な状況であります。冬場が大変心配をするところではございますけれども、そういったことまで把握をして、予算づけをしていくということが一番大事ではないかというふうに思います。今、復興事業の中で開発センター、今取り壊し事業等も、今仮設住宅にかわるものをやっぱり作ろうという話も今でて、説明がありましたけれども、これらもやはり震災、地震後開発センターが使えないというふうな状況であれば、すぐさま全協でも開いて、そして町長が決断をするという形が必要であるというふうに思います。実際、西原村等の状況の説明を受けましたが、ここにこういった資料があるのですが、これは「復旧・復興における課題等」という形でこういった資料をつくっています。これは西原村の場合です。南阿蘇もつくっています。この中で、今の現状がどういうふうな状況であるかここ

ういった資料を全職員に配っています。議員ももちろんです。そしてまた阿蘇市は阿蘇市で、いろんな防災関係のいろんな一連の流れを、問題を課長で共有し、議会で共有してくるということまでやっています。この一番下にあるのが、6番目ですけれども、特別措置法による復旧・復興に要する財源の確保ということを西原村はテーマに上げておるわけです。今、西原村の町長も御存じですけれども、日置村長は阿蘇郡の町村会の会長でもありますし、県とのつながりも非常にあると思います。西原村が今340所帯の仮設住宅を作っています。今、申し込みがあるのが315とこの前のお話でありましたが、また足りない部分はまた作るということです。そのことにつきましても議会に相談して、本会議を開く前に専決処分をやっているということです。ですからそれだけの決断というのが、やっぱり首長には必要であるというふうに、私は考えます。何でもかんでも議会に相談してではなくて、議会にももちろん相談をするというのは当然のことではありますけれども、これは本会議ではなくて、全員協議会等を開いていく。そのことについての役割というのは、議長、副議長、そして議会運営委員会の委員長たちもしっかり考えながら問題を共有するというのが一番大事なのです。町長がいつも申し上げますように、車の両輪と、議会と執行部は、これは当然のことなのです、車の両輪です。しかし、どんなに執行部がアクセルを踏んでも、議会がブレーキを踏めばその車は前に進みません。やはりお互いがそういった形で議会の中でもお互い一人ひとりの議員が、それぞれの立場でしっかりと住民サービス、そして地方自治法に則った形で責任をとるという思いでやっていかなければならないというふうに思います。これは私たちも大きな責任もあります。そのことも反省をしながら、今回の財源等につきましても、開発センター等ああいうふうな先程の社会資本整備事業交付金がやっぱりないと、減額されたというならば、建設課長あたりが総務課長と相談をして、財源のことまだ考えていくと、知恵を絞っていけばどうにかなるのですよ。そのためにいろんな副町長のいわゆる頭脳を借っていただいて、情報を貸していただくと、予算をもってくるのじゃないですよ。そういった知恵を借って、そしてそのことを全職員が議会と一緒に問題共有してくる。そうすれば次の時代にバトンタッチをできるようなまちづくりができるのではないかというふうに思います。その責任というのは非常に大きいと思いますよ。ぜひともそのことについてお尋ねをしたいと思います。

町長（北里耕亮君） まず道路の社会資本整備交付金の部分の今回の補正の部分であります。これについては、当然、私たち執行部、当初予算を組んで国にも要望を上げて、実はこれ、昨年も減額をされて満額がつかないという部分が、これは一昨年もそうだと思いますが、ここ2、3年続きます。この社会資本整備交付金という枠組みになって、最初のスタート地点では満額がつかしました。町としても町道改良の部分の計画もしっかり立てまして、この社会資本整備交付金を利用して計画的にやっていこうと、かつ確か鍋ヶ滝の公園整備もこの社会資本整備交付金を利用していただきました。かなり積極的に財政投与もして、やってまいりましたが、今言いましたよう

に、ここ2、3年、年を追うごとにつく割合が減っているような心配も大変多ございます。議員がおっしゃるように、鍬入れをしてというか、建設をし始めて大変長期化しますと地元におられる住民の方にも御迷惑をかけるし、また、観光的な部分で通行いただくそういった方々にも御迷惑をかけますので、執行部でいつも予算組みのときに悩むのは、つかなかった場合には、その本数を減らして、寄せて、そこだけ集中的にやって、ほかの2本は我慢をするのか、それともやはり一度同時進行でやっておりますので、そこはやはり少しずつでもついた分でやっていくのか、そういう部分を悩む部分がありますが、一応、今私としては、今4本整備している部分の全部少しずつでも同時進行で行っていかうという方式をとっておりますが、このあたりのところでまたご意見などがあればおっしゃっていただきたい部分ではあります。路線に応じて費用がかかる構造物とかが多い路線もありますので、そこは非常に悩みどころではありますが、要は、結論はしっかり国土交通省のほうにも要望して、これは小国町だけが減らされているわけではなくて、熊本県内、日本全国ちょっと減っている現象であります。県の町村会もこの社会資本整備交付金の減額については、そういうことがないようにということで、県町村会、全国町村会あげて要望しているところではあります。しっかりまたやっていきたいというふうに思っております。

それからまた、開発センターの部分についても大変ありがたいお言葉をいただきました。本会議終了後、一昨日、町長がしっかりやりなさいというようなお言葉もいただきましたので、そういう部分で少し遅れましたが、これは町民、先程から議員がおっしゃるような開発センターのその代替えの部分については、住民サービスにも大きな関係がございます。もちろん議事を要していますので、スムーズに行くことが住民サービスにつながると思っていますので、これについてはまた積極的に、しかもスピード感を持ってやっていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

10番（時松昭弘君） 開発センターの仮庁舎の建設につきましては、町長の英断に期待をすることですしたいと思います。

昨年の9月ですが、26年度の決算状況表がここにごございます。この中から見ますと、財政調整基金というのがここには26年度で6億円という数字です。今回の28年度4月30日監査の中で、財政調整基金が5億5千万円というふうになっています。それで今回のまた補正予算の中で1億2千万円ほどの補正を繰出金として出しておりますね、ということはあと4億3千万円ほどの財政調整基金があるわけですね、そしてここに減債基金というのも8千400万円ほどここにまだ残っています。そして庁舎建設基金というのが、これは少ないですけど1千300万円、この悠木の里づくり、これはいろいろまちづくりに使うお金だろうと思いますが、この財政調整基金等あたりを仮設の財源に充てるとかいうことはお考えではないですか。町長にお尋ねします。

町長（北里耕亮君） 代替え地の部分ですね、はい、結果的にはそういうふうになる可能性が高うございます。ただ、最終的な部分まで、今日のあとの議会のその復興にかかる意見書という部

分にも少し載っておりました、これは後で議決があるかと思えますけれども、公共施設などの国庫負担という部分も話題になっているかと思えます。先程議員がおっしゃいましたような西原のその一番最後に書いてある特措法、特別措置法、こういった部分も町村会あげて、こういった地震の影響が大変多ございますので、激甚災害には認められておりますけれども、このやっぱり特別措置法があるか、ないかで大きく変わります。そういった部分で市町村あげてしっかり要望活動はしておりますが、こういった部分になるか、ならないかで、またあとから国の財政措置が、この代替え場所にも大きな関係があると思えますが、もしそれがなければ、こういった部分の財政調整基金を利用するしかほかには道がありませんので、知恵を絞ってはいきまずけれども、当面はそれでスピード感を持つということであれば、財源がないからいつまでも着手しないということではいけないと思えますので、そういった部分を財源を充てながらやっていきたいというふうに思っております。

10番（時松昭弘君） 今、財源も場合によっては財調基金を利用するというようなお話でございますが、この財調基金を仮に今日もあとで意見書が出ると思いますが、今年の9月に臨時国会があります。その中で、いわゆる議員立法を立ち上げるという情報も聞いています。それもいわゆるその立法を立ち上げたのが、いわゆる特措法ですけど、特別措置法で5カ年間の時限立法でやるというようなこともちょっと情報として聞いておりますが、しかし復興ができない場合は、時限立法の延長ということも可能だろうと思えます。この財源というのも、これは国会議員が議員発議でやるのか、どういう形でやるのかわかりませんが、いわゆるそこで国との協議が財務省との絡みがいろいろ出てくるのではないかというふうに思います。そしてここで考えられるのは、今、これは私の個人的な考えですけども、復興財源を充てるとすれば、これは国の話でございますが、今法人税の軽減措置法というような法律がありますね、しかしこの法人税の復興財源化に充てたときには、この分を例えば、0.5でも1%でも復興財源化に充ててくるという形も、やっぱり首長会議とかいろんな形で町長がそういう場面でやっぱり発言をしていただいて、特別措置法をきちんとつくっていただく。そして財源の確保をすると。その庁舎建設あるいはインフラ整備等の、特に農災関係とかそういったものもありますけれども、そういった形に今回の補正の中でも農災関係の負担率が3%になっています。しかし特措法あたりを使った中で、今回の場合はそれを、規則を変えてするということではなくして、町長の決断の中で今回の震災に関する3%の負担はとるべきではないというふうに私は考えます。そうしていかないと、いわゆる地場産業で農林業の振興ということとか、いろいろ言葉で言うけれどもですね、実際、高齢者の方が多い地域でありますし、そうしたことまで含めた形で普通の災害の分と今回の震災における災害の分とそれをやっぱり区別をするということもこの特措法の中に財源が確保できれば、そういったことをやると。例えば、庁舎の仮庁舎をつくっても1回、繰入金を出しておってですね、特措法の財源が来た場合はまた繰入金をして、決算の段階でまた財調基金に戻すという形もでき

るのですよ。これはもう資金の流れの中にそういった一つの流れを組み立てていけばいいのです。そういったことをやっていくのが総務課の財政担当だろうと思いますし、それもしっかりそういった知恵を出していただきたいというふうに思います。時間も迫ってまいりましたが、また次の機会でも質問をさせていただきたいと思います。

しかし、少しだけ触れておきたいと思いますが、今、28年度のいわゆる地方財政政策のポイントというのが、去年の総務省、副町長が総務省におられたころにこれはできた資料なのですが、これは一般財源の確保と質の改善ということの項目が出てまいりますね、これは一般財源の確保とその質を改善なさいということですね、そしてこの中には、27年度を上回るいわゆる1千億円の予算が昨年度の予算よりかは増えているわけですね、6兆7千億円なのです。そして地方税が増収となると、地方交付税については前年と同じ、これは小国町も同じですが、こういった中におきましても、この財源の中に重点課題対策というような形が、名称がありますが、これがいわゆる森林吸収の対策ということで、これが約500億円です。いわゆる高齢者生活支援地域の暮らしを支える仕組みづくりの推進というのが、これが約500億円あります。自治体の情報システムの構造改革推進事業というのが、1千500億円数字が出てきております。これとは別にまた、まち・ひと・しごとの地方創生事業は、今回も1兆円を確保しているということです。もう1つあるのが、公共施設の老朽化対策のための経費を充当という項目もあるのです。こういったことは非常に資料として、もうこのポイントなんかを早め早めにこれは11月、去年の12月なのです、資料が出たのが、新年度予算前ぐらいにこういったことまでつかんでおって、やはり予算措置をするということなのです。そうすればそういった予算の確保をして補正の減額補正ということまでにつながらないのではないかというふうに思います。今後はこういったことにつきましても、私も厳しくチェックをしております。そしてまた議会の場で、場合によっては発言をさせていただきたいと思います。

最後に、町長の答弁をいただいて質問を終わりたいと思います。

町長（北里耕亮君） 財源の部分、いわゆる財政という部門は、大変重要であるというのは同じ認識でありますし、また議員の御意見のようにアンテナを張り情報を集めて、そして察知して今後につなげるというのはごもっともであるかと思えます。重ねて今後なお一層、そういった情報を収集しながら、特に国の機関の情報あたり、私、そして副町長、総務課で一つのラインというか、そういう連携をとりながらしっかりやっていきたいと思えます。また、議会の場でも当然御意見いただきたい部分もありますが、議員はお詳しいという部分で私も認識しておりますので、よければまたさまざまな情報をいただければ、幸いですというふうに思っております。

以上でございます。

10番（時松昭弘君） これで終わります。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。11時から再開をいたします。

(午前10時48分)

議長（渡邊誠次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時00分)

議長（渡邊誠次君） 時松唯一議員、登壇を願います。

6番（時松唯一君） 6番、時松唯一です。

今回、熊本地震で被災された皆さまにお見舞い申し上げます。また、1日も早く、いつもどおりの日に戻れますことを祈念しております。

私は、通告前に確認をちょっとしますが、熊本地震によって県内で死亡49人、震災関連死20人、行方不明1人、負傷者1千736人、建物、住宅、避難、水道断水といろいろございますが、小国町では、死者もいなく、それから行方不明者も0人ということでもありますけれども、重傷者が公立に1人、軽傷者が4人というふうに伺っております。このことに関して現在はどうのように回復なさっているかが1点。

それからそれに伴う罹災証明書について、この罹災証明書が熊日の報道によりますと6月15日には58件になっております。小国町のほうが30日付の報告によりますと47棟の損壊と、住宅のほうですね、一部損壊47棟というふうになっておりますが、この食い違いは多分10日間の間に増えたのかなという気がいたします。今後益々増えるのではなからうかなという気がしておりますけれども、この罹災証明書の確認について、だれが判断をし、私が見たところによれば20%から50%半壊という捉え方をすれば、ほとんど半壊状態ではなからうかなと、災害には、平等、不平等がありまして、益城のほうでは大変な災害があります。ただ、その災害と同じような災害が少なくとも小国町でも数件起きております。その被災者の方々の対応について、非常に先程同僚議員がおっしゃいましたように、住民に対しての住民への思いやりのないというふうに私は感じております。そこら付近の対応をどのようにしていくのか、それから罹災証明書の今後の私は再検証をしたほうがよいというふうに思うが、どのように思っておるか。

それともう1点は、指定避難所に皆さん行かれて、「一番困ったのは何ですか。」「トイレです。」仮設トイレが足りない。女性の方は、非常にそういうことをおっしゃっていました。仮設トイレのなさ、非常にどこに行ってもないと、この準備相当も今後は考えるべきではないか。それから、妊産婦、乳幼児、この方たちの対応はどのようにされたのか。それから外人さん、余りいないかと思いますが、外人さんがいらっしゃったら、その外人さんに向けた対応はどのような対応をしたのかをお伺いいたします。

町長（北里耕亮君） では、御質問のけが人、重傷者、軽傷者の分について福祉課から、罹災証明に関しては総務課から。避難所のトイレについては、手を挙げていただきたいと思います。それからただいま御意見のあったそれに付随した妊婦の方々、外国人の方々、そういった部分も各それぞれの担当課から答弁をいたさせます。

総務課長（松岡勝也君） 小国町の今回の震災によります人的被害と申しますか、重傷者1名と軽傷者4名ということで、いずれも公立病院のほうにかかった方の数字でございます。重傷の方は、災害時の対応というときに、足をくじいて足の指の骨を骨折したということで、今まだ通院しているという状況をお聞きしております。軽傷者4名につきましては、公立病院に聞きましたところ、打撲とかそういった軽傷だったということで、その後の通院等は2カ月経っておりますので、通院等の話は聞いておりません。

もう1つ、第2点ですが、罹災証明の判断はどなたがしたかということで、今回の罹災証明の担当ということで、県のほうが2回に分けて、緊急の罹災証明の判断の仕方ということで説明会を開催しております。総務課のほうから職員が2名行きまして、その指導説明会に参加いたしました。その職員が今現在の罹災証明の、通常の一部損壊でクラック等が入ったレベルの診断については即日発効しておりますが、写真を見た限りで現場に行かないとわからないところにつきましては、県の発行しております住宅被害調査票というのが外部判断の点数をつけるシートがございます。それを持って、現場に下げ振りとテープを持って行って、全部測ってそれから点数を出しまして、それから一部損壊か大規模半壊かという判断をして、本人に説明をして交付をいたしております。今現在、最新の情報といたしましては、罹災発行数が、大規模半壊が1件でございます。それから一部損壊が6月13日付で48件ということで、49件の今、罹災証明の発行の状況でございます。

それから指定避難所につきましては、トイレが不足しているということで、今回は、小国ドームほか小学校の体育館又は集会所、多目的集会所とか、そういったところでございますので、集会所の限りあるトイレということで、不足の状況というのはちょっと把握できておりませんでしたので、今後不足が生じた場合は、仮設トイレを屋外に設置するなど検討の必要があるかなというふうに思っております。

また、外国人向けということで、これにつきましては、外国人の方が避難された場合の対応ということで、これは県のほうから即日外国人に対する啓発のペーパーがまいてまいりましたので、一応、避難者の待機する職員のほうのテーブルのほうに一応お配りをして、外国人の方がきた場合の対応ということで、日本語、英語、外国語幾つかわかりやすいような形で書いたペーパーがございましたので、一応お配りをして、職員のほうでもわかるように配ったところが、今の外国人向けの対応情報ということでございます。

乳幼児の対応ということで、具体的に乳児が避難されたのは見受けはいたしましたが、それに対する問題点というのは、避難所に行った職員からは、こういった点が不足しておるとかいうところは、具体的にはちょっと入っていないのが現状でございます。

6番（時松唯一君） 先程、総務課長は一部損壊49件とおっしゃいましたが、熊日には57件というふうに出ておりますけれども。

総務課長（松岡勝也君） 今申しましたのは、住宅の分でその他の分の件数が入っているかと思
います。住宅の部分が一部損壊等が48件と大規模が1件と、その他の住宅ではない部分の罹災証
明ではなくて、被災証明の分を合わせて数字が先程言った五十何件であったかと思
います。

6番（時松唯一君） 被災者の立場に立った思いで対応することが第一かなと、今後も増え続ける
であろう煩雑した事務処理が多くなるかと思
います。そこら付近もきっちりと、被災者の方々は
それでも陥ってるというような状況ですから、少しでも力になっていただきたい。

今後の課題になるかと思うのですが、妊産婦、乳幼児、それから外人関係、それからトイレ仮
設とか、たくさん問題が出てきますので、一つ一つの課題を取り上げて、1つのマップをつく
るとか、いろんな方法が必要かなというふうに思
います。

では、通告に従いまして小国町防災についての検証について伺います。

まず、こちらに防災マップがあります。これは2010年皆さま方が出された防災マップでござ
います。これも家にずっと、皆さんもお持ちになっているかと思
いますが、これも見る暇も
ないような状況の中で地震が起きました。実際起きたあとで開いてみますと、第一次緊急輸送道
路、第二次緊急輸送道路。第一次緊急輸送道路が212号線です。この212号線が損害を受け
たと、通れなくなったというような状況の中において、その第二次緊急輸送道路、387号線、
442号線等々が、今通れるというような状況です。これを非常に見ていきますと、何が抜けて
いるのかなというのが、皆さんがすぐにわかります。地震が起きた場合に、これ地震の防災マッ
プなのですね、災害ではなくて、地震防災マップで町から出したものです。この地震防災マッ
プは非常に建前上というか、いわゆるこういうときには、こういう建物はこうしなさい。こうい
う建物だったらこういうふうにやりなさい。お金のある方はやれるのでしょ
うけれども、家も建
てられないような、私どもみたいな低所得者はなかなか家を建てることもできません。その中
において、その耐震を強めるためにこうしなさい。ああしなさい。こうすれば大丈夫ですよと、た
だ日ごろの備えだけです。こういうことを用意しておくといいですよという備えだけがあ
ります。ですから、これ建設課でしょうかね、これ5年、多分この計画は10年度末で周期とい
うふうに聞いております。とすれば、小国町は耐震計画を進める必要があるかと思
うのですね、
その場合に、この冊子を参考にできるものがあればいいんですけども、今その計画をしてい
るかどうかお伺いいたします。

総務課長（松岡勝也君） このマップにつきましては、確かに2010年に作ってござ
りまして、更
新ということが一番必要になってきている、今回の地震を受けまして、今回、小国町では防災会
議を6月1日開催いたしましたけれども、通常であれば、その前に県のほうが防災会議をいたし
まして、今回の地震等の対策、また改正等が出まして、それで市町村が受けて、それでまた地域
に関していろんな対策を練っていくという状況でござ
います。今回、震度7が2回あったとい
うことで、歴史上ないような地震ということ
で、県のほうにおきましても地震編の防災計画がまだ

検討中ということで、まだ開催がされておられません。そういったことで、そういった地震に対する住民に対する啓発、特にマップの作成とか、そういったところにつきましても、改めて県の方針、また、いろんな見解を受けた上で、見直しをすることが迫られておるといような状況でございますので、今の時点、まだ防災に関するマップ作成は予定をいたしておられません。

6番（時松唯一君） 早急にこれは急務だと考えておりますので、早急に取りかかっていたきたい。

それから、これは提案なのですけれども、その被害状況の把握をする中に、GIS、地理情報システムというのがありますので、そういうGISを使えるような状況を作って、被害状況マップをつくれれば、非常にスムーズに、慣れればスムーズに行くかなと、これも早急にこの件も考えていただいて、実行していただきたい。この件に関しては、私の提案でございます。

それからあわせて、先程同僚議員から住民サービスの件で質問があつていましたけれども、私も住民サービスの一環として職員さん、各職員さん課もたくさんありますけれども、課の中の職員の教育、啓発の中に、まず小国町の中の上田でいえば5部あります。1部、2部、3部、4部、5部、では1部にその担当職員という職員さんを配置していただきたい。そうすれば職員さんの啓発にもなります。地域とのコミュニティもとれます。防災にも役立ちます。毎日毎日がその方々と出会うわけではございませんが、いろんな行事等々の時に、地域担当職員というものがいれば、今、高齢化しておりますので、ああ、だれかさんに、その担当さんに聞けば何課に行きなさいとか、そういうことも安易にできるかなと、ですからこれをやられているのが埼玉県の新座市です。担当職員、結局あんまり大げさに考えなくてもいいのですよね、その地区の方々といろんな話をし、そしてそこで問題提起があればそれを課に持ち帰る。あるいはその問題を共有してやっていくと、非常に私はこれは有意義なことではないかなというふうに思います。ぜひ、小国町もその地区の担当職員というものを1回考えて、そして職員の啓発、住民がいつ職員さんが入ったともわからない、だれが職員ともわからないという方がたくさんいらっしゃいます。そこら付近、町長いかがですか。

町長（北里耕亮君） 役場職員がいかに地域と密接な関係になるかという部分であろうかと思えます。また、職員の研修やそういう部分において議会から以前御意見いただいた部分もありますが、新人職員を早く小国町を知るとい部分で巡回をしたり、そこぞこ小字等がありますので、そういった分の地名を覚えたりと、実際外に出て施設やその場所を確認するそういう勉強はさせていただいておりますが、今御意見の密接な関係にということで、現在の状況は、地域の活動団体、大字の中にあるところがあれば、ないところもありますが、例えば、コミュニティプランというそういった団体がございます。そういう部分に担当職員がついているという状況はありますが、議員の御意見の大字何々の何部にという部分は、今現在はございません。また内部で少し協議をさせていただきたいというふうには思っております。

総務課長何かありますか。

御意見の1つとして、お伺いさせていただきたいというふうに思っております。

6番（時松唯一君） 新人職員さんの教育には、やはり小国町を知らないと外を知ってもだめだと、ですから多分、小字も知らない方もいらっしゃるかなと。まずは、1年、2年のうちに各字、ですから私が言っているのは、コミュニティ間とかそういうものではなくて、そういうものもあって、それでその各集落に入り込んでいく、各その部に1人、2人と組んでやって、そういうつながりを持てば、こういう防災的なときに役に立つということを私は言っているわけで、ぜひ、取り組んでいただきたいというふうに思います。あわせて、こういう災害のあったあとに住民に対する被害調査、集落単位での調査等を調査する必要があるかと思えます。私が通告の中にアンケートと書いていますが、これはアンケートではなくて調査という意味で捉えていただきたい。調査をするのであれば早急に各部長、組長さんでも結構ですけども、すれば各部の各字の被害状況がまず家屋だけではありませんので、田畑、森林、それから原野、倒木等もあります。そういうところをもう一度確認していただきたい。いかがでしょうか。

総務課長（松岡勝也君） 基本的には申請をしていただいたところを回っているのが現実ですが、すべてを回るとするのは、今のところ道路パトロール等を兼ねて、また防災会議前も危険箇所点検ということで、職員で毎年更新しながら新たな危険箇所は全部回って、写真等を撮って、それで防災会議のほうに新しく登載はいたしております。それぞれの農地関係、原野、山林、家屋とそれぞれ分野がありますので、それぞれの担当部署で必要があれば調査をいたす必要があると思っております。また、今週末は部長会議がございますので、その辺で部長さんの意見も聞きながら調査が必要な部分等があれば行っていくというところに対応していきたいというふうに思っております。

それから先程ちょっと御質問があった中で、新人職員につきましては、毎年新人が入った場合は、おぐに広報で一応、顔と紹介ということで、自分のコメントを書いた広報を出しております。また、短い時間ですが小国チャンネルのほうでも顔を出して紹介をしておりますので、新人の顔が確かにわからないということがございますので、一応、地域のほうにはなかなか入らない職員もおりますが、テレビ等では紹介をさせていただいております。ちょっと付け加えさせていただきました。

6番（時松唯一君） 目に見えるその周知。目に見える周知はなかなか厳しいところがあると思うのです。だから私が言っているのは、そこの地区に入り込みなさいと、小国チャンネルで紹介していることも結構ですが、見ない人もいます。ただ見てもその人の性格もわかりません。履歴もわかりません。ですから地域に入り込んで、担当で勉強して、勉強て、これは勉強ではなくて、自分の啓発なのですよね、職員啓発にも啓蒙にもなりますし、地域の方々のいろんな事情もわかってくると、非常に私は近道だと思って申し上げているところであります。町長の考えはいかが

ですかね。

町長（北里耕亮君） その先程議員の御意見の中である部に担当をつけるという部分が一番いい方法なのか、職員の数も限りがありますものですから、議員の御意見の町民の方と密接な関係に至るといふか、そういう部分にするといふのは同じ考えであります、その方法論といふか、そういう部分については、また内部と協議をさせていただきたいといふふうに思っております。その部署で年齢構成とか、人数にも限りがありますので、どういった形でやるのがいいかといふのは、ちょっとまた考えさせていただきたいといふふうに思っております。

6番（時松唯一君） ぜひ、考えて実行していただきたいといふふうに思います。

では、次に移りますが、財源の件ですけれども、これも同僚議員から詳しい内容でございましたけれども、私としては、その今現在ふるさと納税について、各被災地の納税がどういふふうになっているかといふものを聞き及びまして、見返りを求めないふるさと納税と。これが本来のふるさと納税ではなかろうかなといふふうな気がしております。地震から3週間で南阿蘇村への寄附額が昨年度1年間の4.4倍になっているということです。これはあくまでもその税金対策とか、そういうことではないそうです。がんばってくれといふところでふるさと寄附金、ふるさと納税になっていますけれども、ふるさと寄附金といふことで1年間の4.4倍になっていると。それから被災地全体で5月初めまでに4万6千件、総額で10億円を超えたとあります。熊本です。従来は寄附のお礼といふことで、小国町もいろんなハムを送ったり、特産物をお送りして、返礼といふことでやっていましたけれども、そういうものはいらないと、ぜひがんばっていただきたいといふ寄附者の半数以上の方がお返しを辞退しているといふことでございます。それで前回、私はふるさと納税を空き屋対策で取り組み活用するよう提案した経緯がありますけれども、その後どのようになっているかをお伺いしたいのと、あわせて現在の納税額、今後の見通し、今後の方向性をまずお伺いいたします。

政策課長（清高泰広君） お答えします。

ふるさと納税につきましては、昨年の11月からインターネットを使つての納税もできるようにしましたものですから、それから飛躍的に小国町も伸びております。平成27年度が5千700万円でございます。28年度になりまして4月、5月、6月の現在までで1千200万円、3カ月間で入ってきております。実際に、今年の1月、2月、3月は、80万円、30万円、80万円といふことで推移しておりましたが、4月が550万円、5月が約300万円といふことで、6月が現在350万円といふことで、やはり震災以降、小国町を心配して寄附金を復興のために役立ててくださいといふことで、いただいている金額がふえてきております。特に4月の地震が起きたあとに緊急フォームといふことで、小国町も被災しておりますので、御協力をお願いしますといふことで、特別な緊急フォームを立ち上げましたものですから、こちらのほうに今の1千200万円のうちの400万円は寄附していただいております。緊急フォームは最初から条件と

してお返しはしません。ポイントはしませんということで、全額いただく形の条件でインターネット上で訴えておりまして、それが400万円ということになります。

あとは、通常の寄附につきましても最初から申し入れの中で、ポイントは、お返しはいたしませんというそういう申し出がっておりますが、これは額的には800万円のうちの30万円ということで、緊急フォーム以外のところでは、協力はしますけれども、お返しはお願いしますみたいな感じでというような状況で皆さん申し込まれております。そんな感じで、インターネットで申し込むときには、通信欄がありまして、そこで先程言ったように、非常に震災に心を痛めております。観光がんばってください。みたいな励ましの通信もかなりいただいております。もともとふるさと納税は、やはり大半の方はそのお返しを期待してのふるさと納税でございますので、なかなかやっぱりそういった返礼品を充実させることが今後も必要だと考えております。4月、5月、6月と相当額いただいておりますが、多分これから夏場にかけてはやはり震災のほうも一段落ついたということで、通常の返礼品を希望する方が多くなってくると思いますので、そういった中で、今後も続けていくためには返礼品の内容をやっぱり充実するのも1つの重要な課題になってきております。逆に、返礼品をすべて町内の特産品を使っておりますから、返礼することによって町内の品物も当然売れる話でございますので、現在のやり方を進めていながら、特にその返礼品の内容を充実させていきたいと思っております。

空き屋をという話もございますが、これにつきましてはちょっとカタログの中で位置づけとかがなかなかちょっとまだまとまっておきませんので、もう少しちょっと内容については検討させていただきたいと思っております。

以上です。

6番(時松唯一君) 当然、小国町は幸いにして被災された方が少なかったということもあるかと思うんですが、本来のふるさと納税の意味合いというものはもう一度考えるべきかなと、ただ、このふるさと納税が非常に伸びているのは、やっぱり特産品。その返礼に至っているかと思いません。このふるさと納税があるがために、マイナスになっている・・あたりも結構あります。これはいいところもあれば悪いところもあると、小国としては、やはりこういう小さな町ですから、特産品を売り込み、その納税として返礼をするというのが当然かなと、私も思いますが、こういう時期ですから、いろんな形をもっと被災された町に何かその逆に、少しお使いくださいみたいなこともあっていいのかなというような気もいたします。財源が大変厳しい中において、やはり予算組みも、本年度予算もありますけれども、やはり今回は厳しい中において優先順位をやはりすべきかなと、各課の款項目の中でやっていくべきことは、もう一度見直しというか、いわゆる優先順位をつけるべきだと。今やらなくてもいいこと、今やるべきことを優先し、やらなくてもできるようなものは、やらなくても、言葉はちょっと足りませんが、5年後でもできるようなもの、我慢できるもの、それはみんなで我慢をし、みんなが平等に今の災害を乗り

越えられるような予算を流用していただきたいというふうに私は思います。いろんな意見を聞く中で、やはり厳しいのは財源です。被災者も厳しいですけども、それと同じに財源が厳しいですよね。財源が今病気になっています。その病気を治すには、やはり必要なものに使い、必要でないものは省くと、それが今回私たちに与えられた地震ではなかろうかなというふうに思いますが、町長いかがでしょうか。

町長（北里耕亮君） もう御意見のとおりでありまして、限られた財源の中で先程来、財政調整基金の話題もありました。その中で、もういかにその限られた財源の中で行っていくかという部分を常に考えなければならない。そういう中では当初予算で組みつつも、厳しくなる部分については御意見のとおり事業の種類、もしくはその内容については、やはり少し我慢をすべき部分もあるのかなというふうには当然、そこは同じ意見でございます。ただ、対象の地域や対象の方々、そういった部分のさまざまな総合的に考えて、苦渋の決断をする部分もあるかというふうには思っております。ですのでその部分については常に頭に置きながら行っていきたいと。緊急性を要するものの流用という措置もありますけれども、そういった部分も含め、そしてまた9月議会、12月議会ありますので、そういった部分も気にしながら行っていきたいというふうに思っております。

総務課長（松岡勝也君） 財政につきましては、先程からもいろいろ御心配や意見をいただいております。特に財政調整基金につきましては、今度1億2千万円繰り入れをしております。実質28年度末に4億円を切るという見込まれた数字が出ております。そうした中に今回の災害で補助率も通常の補助ということで見込んでおりますが、今後の激甚災に指定されて、なおかつ嵩上げの補助を期待しておりますが、今後また特別交付税がどれだけ算入されるか、そういったところが今後財政として歳入の面でどれだけ見込めるかというところでございます。今後、災害におきましての単独債、また、起債につきましても国の方針が新たに出了らしたら、そういった部分で、今回の施設等の起債の交付税の算入率等も大きく財政に影響してくるのではないかなというふうに思っています。また、先程からあります寄附金等につきましても、ふるさと寄附金と別に今回災害寄附金も40件ほどいただいております。40件の約1千万円、災害分ということでいただいております。こういった貴重な寄附金も今回の震災等の財源に充てさせていただきながら、計画的な災害復旧と、また従来予算の執行につきまして効率的な予算の執行に努めていきたいというふうに考えております。

6番（時松唯一君） 地震というのはいつ来るかわからないという中で、予算組みも3月に前年度から考えた中において、できあがったものでございます。ただ、いかんせん4月にこういう大きな地震があったということであれば、まず予算の検証をもう1回やって、臨時議会でももう1回開き、練り直すということが私は必要かなと思っております。

最後になりますけれども、いつもこれは住民の方と一緒にがんばりたいということで、熊日の

宣伝をするわけではございません。熊日にちょっとかゆいこともありましたが、宣伝はしませんが、これは皆さまの家庭に熊日をとっている方はわかりますが、「二度の震度7、そのとき何が起こったか」という中で、いろんな活断層のわかりやすい文面で、図面は図面、それから文言は文言、わかりやすい、子どもでもわかりやすく出ております。そういう中で、この方は清水教授、九州大地震火山観測研究センター長という方が、今回熊日に載せたものでございます。私が何を言いたいかというと、場所と規模、予測をもとに備えようと。だからもう今、終わっているわけではないと。予測をしながら、それをもとにみながんばっていきましょうと、ただし備えも必要ですよ。これは行政も一緒です。行政それから住民と共有しながら、やはりやっていくということで、住民の方にもがんばっていただきたい。行政もそれ以上にがんばるといことかなと思います。ですから、いつも備えをしましょうと、もしよかったら見ていない方は、帰られて見ていただきたい。永久保存版でも結構ですので、この部分は非常にとても私は参考になるかと思えます。

最後に、もう皆さん御存じですけれども、支えあおう熊本・いま心ひとつにということをお願いして、一般質問を終わらせていただきます。

町長（北里耕亮君） 御意見賜りました。災害というのは、やはりもちろんないのが一番いいのでありますけれども、あるというのを想定しながら、今回の一般質問はもちろんまだ終わってはいないのですが、大変災害の話題が多かったわけでございます。今後避難訓練もありますし、また、防災計画の見直し等もしますし、また、家庭においては、家庭で自分で自分の身を守るという御意見もいただいた中では、そういう備品というか、家庭内で備えていただくような話題もさまざまありました。議員、ただいまボードを出していただいた部分で、まず情報を住民の方もまた知っていただいて、とにかく一枚岩といいますか、情報を共有しながら、そしてやっていきたいと、私もそういうふうにしております。ありがとうございました。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。午後は1時から再開をいたします。

（午前11時43分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

（午後1時00分）

議長（渡邊誠次君） 松本明雄議員、登壇を願います。

総務課長（松岡勝也君） 申し訳ございません。午前中の6番議員からの御質問の中で、罹災証明の件数をちょっと誤ってお知らせいたしましたので、御報告申し上げます。

一部損壊が午前中48件と申しましたけれども、一部損壊は57件でございます。大規模半壊が1件ということで、58件でありました。ちなみに非住家の件数が29件ということで、付け加えてお知らせいたします。申し訳ございませんでした。

11番（松本明雄君） 11番、松本です。

まだ余震が続くなか、避難生活を送られているご家庭もあり、ご心労のほどお察ししますとともに、1日も早い復旧、復興を心よりお祈り申し上げます。

この度の地震は、災害の多い小国町も予期せぬ地震でありました。気象庁やマスコミが言うには、30年以内に7%しか、こういう地震は起きないであろうという推測だったので、我々も地震のことは災害としてはあまり考えておりませんでした。それで、今回、警察及び消防、ときに消防団の方々には、昼夜を問わず活動していただき、それに伴い、地震のときにはなかなか家を空けることもありますので、分団によっては夜、家の各戸を回っていただいたとかいう話も聞いております。それに自衛隊の方、こういう被災がある前に、この議員の中に自衛隊の車が通ると道が傷むと、そういう発言をされた方もいます。断じて、そういう軽率な発言は許すことはできません。この度は地震がありましたので、自衛隊の方にも来ていただき、杖立の給水及び偵察及び役場の中に24時間体制ベッドを置いていただき、2人の方が常駐していただきました。本当に心強い思いでした。

それでは、実質的な質問をさせていただきます。同僚議員がほとんど言うておりますが、少し被る点もありますがその点は御了承していただきたいと思えます。

今回の被災を見ますと、一番大切なのは、水ではないかとそういうふうに思われます。本町でも杖立の簡易水道がああいう汚濁によって何日も使われなかったと、非常に町民の方々も大変だったと思えます。我が町は、宮小の下に小国町の水道がありますので、そこが崩落せず、濁らず、非常によかったと思えます。南小国は、簡易水道がずっと濁っていましたので、20日か1カ月ぐらい給水活動したのではないかと思います。今後、簡易水道も広域合併をしていくとか、いろんな話が出てきますけれども、小国町も南小国もいろんなところで水源地を持っております。小国町だけで水源地を確保するとなると、相当なお金もかかると思えますので、今後、こういう災害があった場合、水の確保をどうするのか、ろ過機能をつければ泥水からでも飲料水はつくれますけれども、莫大な費用がかかりますので、町民の方々がもう今はトイレも水を使わなければなりません。ですので、その水の確保を今後どのようにお考えなのか、町長にお聞きしたいと思います。

町長（北里耕亮君） 災害、特に地震でございますけれども、今回の部分において、やはり生活する上で、町民の方が、住民の方が生活する上で大事な部分というのはやはり水だと思います。その部分においては、意見は一致をしております。そういう中でその大事な水という部分を小国町の中でもまたあとで現在の町水道、簡易水道の状況は担当課から答えていただきたいと思えますが、以前から限られた、その水道事業というのは何が大事かというのに、質の高い水を安定的に、この安定というのが大事でありますけれども、供給することが責務というか、大事な部分であるというふうに認識をいたしております。そういう中で、今議員もお話のあったとおりに、場所も言われたとおりに、小国町の町水道の部分については、宮原の中心部に水源地があり、学校の下

にあり、それを配水池の桜ヶ丘に上げて、そして各、このある程度広範囲のところに供給をしております。それ以外の部分については簡易水道というような状況であります。冒頭言いましたその安定的にという部分においてバックアップ、何かあったときに、じゃあ、こちらの配水地からという部分の考えも今後は必要ではないかなというふうに思っております。そこで以前、数年前にも確か議会のほうからも御意見があったかと思いますが、やはり第2配水地計画という部分も考えなければいけないというふうに、数年前明言をしております、公ではないのですが、内部協議の中でそういう部分を考えなければという協議はいたしております。そういうのを持っているという部分で担当課からちょっと答弁をさせますが、大事な部分はそういう考えを持って、そういうのを定めなければいけない時期にきているのではないかなというふうに思っています。ただ、これには午前中からの質問にもありますような財源、そういった部分も第2配水池を整備するには、大変多額の予算もかかりますが、そういった部分を考えながら、計画というか、そういう部分を考えなければとは思っております。

では、担当のほうから答弁をいたさせます。

建設課長（佐藤彰治君） 今、町長のほうが概略をお話いただきましたけれども、数年前の議会のほうでもそういった御心配の中の質問があったかと記憶しております。その後、水源の第2水源という、あるいはバックアップ的な役割を果たすという意味合いで、それ相当の水の量と、それから地形的な部分もございまして、それから運用した場合のランニングコスト等の関係もございまして、できるだけ自然流下型の候補地があればというようなことで、幾つか担当課のほうでも選定をしているところでございまして、その中でも具体的な場所はまだちょっと公表できませんけれども、西里地区とかあるいは上田地区にそうしたちょっと先程言いました条件に見合うような候補地を2、3選定しているところでございまして、今後はまた、より具体的に調査等も含めまして水の量であるとか、高低差であるとか、供給戸数であるとか、そうしたところも踏まえまして、あとは配水池のタンクの容量であるとか、いろんなものを精査しなければならないものがございまして、ですので、そうした候補地の選定をしつつ経済比較とかそうしたものを含めて、第2水源といいますか、非常時のバックアップ体制を今後整えていきたいというふうに思っておりますし、また、そうしたことがより具体的になりましたら、また審議会等も開催の中で御報告し御相談したいというふうに考えております。

以上です。

11番（松本明雄君） ひとつの方法としては、南小国町のほうは立岩水源のほうから水を確か引いていると思います。町同士の協議もありますけれども、今後どちらかの水源がもしも地震とか災害があった場合はできるような方法も考えたらどうかと、南小国町とも話していければ、両方の町がいいことなので、そういうことも検討していただきたいと思います。

次に、もう被災して2カ月になりますけれども、やっとどこでも仮設住宅ができております。

この前からテレビを見ていると、益城町あたりは仮設住宅の用地がないから、それから住宅は建てられなかったから1カ月ぐらい遅れていると思います。何年か前は僕も質問させていただきましたが、小国町のほうは町有地が切原にありますので、そこを使って何か大災害があった場合はそこに仮設住宅をつくと、そういうことまでやっておりますので心配はしておりませんが、今後、みなし住宅とかもありますので、民間企業がアパートを持っているとか、そういうところも先に、毎年毎年災害があるわけではありませんけれども、役場のほうから声をかけて、4月の更新時に空いているところは、もしも空いていた場合みなし住宅として貸していただけないだろうかとか、そういう町との提携を結んでいただき、被災者がすぐ家に入れるような、そういう方法もとっていただきたいと思いますけれども、その点についてはどうでしょうか。

町長（北里耕亮君） ひとつの御意見として、拝聴したいと思います。まずは最初にやらなければいけないのは、もし災害があった場合には、町営住宅、今回のように実績といたしましては、大規模半壊の方が、今町営住宅に一世帯入ろうとしております。その中で町営住宅に可能な限りという部分で町としては考えてはおります。その次に足りない部分については、今回、初日の議案で提案をさせていただいたように、旧教職員住宅をそういう住宅にという部分でございます。それでも足りないときに、今の御意見のようなそういった部分もとは思いますが、どういう手続きがよろしいのかというのを今後考えさせていただきたいと思います。入居する方がいないのに、民間のアパートを町で借り受けるというので、だれも住んでいない状況の中で、家賃が発生するのかという課題というのか、そういう部分もあるかもしれませんので、そこは少し考えなければというふうに思っております。

内部でまた協議を、今日御意見を拝聴させていただきましたものですから、そういう部分で住宅問題というのは大事であります。そういう部分で考えさせていただきたいというふうに思っております。

11番（松本明雄君） 僕が言っているのは、ずっと借り続けるのではなくて、もしも空いていたときに協議をして、そこにすぐ町民の方が入れるように、協定を結んでいただいて、お金が発生しないような方法を考えていただきたいと思います。

次にいきます。次は、ずっとこの前10日の日に視察で回ったときとか、いろんな話を聞いてみますと地震があったときに大きな落石があった場所とか、まだ木に引っかかっている石が相当あると思います。それでこの前から質問の中にドローンの話をしましたけれども、今年度の予算には組み込まれておりませんでした。それがこの前の県議会では、ドローンの予算を100万円ぐらいつけてあって、いろんな方向で活用しようという提案をされていたみたいです。僕はただ、ドローンでそんなもの撮ってくれとか、いろんなものを撮ってくれとかいうのではなくて、職員の方に二次被害が起きないように、目視できない部分はドローンで見ると、ドローンで見られない部分はいろんな方法を考えていただきたいと思います。今後、もう梅雨に入っていますので、

落石がある可能性もありますけれども、今のところ木に引っかかっているとか、そういうことまでも把握しているのかどうか。そしてこれを風倒木のときには自衛隊に来ていただきまして、それを切られない部分はダイナマイトを使って落としたりとか、それは下に民家がない場合ですけれども、そういうこともできますので、今後、そういう石をどのように撤去するのか、町民の安全をどう考えているのかお答えいただきたいと思います。

建設課長（佐藤彰治君） 災害後のパトロール等を含めて、何回かそれぞれ町内を回りまして、また、地元の方の通報等もございました。そうした落石の家の裏で音がしたとか、いろんなケースでこちらのほうに情報が寄せられた分もございます。こちらがパトロールで確認した分もございますし、ある程度落石の箇所はその範囲内では確認できております。今後山の中の話でもありますし、公共施設周辺が主でございますので、山の中あたりはまたそうしたものがあってもいいかもしれませんので、そうしたものの通報も受けながら、実は県のほうの林務と現地案内し、現地の確認を今やっているところでございます。最終的にその落石の除去になりますとどういう対応をさせていただけるのかということですが、緊急的なこういった災害の年ですので、いろんな形で積極的に林務のほうも対応をするというような姿勢もございますので、そうした落石についての除去もあわせてこちらの町としてはお願いをしているところでございます。

以上でございます。

町長（北里耕亮君） 小国町において地震後の大きな課題になっている部分は、観光の落ち込みという部分もありますけれども、この落石の部分と土砂災害、この部分が非常に心配される場所です。事実、数回にわたって落石の案件があっておりまして、この部分について県の本庁及び出先機関の阿蘇地域振興局にも行きまして要望をさせていただいております。ただ、現実としては山の上の方に、奥のほうになかなか人が上がれないようなところもありますので、下から目視するとかそういう部分の可能な限りは努力をするというふうな答えは返ってきておりますが、そこはお願いを、要望をし続ける部分があると思います。それとひとつ先日新聞にも載っていましたが、林野庁関係の補助事業において空からレーザーで、これは目的はクラックを、ひび割れを探するというふうな部分でそういう補助事業があるやに聞いております。これについてはできるだけ小国町も前向きに取り組んでいきたいと思いますが、ただ、基準がありまして、震度6以上を観測した地域に限るということでもあります。小国はここまでは震度としていってはいないのですが、これも現在のところやっぱり心配されている部分でありますので、お願いをさせていただいて、その状況を訴えてまいりたいというふうに思っております。さらに技術的な話で可能かどうか分かりませんが、ワイヤーネット、ワイヤーセンサーという部分の方式があるということも聞いております。それは落石があるであろうところに線を引っ張って、石が落ちてきて設置したら何か警報器が回るというような部分も何か津江のほうで1カ所設置されているというふうなことを聞いたこともあります。そういった部分でできることを検討していきたいというふうには

思っております。

以上です。

1 1 番（松本明雄君） 次は、同僚議員からもいろいろ話が出ていましたけれども、被災地のときの役場の編成の仕方です。急な地震ではあったのですが、南阿蘇村は課長が重機に乗っていたとかそういう話もありますけれども、やはりこういう被災があった場合は、東北のほうでもそうでしたけれども、今の編成とは違う裏編成をつくっておけば、やっぱりちゃんとピラミッド上につくって、役場に連絡すればちゃんと対応できる人がいると、そしてあとの職員は机に座っておく必要はありませんので、現場に出ていただくほうが非常に助かります。それで編成を欠いて、適材適所で若い人たちはいろんなところに出て行って、避難所に回ってもらうとか、福祉関係の方はいろんな避難所とか給水のところとか、いろんな感じでやっていただきたいと思います。だから日ごろ今の課とは違う組織編成を作って、災害があった場合はすぐその編成どおり動けるような組織をつくったほうがいいと思われませんが、どのようにお考えでしょうか。

町長（北里耕亮君） 大きな方針を先に述べさせていただいて、今回、それぞれの課、災害対応ということで、課の状況については総務課あたりからまた答えていただきたいと思いますが、まず今回、通常業務と災害業務という部分がやはりどうしてもございます。災害対応する業務がものすごい量になりますので、当然、職員の業務量が増大し、職員数が足りないという状況が発生してきます。そうすると、何々課、何々課という部分で多い、業務が多い課と通常業務をしながらでも少し余裕があるとは言いませんが、机に座っているという部分の業務もあります。ただ、緊急を要する部分も事柄にはありますものですから、そこは柔軟に対応させて、今回も対応いたしました、災害待機班などを組んだときにも業務のバランスをいつも見ながら、そして対応してきた部分でございます。また、災害ごみについては住民課とか、もちろん道路とかそういう部分は建設課とかありますが、救援物資担当の政策課とか、そういう部分で新しい分野の部分その課に命じまして、業務に当たったというような事柄もありました。あとは議員のおっしゃるそのピラミッド状とか、そういう部分の別の組織体をとる部分について、また今後さまざまな形で、職員の意見も聞きながら考えてまいりたいというふうには思っております。

総務課長（松岡勝也君） 今回の地震の災害におきましては、防災計画上はそれぞれの情報班とかパトロール班、またいろいろ物資班とか衛生班とか細かく役割分担をしております。しかし、今回の地震の対応におきましては、通常の水防とかわりまして動ける人をはりつけたというふうな形をとっております。特に、道路パトロール関係につきましては、4月の人事異動等もありまして、技術に詳しい方、以前建設課におった職員とかいう職員を緊急にちょっとはりつけいたしました、建設課に戻った形の班をつくっております。また、水道が非常に断水した、また、汚濁がでたというところでも異動をしたばかりではございますが、水道のほうに一旦応援にはりつけたというような体制をとっております。また、物資が非常にプッシュ型でかなりいただいております。

す。これも通常の物資担当ではちょっと受けこなせないということで、政策課をひとつの物資の班と位置づけまして、物資の受け取りから備蓄の倉庫に入れるという準備作業から配分もしていただきました。また、道路状況の把握ということで、建設課のほうは道路のパトロールとか体制で追われておりましたので、産業課が情報をということで道路情報を産業課で受け持ってもらいました。また、マスコミ関係が非常に集中して電話等がきたり、また、直接役場のほうに来られた場合もありますので、基本的にはマスコミ対応は副町長のほうに託していただいております。そのほか、情報の収集、また、メールの担当、そのほか放送担当、国県道の情報、また、自衛隊との対応、受け答えとかいうようなそれぞれ細かく対応を分けておまして、今回は通常の防災計画上のはりつけとはなかなかいかない部分は、ある程度臨機応変に対応していきたいというふうなところでございます。

1 1 番（松本明雄君）　そういうところで災害のときは災害のとき、通常は通常という感じで業務に当たっていただきたいと思います。

それでは、小国町に関連ある国道関係、新聞等、テレビ等で甚大な影響を受けている57号線が使えない影響で、我々はミルクロードを通過して大津へ抜け熊本市内に行っています。お客さんもその道を通ってくるわけですが、前から言っていますように、あの線は特に今の時期は霧が深いです。それですからもう河津県議にもこの前お願いしたのですが、中央線にはめる、光る赤色灯のやつは1個が7万円するそうです。7万円すると小国のあそこは特に雪が多いですので、冬場除雪のときに全部なくなるそうですので、その予算はなかなかつけにくいという話もしていましたので、真ん中の黄色の線、あれは安全協会のほうが持っているのですかね、それと横の路側帯の白の線、あれをもう少し早めにしていただかないと、なかなか走るのに苦労しております。お客さんもなかなか霧が濃いということでなかなか足がすくんでいる状況ですので、その辺も町長はどうお考えなのか、お聞きしたいと思います。

町長（北里耕亮君）　通称ミルクロードという部分のお話でございますが、今回、57号線がああいう形になりまして、その迂回路として大津から来た場合ですよ、大津から来た場合は二重の峠、二重の峠から右に曲がって、阿蘇のほうに下りるといった部分の道路が非常に車両が多くなっているのが現状であります。その中で、ちょっと私も正確には確認をしておりますが、国の事業で管理をするというふうな部分、どこまでをするかはちょっと確認をしておりますけれども、そういう話を聞いております。それと同時に小国町民が、あの道路を本当に頻りに使うという現実問題もありますものですから、議員がおっしゃるように霧のときには本当に線が頼りであります。横にある白線と中の中央線の黄色い線。白線のほうは県が引くそうです。今回、国の迂回路になっておりますから、国がするかどうかはちょっとわかりませんが、どちらにしてもそこが所管だと、黄色い線は、何か公安委員会が担当されているというふうなこともちらっと聞いたことがありまして、それにしても上部団体は県でありますので、そこへ1回私も要望に行きました。要望

はいたしましたけれど、すぐは引き続き要望はしていく部分で、いま活動をしているところであり
ます。ただ、おっしゃるように霧があつて実際私も通つてみて、すり減っているところがあり
ますものですから、安全ということでは大事な部分でありますので、引き続き要望はしていきたい
というふうに思っております。

建設課に答弁いたさせます。

建設課長（佐藤彰治君） ミルクロードの路側線の消失につきましては、いま、町長がお話した
とおりでございます。要望活動は続けておりますが、なかなか県のほうも財政的な対応ですぐに
はちょっとできないということですが、今回、4月14日、16日の地震によりまして、
御存じの通りミルクロードもかなり横断クラックが頻繁に入っております。県のほうに聞きます
と当然災害復旧で出すというようなことがありますので、今後また舗装の災害査定等を経て、打
ちかえ等がすみしたら当然そこに路側線を引くというようなことで、災害復旧事業である程度
の部分については、路側線が新しく引かれるというようなことでございますし、そのほかにつき
ましては、通常の道路維持ということで、対応していただきたいということで、要望もしており
ますし、今後そのような対応を前向きにさせていただけるというようなことでちょっと聞いており
ますので、もうしばらくすればある程度の路側線の消失の分については復旧ができるのではない
かというふうに思っております。

以上です。

11番（松本明雄君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

それに関連して、昨年度同僚議員のほうからも話がありましたが、小国大津線の試験運転をさ
れました。3月に今年も予算が上がっておりますので、それはされると思ひます。その時期に
ついてお聞きしたいのですけれども、なるべく夏休みとか、そういう時期に持って行っていただ
きまして、小国町に来てくれるお客さんを入れていただきたいと思ひます。

もう1つは、57号線がああいう状況、JRももう立野までしか今のところ開通のめどが立っ
ておりません。それで、いま産交バスも阿蘇までは1日何便か行っています。それでその便も通
勤、通学、病院などに使われる方もいらっしゃると思うのですけれども、その辺の人数の把握を
していただいて、できれば産交と協議をしていただいて、57号線の復旧があるまではいま小国
大津線を通していただくことができるのか、協議していただきたいと思ひますけれども、その点
はどうでしょうか。

政策課長（清高泰広君） 小国郷ライナーにつきましては、昨年11月に小国郷公共交通会議が試
験運行を1カ月間行っております。本年度も両町で予算を組みまして予定しております。来週、
小国郷公共交通会議がありますものですから、そこで御提案したいと思ひますが、今言わ
れたように、8月に試験運行をもう1回行いたいということで、現在事務方では、産交バスあた
りとも打ち合わせをしておりまして、来週公共交通会議で御提案していきたいというふうには

思っております。

予算の問題もありますものですから、先程便数の増便とかあるいは通勤とかそのあたりの通学とか、そのあたりに絡ませることにつきましては、また、ちょっと産交バスさんと相談していきたいなと思っております。

以上です。

11番（松本明雄君） その辺はよろしく願いしておきます。

もう1つの生命線であります212号線です。この線は同僚議員も言っておりましたけれども、福岡と小国との生命線、観光での生命線であります。なかなか57号線ばかり取り上げていまして、212号線はマスコミなどは取り上げておりません。しょうがない部分もあります。大山と小国町の杖立温泉との間が3カ所、この前1カ所また崩落しましたので、3カ所ぐらい崩落していると思います。これが早く開通しなければ小国町の観光には相当な影響があると思います。その点、町長がこの前津江にも行ったのですけれども、津江の方も日田に出るのに松原ダムの上を通過して、あれからファーム道路に出て、それから日田に行っていますと、今、40分ぐらいかかっていますという話をしていましたから、これでも大分県の方も非常に大変だと思うので、特に小国町はなかなか大分県の方は自分のところはよくしていただけませんけれども、212号線はどうしてもルート変更してでも、災害のないような国道にさせていただきたいと思います。この前、210号線、天瀬玖珠間を行って、あそこも崩落の危険がある場所は、今コンクリートの擁壁というか、トンネルをつくってあります。そこも非常に危ないということで、もう予算化してから、川を渡って向こうにトンネルを掘って、またこっちのほうに渡すと、そういう工事もうかかっていますので、212号線を特に、早め、早め、これがないともう杖立温泉、特に福岡から来るお客さんは、もうほとんど壊滅状態ですので、もうそこは非常に力を入れて向こうの国会議員であります衛藤征士郎先生のところに毎日でも行くような気持ちで行って、陳情していただきたいと思います。町長どうでしょうか。

町長（北里耕亮君） 212号線の重要さは御意見のとおりであるというふうに思っております。

また、先日来、日田土木事務所に行きまして、その状況を切実な思いということで訴えてまいりました。もう概略はお聞きかと思いますが、9月末に片側通行という部分でありますけれども、現在、工事かなり条件的には急傾斜でありますし、厳しい部分でありますが行っていただいている現状であります。ただそのときに、要望に行ったときに強調、すごく強く言ったのは、もちろん早期の工事はもちろんでありますけれども、この際212号線期成会という組織がありますが、またそこでも話題にいたしますけれども、抜本的なもうルートの計画、あそこがやはり梅雨時期には、この地震のその前にもたびたび落石であったり、崩壊があったりという部分があります。そういう抜本的なルートということも議題に上げて、計画をしていくことができないかということで、それをお伝えをしております。

また、もう1つは、ファームロードが迂回路になっておりますので、大型車とか通行量も増大しておりますので、その管理を日田市側はスカイファームロードという名称でございますけれども、日田市、それから小国町ともに県管理もしくはその代わる部分の管理をお願いをということで、それが発展しまして4月初旬に国交省の本庁のほうからも現地視察をしていただくことに、新しい道路局長さんが視察をしていただくことにあいなりました。この部分についても関係機関や関係者の方々の熱意が伝わったのかなというふうには思っておりますが、また、実際来られたときに、熱い思いで訴えていきたいというふうには思っております。

以上です。

11番（松本明雄君） よろしくお願ひしたいと思います。

関連して、同僚議員も福岡から黒川に来るバスの件で、非常に大きな声で言っていましたので、僕のほうは小さな声でやりたいと思います。

それで、僕の案としては、町民の方々に非常に御迷惑をかけると思うのですがけれども、今麻生鶴のほうからゆうステーションのほうに来てはいますけれども、この定期バスに限っては坂下宇土谷線ですかね、この前、発議で出してありますけれども、あそこを通していただいて下城に上がりまして、前、議員だった下城のあそこの商店もありますので、あそこあたりに仮設の停留所をつくっていただいてゆうステーションに来ていただくと、非常に町民のそこの地域住民の方には御迷惑だと思っておりますけれども、今後、観光のことも考えていただいて、ここは持ちつ持たれつで、どうかお願ひしたいと思います。

もう1つ、きょう仕入れたネタがありますので、ここで発表したいと思います。

町長に、「西鉄に行け」「西鉄に行け」と5番議員が一生懸命言っていましたけれども、西鉄のほうからこういうものが今日出ています。6月20日から7月15日まで片道1千500円、こういうバスが出ますので、小国のほうに来ていただけると思っておりますので、小国町のほうもこういうのを出してPRしていかには福岡からお客さんを入れてくるかと、そういうことも考えていただきたいと思っております。この前の連休の間は、玉名平山温泉は、震災の影響という失礼ですがけれども、非常に多かったそうです。例年の1.何倍とかいう話も聞いておりますので、早くこちらの小国町のほうにもお客様が入るように、努力をしていただきたいと思っております。

これをもちまして私の質問を終わらせていただきます。

町長（北里耕亮君） バスについては、212号線が通行止めという部分から杖立温泉を通らないという部分の影響が大きいものであります。今、議員がおっしゃったように、そういうルートもひとつありますでしょうし、今現在通っている部分のルートで、ただその中では杖立温泉には寄らないものですから、先日来からの、昨日の議会の御意見でもございました。そういったことも含めて杖立温泉にバスが停車していただくというのがひとつ大事な案件でありますので、ここはバス会社さんと十分協議をさせていただいて、協議というかお願ひをさせていただきながらやっ

ていきたいと思ひますし、また先方に何う約束も取り付けましたものですから、早速、行つていろいろ深い話をさせていただきたいというふうに思つております。そういった部分の御提案を大変ありがたい御提案だというふうに受けとめたいというふうに思つております。

以上でございます。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩いたします。1時55分から再開いたします。

（午後1時42分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時55分）

議長（渡邊誠次君） 北里勝義議員、登壇を願ひます。

3番（北里勝義君） 3番、北里です。

一般質問を行いたいというふうに思ひます。まず、4月に起きました熊本地震では、広域にわたり甚大な被害をもたらしました。被害を受けられた方々に心からお見舞ひを申し上げたいというふうに思つております。

また、きょうで地震から2カ月あまりが過ぎました。いまだに余震が続いているというふうな状況で、また報道によりますと6千200人あまりの人たちが避難を続けているというふうなことで、大変厳しい状況が続いているのではないかなというふうに思つております。このような中で、県におきましては創造的復興、また熊本市は災害に負けない都市づくりを掲げて復興に取り組むこととしております。この小国町におきましては、復興はもちろんですけれども、災害に強い安全・安心なまちづくりを進めていかねばならないというふうに思つております。そのような中で、町の防災対策についてお尋ねをしていきたいというふうに思つております。今回、本議会も震災後の議会ということで、一般質問の中で防災、また、災害対策の質問が多く出ております。これはやはり重複する部分があるかと思ひますけれども、議員それぞれの考えの中で質問ということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思つております。

まずは今月1日に28年度の小国町防災会議が開催されております。この中で毎年示されているのが小国町の地域防災計画並びに水防計画が示されております。今回の1日の防災会議の中で、今回の震災をどのように捉えていたのか、見直しを行ったのか、また、見直しまではいなくても、どういう議論がなされたのか、また、意見交換がなされたのか、お尋ねいたしたいと思ひます。

町長（北里耕亮君） まず、私のほうから基本的な考えと導入の部分、それから総務課長のほうから、ただいま御意見がありました防災会議の意見、どういう意見が出たかなどの内容の部分、それからの部分を答弁をさせていただきたいと思ひます。

まず、基本的な考え方で、議員がおっしゃるように、今回の一般質問もほとんどの方が地震のことに触れられております。それは当然、町民の最大の関心事、今今災害があつたばかりであ

りますし、町民の生命、財産をいかにして、生活をやっぱり守るかという部分が共通の執行部もそうですし、議会もそうであろうというのは、全くもっておっしゃるとおりであるというふうに私も認識しております。また、そのことに向かって、執行部としてはやはり、もし改めるべきところがあるのであれば、積極的に改める、反省すべき点は反省し、また今後につなげると、そういう基本的な姿勢でございます。

さて、ただいまお話がありました防災会議が1日に行われております。あとで詳しく総務課長に触れていただきたいと思います。まずこの会議を開催するかどうかという部分も、実は内部で協議をいたしました。というのも、先程総務課長も言いましたように、熊本県のほうではまだ対策本部が立ち上がって、引き続き状況が続いている中で、県の防災会議というのはまだ行われておりません。そういう中で、小国町単独というか、小国町が通常であれば、県があり町があるという部分であります。県がやっていなくても、今回町がやりましょうというようなことで、その会議の場には、今回大変お世話になりました警察関係や広域消防関係、そして自衛隊さん関係、もちろん気象庁であったり、ダム事務所であったり、もちろん消防団の幹部の方々だったり、団体の方だったり、それぞれおいでになります。そういった方々に今回小国町の状況、5月30日時点までの状況をお知らせするというのも大変重要な部分だろうと思ひ開催をさせていただきました。そういう中身であります。中身について、あと防災計画の見直しを既にしたかどうかについては、総務課長から答弁をいたさせます。

総務課長（松岡勝也君） 防災会議の内容等につきまして、今町長のほうから詳しくお話がありましたけれども、確かに今回、熊本地震がある中で、県下で防災会議の開催を見送ったというところが非常に多い中で、小国町ではどうしようかと町長とも協議をした中で、やはりこういうときだからこそ、地震があったあとの梅雨を迎えるということで、防災会議を開催するべきということで大変お忙しい中に開催をさせていただきました。その中で、今回、熊本県の防災の地震編というのが、通常計画書が上がってきますが、それがなかなか前例のない震度7が2回あったということもあって、地震編を見直すことがなかなか早期にできなかったというようなところで、通常の一般災害編というところで見直しをかけております。その中におきましても今回の熊本地震の位置づけを、今回、防災計画の中に謳い込んでおります。大きい点と申しますと、今まで対策本部を設置する基準といたしましては、震度6弱以上ということで位置づけておりましたが、今回、熊本地震で小国地区では震度5強を観測しております。ということで、震度5強以上については、対策本部を自動的に設置するというところを改めております。また、職員の招集ということでも、今までは震度6弱が職員全員集合という位置づけをしてございましたけれども、これも震度5強で職員全員集合というところを変更してうたっております。また、今回の防災会議の中では、気象庁のほうからもおいでいただきまして、毎年年間の降雨状況、降雨の見通しを発表した中で、前例のない地震を受けたこともありまして、通常の大雨洪水警報の発令が通常の7割から

8割で発表するということが言われました。ですから少量の雨でも警報がかかってくるということが発表されました。そういうことを受けまして、国道212号線の連続200ミリの場合の通行止め等にも影響をしてくるということで、熊本県としましても200ミ리를140ミりにするとかいうふうな少量の雨でも通行止めの規制がかかってくるというようなお話でございました。

そういったところで、今回の防災会議を受けまして、小国町の一般編の中では、熊本地震を折り込んでおります。また、災害の基本的な準備態勢、早めの避難態勢、また、自主防災組織の再確認等を確認しながら、今回の防災計画におきましては、水防編に災害の位置づけを折り込みました。そういった防災計画を見直したというところでございます。

以上でございます。

3番（北里勝義君） やはり震災からまだ日にちも経っていませんし、これをまた震災を踏まえての、反映しての見直しというのは今からしていくのではないかなというふうに思っております。そのためには、やはり計画がどうであったのか、また、災害対策がどうであったのか、そのことをしっかりやっぱり検証をしていく必要があるのではないかなというふうに思っております。小国町の地域防災計画を見ますと、やっぱり24年度、私が理解している範囲で平成24年度に東日本大震災、これを教訓にした見直し、それから25年度には熊本広域大水害、この災害対応にかかる検証報告を反映した見直し、また、平成26年度にはさっき総務課長から答弁もございました地震対策編というのが新たに地域防災計画の中で策定をされております。今回、熊本震災を踏まえての地震対策編はまだ県が防災計画を示していないということで、その部分はなかったということでございます。こういった見直しの中で、私は平成24年9月の議会一般質問において、この防災対策の取り組みということで質問をさせていただきました。この中で、やはり検証、検討していくためには、あらゆる視点でやっていかねばならないということで質問をさせていただきました。そのとき、町長の答弁といたしまして、やはり検証はやっていくという中で、委員会等を設置して検証していくことについては、検討していきたいというふうな答弁をいただいたかに思っております。ここで町長にちょっとお尋ねいたしたいと思います。

今回の震災を踏まえて、今後どのように検証をしていくのか、町長のお考えをお尋ねいたしたいと思います。

町長（北里耕亮君） まず、今回4月の14日、16日、すぐ対策本部を立ち上げまして、先日も、昨日も申し上げましたが、1日3回、それがずっと続きまして、度重なる本部会議をしまして、刻々と状況が変わる中で課題も大きく出ましたし、問題、事柄もそのときにならないと想定して得ない部分がどんどん、どんどん出てきます。想定し得なかったというのは理由にはなりませんので、その都度、決断、判断をするわけでございますけれども、そういった中でそのメンバーである課長会、そういった部分で十分まずは今回の分一つ一つ記録もとっておりますものですから、そういった分での課長会の中でまずさせていただき、事柄をちょっとリストアップというか、課

題を洗い出しをさせていただきたいというふうに思っています。その中でもし可能であれば、そのメンバーだけにとどまらずほかの方々、関係機関の例えば警察であったり、広域消防であったりそういう部分の、もしくは防災に少し専門的な考えの方だったり、そういう部分の助言などもいただき、今後はこういうときはこういう対応があるというような、そういう助言もいただくチャンスがあればというふうな思いをしております。そういう部分も例えばプロジェクトチームであったり、委員会であったりという部分でさせていただきながら、何か検討ができる組織体がつくれればというふうには思っております。

以上でございます。

3番（北里勝義君） やはり今回の議会においても同僚議員の方々からいろんな反省点、また提案、問題点、いろいろ提起されているかと思えます。それからまたあらゆる視点、それはやはり女性の視点であったり、福祉の視点であったり、また、高齢者の視点であったり、そういった中で、やっぱり今回の災害を検証していく必要があるのではないかなというふうに思っております。ぜひ、そのことを進めていっていただきたいというふうに思っております。

それから1つだけ、罹災証明の交付ということで、質問もあったかと思えますけれども、この罹災証明につきましては、やはり平成26年に防災計画の中で修正案として示してございます。ちょっと読ませていただきますと、「町は個々の被災者が被害の程度等に応じた適切な支援が迅速に受けられるよう、災害による住家、また、被害状況調査や罹災証明書の交付体制を確立ということで、これは町の地域防災計画書の中で修正案として、26年度に示されております。今回、担当課にお聞きいたしますけれども、この罹災証明を交付する際の交付状況と、それから何か反省点があればお尋ねをいたしたいと思えます。

総務課長（松岡勝也君） 罹災証明の交付につきまして、確かに新聞、マスコミ等では罹災証明の交付がなかなか滞っていない、遅れているという報道がある中、県のほうで早急に罹災証明の発行と診断の仕方ということで、1日2回ということで、町村必ず出席ということで、県庁の地下の大会議室で説明会がありまして、そこで避難所がまだかなり多い中にそういった説明会の案内がありましたので、1日目は行く時間がなかったので、次の日は必ず出席ということで、総務課の職員が2名行きまして、その中で具体的な罹災の判断ということをきちっとマスターいたしまして、県が出した一次診断の方法を、これは中越地震をもとにした熊本県版の一次外部診断ということで、点数制のフローチャート式の点数を加算していきながら、何点だったならば全壊、半壊というふうな判断でございます。そういったことをきちんと聞いた職員がおりましたので、罹災証明の中では、もう一部損壊は即日発行ということで、そういった指導もありましたので、クラック等、簡単な写真等で見ればすぐ判断できるものは即日、カウンターに来ていただいて、住所氏名を書いて、基本的には住家ということでございますので、即日発行しております。しかしなかなか写真でも判断しにくい又は傾き等がわからない部分につきましては、職員が連絡をとって

家まで伺いまして、テープと下げ振りを持って、点数をつけてそれで本人に説明した上で証明書を発行しております。

職員等である程度共通した認識をとっておかないと、何のための罹災証明かという方が当初は来られておりました。結局、大規模半壊、全壊とかいう方の救助法で見舞金等、救助法で支援を受けられますが、一部損壊については、結局、通常の救助法ではいろんな支援が受けられない、減免措置とかそういうところにはありますが、直接の現金の補助がないということで、職員等に聞かれても即答できない部分がありました。そういうことで、それに関連して、今回、補正もさせていただいた部分もありますが、ほとんどと言っていいほど、先程申しましたように、1件が大規模半壊と、あと57件が一部損壊ということでございますので、そういった写真等で見ますと中の家具が落ちているのは確かにわかるのですが、結局建物の損壊がなければ一部損壊になってしまうということで、非常に納得できない方もおられます。しかしそういった方は不服を申し上げられれば、また今度は内部の二次審査ということで、今度は中身に入って、中身の柱とか、畳の四隅を全部測って、それで再度点数をつけて、説明して点数をはじいて、また本人に説明して証明書を発行しております。そういったところである程度技術的にも現場で測れるような職員もつくっておかないと、大きな災害が来たときには1人、2人では間に合わない、何千件という倒壊が出た場合なんかかなりの職員の技術的な判断力とか、そういったところを持っておかないと、個人のいろんな証明書発行が遅れるというのをちょっと感じております。

以上です。

3番（北里勝義君） この地域防災計画に載っているように、やはり交付体制の確立というのは、やはり人材育成も入ってくるかと思えます。こういった中で人材を育てながら、地域防災計画に沿った取り組みというのは大変大事ではないかなというふうに思っております。

次に、今回、震災を踏まえて小国町の災害危険箇所の調査と今後の取り組みということでお尋ねいたしたいと思えます。今回の地震は、小国町においても大きな爪痕と申しますか、災害が出ておるといふふうに認識をしております。地割れ、それから陥没、それから落石、それから岩場の亀裂、こういった所がかなりあるというふうに思っておりますし、また、これから雨の時期にもなりますし、やっぱり大きな土砂災害につながっていく恐れがあるのではないかなというふうに思っております。このような災害危険箇所の調査、これを行ったかどうかお尋ねいたしたいと思えます。

総務課長（松岡勝也君） 先程から申しました6月1日の防災会議が行われました。毎年防災会議の前には、職員全部で、男性職員ですが、一応、班編制で分かれて危険箇所の点検を行い、その状況写真、また、コメントを書いて、現在それが復旧されているか、まだ取り残されているか、済んでいるかという判断を全部各課の職員をはりつけていまして、回って、それをまた防災会議のほうでも今回付け加えております。これにつきましては、平成3年の台風19号以来、危険箇

所が、あの当時は相当な危険箇所がございまして、それを契機に毎年防災会議前に確認をしております。そのあと、今度は平成17年の・・川を集中とした災害がありました。そのときまた災害の危険箇所が増えております。今回また地震の災害ということで、復旧は終わったけれども、また追加が新たにでてくるということで、今回の熊本地震によりまして、それまで29カ所の危険箇所の点検でしたが、今回14カ所追加で新たに危険箇所が増えていきます。合計43カ所ということで危険箇所が増えた形で今回の防災計画にも計上しております。その中で、この危険箇所が施工が終わっているか、また継続中か、済んでいるかというような表示をしております。また、一昨年から土砂災害防止法が施行されまして、小国町でも219カ所の警戒区域及び特別警戒区域というのが指定されております。そういったところも含めたところで、職員の目視で判断できるところで確認しながら防災計画に位置づけて施工している、済んでいないところを明記しながら、また、県の土木部、また、林務課のほうに続けていながら、早急な復旧をしていただくように位置づけているところでございます。

3番（北里勝義君） 確かに、今総務課長の答弁にありましたとおり、平成3年には台風災害ということで、大きな風倒木災害がございました。また、その2年後にはやはり梅雨前線豪雨災害ということで人的被害も含んだ大きな被害が出ております。このときもやはり全職員パトロール班を編成して、やっぱり危険箇所調査等を行い、その危険度を判定しながら、やはり地域住民そういった方々に情報提供をしていった経緯があるかと思えます。今回もやはりそのような形で動いていただいて、やはり災害危険箇所をいち早く、その状況を地域住民の方に情報として、提供していくことが大事ではないかなと、そのことがまた今、町が進めております予防的避難につながっていくのではないかなというふうに思っております。また、そういう状況がわかれば、やはり緊急性とかそういうのが出てきますので、必要によっては国、県に対して砂防事業であったり、治山事業であったり、急傾斜対策事業であったり、そういった事業を、要望をすることができるのではないかなというふうに思っております。このことはやっぱり地域住民だけではなくて、今、総務課長の答弁にありましたとおり、防災会議はもちろんですけども、行政部長会、それから自主防災組織のリーダー、サブリーダー研修会、こういった機会にでもやはり情報提供していただくことがやっぱり大事ではないかなと思っておりますが、その辺はどんなふうにお考えですか。

総務課長（松岡勝也君） 早速今週行政部長会がございまして。そういったところで今回の地震の報告とあわせて、危険箇所等がございましてということで、何らかの形で部長さん以外にも周知をして、こういった危険箇所がございましてということで併せて周知をしていきたいと、また、219カ所の土砂災害防止法につきましても、イエローゾーン、レッドゾーンという位置づけのマップはお配りしておりますが、それも併せて、今回の地震と併せて危険箇所の周知をしていきたいというふうに思っております。

3番（北里勝義君） ぜひ、あらゆる機会を使って、こういった住民に対しての周知をしていって

いただきたいというふうに思っております。

次に、学校関係についてお尋ねをいたしたいと思えます。小学校、中学校とも児童・生徒、また教職員の方々には被害はなかったということで報告を受けております。また、施設については小学校、中学校ともコンクリート壁にヒビ、それから窓ガラス等の破損等があったということで報告を受けております。御存じのとおり、小国の小中学校につきましては、小国小学校が平成21年度に、また、翌22年度には小国中学校が耐震補強と大規模改修工事を行っております。この関係もございまして、学校はわりと被害が小さかったかなという感じはしておりますが、熊本市内におきましては、やはりこの耐震基準を超えた地震が発生しているところもあります。やはり被害の報告はを受けておりますが、実際危険度判定とか専門的な調査の必要性も考えられると思えますが、そこら辺の実施状況をお尋ねしたいと思えます。

教育委員会事務局長（横井 誠君） ただいま質問の中にございましたとおり、小国小中学校につきましては、耐震補強工事を実施していたということで生徒、先生に影響があるような地震被害もなかったことですし、小中学校の校舎、あるいは体育施設とかにおきましても大きな被害はございませんでしたが、一応、事務局としましては、建築の施工業者の方、並びに建築の設計業者の方に被災箇所等を目視ではございませますが、それぞれに調査をお願いしまして、被災を受けている箇所の確認をしていただきました。その結果としましては、表面上に先程お話がありましたとおり、ヒビ等の発生はございませますが、構造的に問題と思われるような被災ではないということで報告を受けております。一般的に熊本とか被災の多かった箇所では、先程お話がございませた応急危険度判定ということで調査済みであるとか、注意とか、危険とかそういう判定をするようなことで実施しておりますけれども、小国町のほうではその判定はございませけれども、その資格を持っている方が実際詳しく目視ではありますが、見ていただいたということで、事務局の調査はそういうことで行わせていただいております。

3番（北里勝義君） 目視で一応、調査はやっているということでございませ。やはり今でもまだ1千700回を超えるやっぱり余震が続いているわけです。この中でやはり子供たちの人命にかかわるといいますか、やっぱり二次災害的なことも、防止も考えていかねばならないというふうに思っております。やっぱり亀裂が入る、また、窓が割れるそうした場合には、亀裂が入れば壁がはがれて落下物も出てくることもあるだろうし、こういったことも防止することもやっぱり私たちの責務じゃないかなと、子供たちに対する責務じゃないかなというふうに思っております。やっぱりそういったしっかりした調査を行いながら、子供たちの安全性を確保していくということが大事ではないかなというふうに思っております。今回また補正予算で学校施設の災害復旧工事も予算化してございませるので、この中でやっぱりそういった調査等もあわせて行っていくことはできないですか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 今回、6月議会の補正のほうで計上させていただきます。

す修繕費、あるいは委託料、委託料の中には設計調査、それから監督といった業務も含まれておりますので、現在、はっきりしているひび割れ等に加えて、実際の設計をする場合は、そのほかの部分も含みまして、十分調査を行った上で、町の単独予算で早急にできる修繕等はできるだけ早く行い、また、国の災害復旧事業として行う予定のものについては、災害の査定終了後に速やかに実施していきたいと思っております。

3番（北里勝義君） 復旧工事とあわせて、そういった調査等も十分実施していただいて、子供たちの安全確保をお願いしたいと思います。

それでは最後になりますけれども、これは町長にお尋ねをいたしたいと思っております。今、県がやっぱり創造的復興ということを目指している中で、小国町ではこの復興とあわせて、どのようなまちづくりに取り組んでいくのか、今の町長の思いをお尋ねいたしたいというふうに思っております。

町長（北里耕亮君） 私、たびたびこの台詞を使うのですが、小国町はやはりものすごく急傾斜地というわけではありませんけれども、やはり各大字の形状を見ると急傾斜が多い大字と、比較的そうでない地域、それぞれありますが、ここ小国町に降った雨が、河川が支川がこうあって、それを杖立川で1本に集約されて、水かさがやっぱり増します。多いか少ないかで言うと、小国町はやっぱり災害が多い地域ではないかなというふうに思っております。先日、これはちょっと違う話になりますが、水害慰霊祭という部分が大字北里でありまして、やはり過去の例から見てもそういう部分で多い地域かなと、ただ多いからということだけにとどまらず、その多いが故に、日ごろから先程の台詞と重なるのですが、備えをしておく、計画も立てると、そういう部分があります。本日、別の議員の方からも御意見いただきましたが、行政が幾らその備え、そして計画等そういう部分をやっても、町民の方々とともに動かなければ、効果が発揮できないのではないかなというふうに思っております。ある議員の方が、自分の身は自分で守るというような台詞もあつたやに思いますが、そういった部分、町民も自らその災害に備えて、何か備品等をですね、住宅に、家に備えていただき、そして自主防災組織が組織されておりますが、日ごろからその住民同士の話題も、もし何かあつたらここは集まって、ここに避難するという部分を日ごろからの話題になるような、そういう町にしていかなければというふうに思っております。それからただいま御意見がありました、県が創造的復興という部分を目指しておりますので、物質的な、物理的な話をしますと、やはり原形復旧という部分にとどまらず、やはり先程も言いましたように、災害は多いわけでありますので、災害に強い構造物であったり、そういう部分をこの機会を、機会というといけません、こういうピンチをチャンスに変えるような、そういう考え方で新たなものに変えるとか、そういう部分をしていければというふうに思っております。例えば、河川、今もうほとんど改良工事が、昭和28年の大水害からは川もまっすぐなっているところもありますけれども、やはりそういう非常に危ない地域があれば、それは大変長期的な観点からその集落づくりとか、まちづくりとかそういう部分にも今後は考えていければというふうにも思っております。今

回、開発センターなかなか厳しい状況、地震の影響がありましたが、そういった部分についても、例えば、今後また強度に優れた、強さですね、小国杉などを建築用材として何らかの形で使わせていただき、また仮設住宅とか、そういう部分が他町村ではありますので、そういった部分についてもPRと言ったらいけませんが、御紹介をさせていただき、地産地消のまちづくりをやる。そしてそういった部分を一層スピード感を持って進めていければというふうに思っております。ちょっと限られた時間ですべてはお話はできませんけれども、そういう思いを持っております。以上です。

3番（北里勝義君） これで私の一般質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。2時45分から再開いたします。

（午後2時32分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時45分）

議長（渡邊誠次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高村祝次議員、登壇をお願いします。

4番（高村祝次君） 今回の熊本地震におきましては、被災された方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、職員の方におきましても、また、消防団におきましても避難所を開設しながら仕事をして、一生懸命町民の方に安心していただく場を与えたということを、私は心から感謝を申し上げます。

今回、私が一番最後になりましたけれども、3つのことをあげております。環境モデル都市計画についてと農地の現状と今後について、それから上田牧野についてです。

その前にちょっとこれ以上に副町長には、あんまり言いたくはありませんけれども、ちょっと見えますかね、この数字、副町長の給料が1千367万6千円です。884万1千円が税金のかかる部分です。これを給料とボーナスの分が合わせて884万1千円です。なんで私がこういうことを出したかといいますと、2番議員と7番議員が町民に対して3月の予算のときには全員賛成で数字も出ておりますけれども、町民の方に誤解のあるようなことを言ったから私が出しました。昨日も議長のコメントでは、職員が非常に忙しい中でいなかったと、私が不信任案を出したときにも言いましたけれども、やはり議会というのは私が4年間議長をさせていただきまして、やはり議長を先頭にそういうような町民に誤った報告とか、これは絶対してはならないということを、私は訴えたいということで、これは非常に副町長に対して失礼と思っています。実際、副町長はあの14日の晩、農業委員会の宴会があって和みで町長と一緒にお酒を飲んでいたところが、ちょうど9時半ごろ地震があって、そのまま町長と副町長は役場のほうに帰られた。そしてその後、副町長はこの前も私が全協のときに言いましたけれども、携帯電話に7回ぐらい着信が

入っておりました。かけたら、私も百姓やで小国の将来を語っておりましたので、「今は、私は、お酒を飲んでますよ。」と「安心してください。」というような返しの電話をしたことで、非常に副町長は議員皆さまに電話したのかなという思いもして、非常にこういう数字を出さなければならぬというようなことは、非常に私は残念に思っているところでございます。

そういうことから、副町長に対しては、昨日も今日も話しましたけれども、「とにかく職員の教育を一生懸命やってください。」と、やはり常日頃町がよくなるためには、経済がよくなっては、町はよくなるというのが私の考えでございますので、やはり職員がよくなり、やる気を出すことによって町がよくなる。そういうことを私は信じておりますので、2年間一生懸命、小国町のためにがんばって、将来は、先程も話しましたけれども、「小国に来た副町長が、東京都知事にでもなった。」というふうに、冗談ではありませんけれどもそういうことを言った次第でございます。ですから本当にこういう数字をこういう場に出さなければならぬということは、非常に残念であるということを皆さんに、町民の方に伝えたいと思っておりますので、町民の方は私が出した数字が本当の数字ですので、しっかりと理解をしていただきたいと。副町長も今から小国のために一生懸命がんばると思います。そこでまずは、いろいろなことで去年の6月の一般質問にも町長と私のやり取りは、タベ町長と去年の1年前はどういうことを話したかなということで、いろいろ読んでみましたところ、やはり町長の選挙のときに、「ストップ人口減」ということが書いてありました。やはりその後、小国の人口がどうなっているかわかりませんが、恐らく減っていると思いますけれども、私もやはり選挙に出るときに、そういう考えで、いかに人口減をとめるかと、増えなくてもとめるということを目指してがんばってやっているつもりですけれども、なかなか難しい問題でございます。そこで、町長は環境モデル都市計画について、確か3月の議会前にオレゴン州のポートアイランドですか。に確か講演に行ったというふうに思っておりますけれども、その講演に行った内容も私たちは聞いておりませんが、どういうことを言って話して小国をアピールしたのかということをお話させていただきたいと思っております。

町長（北里耕亮君） まず日にちのほうは、ちょっと政策課長から2月でありましたが、オレゴン州ポートランドという都市がアメリカでございますが、まず、内閣府のほうから招待というか、内閣府のほうから国際フォーラムをそのポートランドで行うので、小規模自治体、いわゆる田舎の町村という切り口で話をしてくださいということでございました。そのほかの自治体としては、千葉県の柏市、神奈川県横浜市、そして富山県の富山市、そして北海道の下川町、岐阜県の御嵩町、こういった部分がそれぞれ発表を行いまして、小国町も、時間はそう長くはありませんでしたが、発表をさせていただきました。どういう内容かといいますと、当然この小国町の中で、自然豊かなという切り口から地熱がございまして、地熱をどういうふうに使っているかということ、木材の乾燥に使ったり、野菜の乾燥に使ったりという部分をしてお

りますが、今後についてはその蒸気、わいたエリアに蒸気が出ておりますが、そういった部分を農業用ハウスに使ったり、その蒸気を熱の管を引っ張っているいろんなことに使ったりというような計画も考えておりますということを発表しました。そして同時に地熱もあります、木材の林業地域であります。そして林業地域でこの林業の資源が豊富でありますので、それを使ってまちづくりを、過去宮崎町長時代から、公共建築物ということで、ここのパラソルセンターもこの木を使っておりますけれども、そういった部分の紹介もしながら、それをチップ化してボイラーに使ってと、昨日公立病院にこれからまた使っていくというお話をさせていただきましたが、そういった部分の概略版をお話させていただきました。そして低炭素化、地球温暖化の防止になるように、この小さい町でもできる範囲でやっていきたいと、そういった部分の話をさせていただきました。また、重ねてになります、内閣府から話をしてくださいということで、招待というか、お願いをされて行ったわけでございます。

以上です。

4番（高村祝次君）　そういうことで、外国まで行って小国を宣伝したということで、非常に今回の外国に行ったのは、内閣府から出たというようなことで、やはり環境モデル都市を行っていく上でいろいろその前から研修とかいろいろ予算を組まれましたけれども、果たして今後それが人口減にどれだけつながっていくのかなという思いがしております。3月にも私は似たような質問をしてまいりましたけれども、今回もチップボイラーということで、補正予算のときも病院と老健施設のほうに据えるということで話をされましたけれども、果たして前回も、3月議会にも言いましたけれども、材料が本当にそれだけ確保ができるのかなという心配もしておりますし、やはりかなりな経費といえますか、人件費が今からそれを逐次増していかないと、増していくというか、燃料を加えていかないといけない、そこで人件費がかさむ、灰の問題とか、場所の問題もまだ決まっていないというようなことです。そういうことでやはりもうちょっと真剣にやっていたかなければならないのではないかなという思いですけれども、もう町長の思いで予算も組んで、ボイラーを据えるということですが、ちょうどそういう思いがしておるときに、あるとき阿蘇町に私が電話をしました。それも阿蘇町の地震の状況を友人の方に「どうですか。」と聞いたところが、友人のところは大したことはなかったと、小国もたいしたことはなかったですよという話で、何もなくてよかったですねとお互いいったところでしたけれども、「おい、高村くん。小国は大変なことができていますぞ。」と、「何ですか。」と、地震後に町長が岳の湯に来て、「もしボーリングして、何かあったときには町が全部補償する。」というような話をしているというようなことを話されて、「ああ、そうですか。私たちは全然知りません。」ということで、この前の全協のときに地震後4日ぐらいして、町長が岳の湯へ行ったでしょうという話を私はしたわけです。私も岳の湯の人に「町長はいつごろ来ましたか。」という話をしたら、「地震の直後だったですよ。」という話です。要するに、町長はこの環境モデルとして次にやりたいという考えでしょう

という話をしていました。本当にその文書はまだ絶対町は責任持って最後までやるということで、町長と話されたことを政策課長に、確か岳の湯から文書を、これに印鑑をつけてくださいと持ってきてあるんですけども、まだ返ってきていないということですけども、それは事実でしょうか。

政策課長（清高泰広君） その件につきましては、今回幾つかの事業者が開発を行っておりますものですから、そのあたりについて岳の湯の方が非常に心配されております。やっぱり一番心配されているのは、そういう開発によって既存の資源がなくなるのではないかとということをお心配されておりましたものから、そのあたりについていろいろとお話をさせていただきました。やはり一番心配されている部分については、もしそういうことが起きたときに、だれがその責任をとるかという話になってきたところでございます。そこにつきましては、町が責任をとりますという話ではなくて、町は最後まで開発事業者が責任をとるようにいろんな協定とか、そういったものとかモニタリングといいますか、調査とか、そういったものをしっかりさせるようにがんばっていきますみたいな感じの、ニュアンスを岳の湯に提案していきたいなと思っております。

4番（高村祝次君） だったら、その文書は岳の湯から恐らく課長のところにこれに印鑑をつけてくださいと持ってきていないのですか。

政策課長（清高泰広君） 文書はいただいております。ただ、それをそのまま印鑑ついて出すのではなくて、うちのほうで町の気持ちを込めたものにつくりかえて提案していきたいと思っております。

4番（高村祝次君） よく業者は立派な会社という話をされたということですけども、そこあたりは慎重にやらないと、私は慎重にやるというか、実際、発電所をつくるにしても、今の段階でできるとか、できないとかいうところは町長でも政策課長でも認識をされているのか、今の段階でボーリングをするかといっても、発電所ができるのか、できないのか。例えば今年からボーリングして、穴が噴気しました。そうしたら発電所がもう2、3年後にはできるということを認識しているのか、していないのか、そこあたりをお伺いいたします。

町長（北里耕亮君） まずちょっと前段の話の部分を少しそれて今の部分に答えます。

往々にして今までの心配、地域の心配、集落の心配としては、やはり町がそれは事業体の話ですから、町は関係ありませんということをいえば、町の一番やらなければならないことは、今、ここ小国町に住んでいる方が困らないようにという部分を一番思っております。それで事業体が、例えば発電事業を起こそうとするときに、例えば法律的な問題であったり、何か資金的な問題であったり、そういう部分をあとはもちろん今議員がおっしゃるような補償の部分ですね、何かあったときの事業体が何かするという部分を、約束をしっかり履行していただければなりません。そういった部分を町が入ることで最後まで、何かあってはいけないのですが、何かあった場合に、

そういう指導というか、そういう部分をまず町がしっかり責任を持って、そういう指導というか、そういう約束を履行するためにという動きをしていきたいというふうに思っております。ただ、おっしゃるとおりに慎重に行っていかないと、企業は企業でありますので、そのあたりはしっかりまた考えていきたいと、そして次の質問であります、地熱発電という部分で、今それをボーリングして、そして蒸気が出て、今度は発電と、売電をする部分になります。恐らく議員がこの御意見というか、質問というのはこのあたりだろうと思いますが、系統連系という言葉があります。これは電力会社につなぎ込んで、その発電をする電力を売る。そのつなぎ込む容量の部分の話が、これ少し仕組みは複雑でございますが、その部分があの地域は許容量が少なく、それをやる場合にはなかなかつなぎ込みが今現在できない状況になっている。それは把握をしております。ですから事業体のほうが、今後やるという部分の計画があるのは、数年先を見越しての今動きをしているというふうなことは、事業体のほうから聞いております。ただそれが何年後かという明確な部分は、町としてはちょっと把握はしておりませんが、数年後を見越して、今、事業体はいろいろ動いているというふうに把握しております。

補足はいいですか。

以上です。

4番（高村祝次君） それでは、発電量が何千キロワットとか、そういう計画は全然ない。と思われてもいいわけですか。

政策課長（清高泰広君） 基本的に発電は試掘して、蒸気が出てこないと正確なものは出てこないと思いますが、それぞれの事業体一応の目安として、大体2千キロワットぐらいの発電を、それぞれの皆さん考えられております。

4番（高村祝次君） それだったら、やはり今の段階で町が協力して、地元も賛成して、納得しても、発電所ができるのは恐らく10年から15年先の話。となると、町長が言っているように、その小国の人口減というのはほど遠い話で、利益が出るのもほど遠い話ですね。やはり今の地熱発電開発にしても、連携負担金を幾ら業者ができるのか、そこあたりがきちっと10億円でも20億円でも、100億円を出しても売電をやりますという意気込みがないと、ボーリングして終わって、逆にそのボーリングを何に使うかになって、町長が言ったように、ハウスに使うとか、農業用の別な方面に持っていくという会社の計画があれば別ですけども、そういう計画はありますか。

政策課長（清高泰広君） 基本的に地熱発電に使うのは蒸気ですので、それと一緒に豊富な熱水が出てきます。基本はその熱水をそのまま地下に還元することによって循環させるんですけども、その熱源をまたエネルギーの幾らかは、そういった熱交換などで温水をつくることによって、それぞれの事業者たちもやっぱりガラスハウスとか乾燥とか、そういったものをいろいろ考えておられます。

4番（高村祝次君） 会社が考えておっても、今の小国の状況を考えると人がいないと、働く人がいない。そういうよそから連れて来ればいいのですけれども、そういう会社が来て、新しいことをやって、よそから小国に人を連れて来ればいいのですけれども、小国の人を探してするというのは非常に難しい状況ですので、やはりそこら辺もしっかり政策は考えていかないと、政策課を私はつくるとき反対でしたよ。政策課をつくっても何も進展がない。何もできなかった。何のために政策課をつくった。いろんなことを政策課はやっていると思いますけれども、私は政策課に職員が何人いるかわかりませんが、何もできなかったで終わりはしないかなということだと思いますけれども、今後どういうことを政策課として町長はやっていく考えを持っているのかをお尋ねいたします。

町長（北里耕亮君） 人口減に歯止めをかけるという分野については、その環境モデル都市やエネルギーだけではありません。それも豊かな自然の中で貴重な資源を今までも有効に使ってはあったのですが、さらにこの地熱という部分を有効に使っていきたくと。そしてもちろん林業地域でありますので、今までも木材いろいろ使ってきましたが、さらに飛躍したいという考えであります。それに加えて、小国町内の方々もやはり仕事がないと、なかなかこの地域に残らないという問題もありますし、ただそれだけを町内の部分だけを考えていてもいけませんので、外から移住者や定住者をという部分であります。ただここは以前から少し考え方がという部分もあるかもしれませんが、移住者、定住者だけを狙っているわけではございません。少し先日も言いましたけれども、この小国町のことを本当に好きで、ただ人生の通過点みたいな、この小国町を利用していただくとかいうのではなくて、小国町に本当に骨を埋めるような、何というか、この地域の既存に住んでいる人と絆や本当に生活を一緒にやっていただく方、地域のしきたりも守っていただく方、そういう方に移住、定住をしていただきたいというふうな考えを持っております。そういう方々も、昨日も数字を発表しましたが、そういうこの数字が多い少ないは別にして、数名移住してきていただいております。今までは芸術的な観点の方とかが10年ぐらい前は多かったのですが、山仕事をされる方もおられるし、農業をされる方もおられるし、いろいろな仕事を移住者の方もされております。そういった部分をこの政策課の仕事として増やしていきたいと、小国高校の問題もありますけれども、業務は拡大していくものというふうに思っております。

以上です。

4番（高村祝次君） 町長そういう思いなら、ちょうど私も2番目にあげてありました農地の現状と今後についてというように移っていきます。ちょうどやっぱり町長の思いが私の質問の内容とつながってくるわけですね。結局それがだめなら片一方で農業とか林業の分野という、やはり今から今の農地の現状はどうかということになってきます。関連があるのですよちゃんと、私が質問する内容は、漠然と書いたのではなくて、ちゃんと関連をつくって書いてあるわけです。ですから農地の現状と今後について、もう時間も30分ぐらいこの今、環境モデル都市について話

したので、この農地の現状と今後について、今、非常に困っている方々がおります。まじめにや
っている方が非常に困っている。農家の方で、田んぼなどに、畑などに農振地にかかっているの
にだまって杉を植えたりとか、荒かしたりとかやっている田畑が小国にもたくさんあると思いま
す。いつの間にか田んぼが杉山になっていたとか、まじめな方は農業委員会を通して植えてもい
いですかと聞きます。そうすると農業委員会は農振地がかかっているからだめですよと。もう後
継者もない、もう自分は農業もできない。そうしたらどうしたらいいですかという問題が出て
きています。もう以前からこの問題はあったのですよね。だまって農業委員会に聞かないで杉を
植えて、周りのものはもう困るわけですよ、だんだん、だんだん杉山が周りにできて。そうい
う現状がある中、町長は農業委員会の会長ですから、恐らくそこら辺の把握はできておると思
いますけれども、やはりそういう方々がやっぱりもう周りがそうなってきたら、私も売りたい。も
うこれは昔、開墾した農地だから売りたいと、そういうのがたくさん私はあると思うのですよ。
そこあたりを今後小国町として、恐らく農業委員会で農振地の見直しというのは5年に1回行わ
れているのが、今まで私が農業委員会したころはあっておりましたけれども、今の現状は、町長
は把握されているのか、お尋ねを申し上げます。

町長（北里耕亮君） 御意見の部分がとおりという部分ですね、もう本当にそのとおりだろうとい
うふうに、実は私も同調する部分が多いわけですが、確かに、農業委員会の広報、その周知、そ
れが大事だろうと思いますが、御意見の部分で、そういう手続きを重んじられる方。そういう方
は本当によろしいのですが、なかなかそれをその法律や手続きを御存じでない方が多ございます。
広報とか冊子でかなり力を入れてやってはいるのですが、まだまだ足りない部分があるかなと。
なお、その土地を売る場合とか、何かその土地でやる場合にああ、実は農振地で、ここは農地で
樹木が植わっておったと。手続き上はもう農業委員会経験者でありますからおわかりになるかと
思いますが、一定の始末書という紙も出していただいて、そして周囲の同意というか、そういう
現状をして、審議の結果許可するという部分であります。今後の小国町の方向性であります、
やはり山間部の非常に条件が厳しい田畑については、もう一定の方向性を出す時期にきている。
いわゆる非農地化という部分であります。今年になってやっと熊本県もそういった非農地化とい
うのを進めるようになりました。昨年までは、なかなかこれは県によって多少違うのですが、鹿
児島県等は数年前からこういう部分を進めておりました、県あげて積極的にそれを進めておりま
した。ただ現実、現況主義、現況に合わせてこういった部分を進めるという動きになってきてお
りますので、昨年から今年もやりますが、農業委員会でパトロールをしております。そして現地
を見ながら、ここは農地、ここは何とか、ということで気づきの部分があれば、非農地化してい
くよう促しをしていくというそういう手続きであります。ちょっと乱暴な言い方ではありませ
んけれども、現状はそういうことあります。

何か補足があれば。

産業課長（澁谷洋典君） 今、町長がお答えしました農業委員会のほうで昨年度より利用状況調査というのを行っておりますけれども、その調査内容でございますけれども、その内容を少し御説明しておきますと、農地をそういった耕作されていない農地を3段階に区分して分けております。その区分の内容でございますけれども、A分類区分、不作付地区分ということで、この2分類においてはある程度の抜根とか整地等を行えば耕作が可能となる農地、それからもう1つ、B分類区分という判定をされるもので、これは現状が先程から高村議員が言われるように、もはや現状が森林の用を呈しており、農地として復元することが著しく困難であると判定するものでございます。いわゆる現状の耕作されていない農地を有効利用できるものと、そうでない非農地化というものを明確化するような調査でございます。

4番（高村祝次君） そういういろいろな農地委員会でやっておるとは思いますけれども、やはり困っている方々の意見をよく聞いて、やはり現状にあった、やはりここは町で、農地として守ります。ここはもう周りが山林になって、実際は田んぼですけどももう山林になって、認めざるを得ないというところはもう速やかに認めてやっていくような方法をとるか、もうそこあたりは農業委員会で私が、ここでこうしなさいと言うわけにはいきませんから、農業委員会でちゃんと議論をして、やはり守るべきところは守って、その守るべきところをどうやって守っていくのかというのは、やはりもう今、私たちよりも上の、高齢の方が田んぼをつくったりしております。もう私たちよりも年の下の人が小国では少ないわけですから、いつまで田んぼを守るかはわかりません。だったら、先程から言われるように、環境モデル都市ならやはり小国町の環境を守りながら農業の後押しをしていくというような政策を出していかなければいけないと思うのですよ、私は。そのためには、守る人たちには手厚く支援をしていく。例えば、今、上田で集落営農ですか、立ち上げようとしておりますけれども、そういう方々、小国で一遍に全部やるということは不可能だと思いますけれども、やっぱりモデル地区をつくって、やっぱりそこをモデルとして、町が後押しをしていくと。そこで年間にお金がかかるとは思いますけれども、あんまり私は補助金をもらうのは好きではありませんけれども、やはり最初は後押ししていく。そして何人かの、恐らく田んぼだけでは生活はできませんですから。だからそこは椎茸を冬の間は作らせるとか、それにしてもそこにも支援をすると。牛飼いといたとなかなか今高騰しておりますけれども、年間受精などがありますので手を離せない。水田と私は、椎茸と。今、椎茸も昨年から高騰しておりますので、もう恐らく生産者が高齢化して椎茸の値段が下がるということは、私はないと思います。輸入がない限りですね。やはりそこら辺を政策課でちゃんと環境モデル都市なら、そこら辺を「ちゃんとして、町はやります。」ということを出していかないと、ただ環境モデル都市、環境モデル都市、何か地熱でどうのこうのと、チップボイラーとか言っている、町民は、私についてこないと思いますよ。どうでしょうか、町長。

町長（北里耕亮君） 分野、分野に分かれているようには思いつつも、議員おっしゃるようにつな

がっております。そういう部分で課の業務の分かれというのは確かにあるかとは思いますが、ただ、小さい、小さいといけませんけれども、自治体でございますので、その課、課は連携をしながら業務は行っていきたいとは思いますが、その今の農業の部分については、上田地域でもうやがてすぐでありますけれども、そういうモデル地域を、町も推進してやっております。このあたりの部分でそういうモデル地域ができて、推移をして、うまくいけばまたその部分が拡散していけばいいわけでございますので、このあたりは町もしっかりそれを見守っていきたいと思っておりますし、また、応援もしていきたいというふうには思っております。はい、そういうことです。

4番（高村祝次君） 昨日も畦畔に5番議員が言われたように芝を植えて、あぜぐろ切りを年3回、4回するのが1回ですむとかいう話をされましたけれども、もうそういうことも実証実験としてやはりモデル地区にしてもらおう。そしてやはり畦畔が、きれいに手入れができたとかいうことも1つのやっぱり環境じゃないですか。だからたださっきから言うように、何かを、農業外のことをやるのは環境ではなくて、やはり山林地帯ですから、山林の手入れすることも環境です。私はそうとっています環境は。だから国道沿線の非常に今、下城地区から杖立地区は通れませんが、非常に道路の路肩は草ぼうぼうで、歩道も人が通れないくらいに切原から向こうはなっておりますけれども、あれを見てもやっぱり環境ではないですか。建設課も環境ですよ。環境に携わりますよ。産業課も携わる。それをまとめるのが政策課ではないですか。私はそう思っています。ただ、ボーリングをすることが政策課の仕事じゃない。政策課の仕事はやるなら幅広くやったらどうですかと課長に常日頃から私は言うわけです。だからいっぱい勉強しなければならないわけですよ。農業のほうから、林業のほうから、工業のことも勉強しなければならない、河川のことも勉強しなければならない。それが政策課ではないかなと私は思いますけれども、町長はいかがでしょう。ぜひ、環境モデル都市なら、小国に来たら、小国の国道に行ったらやっぱり違うぞと、小国の国道に行ってきたら212号でも387号でも入ったら山林から田んぼから違うぞというのを作っていくのが、私は環境モデル都市というふうに思います。町長いかがでしょうか。

町長（北里耕亮君） 政策課長の答弁もあるとは思いますが、環境の部分ではおっしゃるとおり、議員のおっしゃるとおりそれは繋がっております。特に小国町が力をこれから入れていきたいのは環境の部分であっても再生エネルギーとか、温暖化防止のその自然エネルギーとか、そういった部分を推進してまいりたいとは思いますが、議員のおっしゃるような部分でつながっておりますので、これから業務は非常に政策課も多いわけですが、課長の意気込みを、答弁をいただきます。

4番（高村祝次君） 今、町長は再生と言ったけれども、道路の脇の草を切って、私が3月議会に言ったように、バイオマス発電をすることもできるわけですよ、草を切って。そしてバイオマス発電所をつくれればそれも再生エネルギー。だから政策課は非常に分野が広いわけですよ。町長は

地熱とかそういう再生というけれども、草を切って、それを燃料にしてバイオマス発電をつくる。それを私は3月議会のときにバイオマス発電を作って、50キロつくった1千600万円ぐらい稼ぐから、それを国民健康保険に充てたらどうですかと提案もしました。検討したか、していないかわかりませんが、これも九電が連携をするか、しないかで、できるか、できないか決まってくるけれども、やはり地域あげて町おこしをしているぞと、そしてそれを地域の起こした発電所で地域を賄っていくというのが町長の構想でしょう。それからそこから今度は新しい電力会社をつくるという話になってきますから、やはりその地域の資源を利用してバイオマス発電とか、チップボイラーとかをしていくのは一緒ですよ。政策課長、何か答弁があったらお願いします。

政策課長（清高泰広君） まず政策課としましては、環境モデル都市ももちろんですけれども、その上に小国町の総合計画を作って、あるいは地方創生の総合戦略を使っているような展開、環境モデル都市構想もその中で推進していきたいと思っております。先程言われたように、それは政策課というよりも、町全体で取り組む問題ですので、できるだけ、できるかどうかわかりませんが、各課を取りまとめるというか、情報を共有しながら町全体でそれが動くようなことを私たちはやっていくべきだと思っております。

それともう1つは、環境モデル都市の問題ですが、やっぱり環境モデル都市、目標は低炭素化の社会づくりなのですけれども、その中で小国町はやはり地域の資源をうまく使うことによって、低炭素化を進めながら、地域の産業を・・・させていくことが必要だと思っております。特にエネルギーですね、電気と化石燃料は全部町外にお金が出ております。その部分を町内でエネルギーを生産して、そしてそれを町内で循環消費することによって、お金が町内で回ることを進めていくことが一番重要だと思っております。ただ、先程から指摘がありますように、電気につきましては、系統連系の問題とか非常に厳しい状況があります。あるいはバイオマスにつきましても非常にコストの問題で、非常にぎりぎりのところですので、そのあたりをいろんな人のお知恵をかりながら、解決できていけたら、多分環境モデル都市としてPRができるのではないかと思っております。

4番（高村祝次君） そういうことで、やはり農業、農地の今の現状など非常に農家の方は困っていることはたくさんあります。人手がないというのが一番あることですから、やはりそのためには、もう本当に農地は守って、やはり私が言うのは、昔、大規模草地とかいろんな事業でやったところを、それも全部農振地から外せということではないですよ。昔、開墾された補助事業ももらっていない田んぼとか畑をそういうふうにしたらどうですかと言っているわけです。ちゃんと守るべきことは守っていく。だから周りの環境が変わってしまう。大手の会社に来て、何をするかわからないというところはちゃんと農振地に私はかぶせておくべきだというふうに思います。いろんな太陽光も大分下火になってまいりましたけれども、小国は恐らく九電が連系ができれば

太陽光はずっと農振地をはずしたらできたかもしれない。しかし連系ができないために断念した企業はたくさんあるというふうに思います。ですからやはり守る農地をいかに守って、もうその農家の方々ができない田んぼは、町が斡旋して、やれる農家に買う方は買う。作るという人は作って、その後押しも町がやってください。やるべきだと、それがゆくゆくは、町長が目指している環境モデル都市につながっていくというふうに私は思っております。だから、再生エネルギーだけを環境モデル都市ではなくて、やはりそういう周りの山林から、田んぼから、道路からちゃんときれいな町。あの、町長、私ちょっと言いますけれども、私もオレゴン州のポートアイランドに行ったことがあります。ジャージー導入のときにここで泊まりました。アメリカに行って、オレゴン州に、ワシントン州からオレゴン州まで下って、そしてアイダホ州まで行って、20日間牛の買い付けにちょうどクリスマスの前に帰ってきましたので、そのころはちょうど行ったら何というかな、イルミネーションがきれいに飾って、ちょっとこの市は海の入り込んだ市できれいなところで、今でも頭の隅に残っております。そういうところで環境モデル都市の話があったのかなということをおもいますけれども、とにかく小国町中を環境モデル都市とするなら、もう農地からちゃんと困っていることを1つずつかみ砕いて解決していかないと、町長が思うような環境モデル都市は、私はできない。そしてやっぱりそういう環境モデル都市を目指すのなら、全部がそういう農地に困っている人とか、売りたいとか、もう高齢化して後継者もないから売りたいとかいうことをきちっと整理していったら、私は立派な農地ができてくると、手入れもできてくる。要するに耕作放棄地というのは、道路沿いではなくて、道路があって、大型機械も入っていない、狭いということですから、やはり基盤整備もやっていくし、その基盤整備もやはり農家の負担がかからないようにしっかり耕作放棄地をつくらないためには、町がいろいろなアドバイスしながらやっていくという政策をやっていかなければ、私は、環境モデル都市はできないというふうに思っております。

町長、私の考えと違う点があればどうぞ、答弁をお願いいたします。

町長（北里耕亮君） 同じ点を言います。実は、ポートランドという部分でなぜそこで国際フォーラムがあったかという、その60万人ぐらいがいるそういう都市でありますけれども、土地の利用を計画をする都市が、その行政が計画をするという部分でありました。今、お話を聞いておりますと、守るべき農地は守っていく。そして開放という言葉が適切かどうかあれなんです、そういうほかに有効利用ができるような、当然議員がおっしゃったような、草地改良とかさまざまな補助事業が入った農振地は、それはたやすくは外れない。それは農業委員会で議論をしても手続き上、それは難しい部分があります。そして農振地でない農地で、ほかに利用ができるようなそういう部分をいつまでもかたくなに、これは農業にという部分ではなくて、そういう部分は柔軟に非農地化していくと、そして土地の部分を整理していくというのは、私はよろしいのではないかなというふうに思いますし、また、そうあるべきであるというふうに思います。確かに議

員がおっしゃるように集落の人口少し減り、高齢者が多くなって、あとを引き継ぐ方も少なくなると土地は荒れていく一方だと、そのためにパトロールもし、そうならないようにとは思いますが、かたくなにそこをはめ込んで何も使えません。農地で荒れ放題でというのは、やっぱりよくないので、そこはしっかりやっていきたい。そういうことも含めての環境という部分は同じ部分もあるかもしれません。しっかりそのあたりはそれぞれの課はありますけれども、連携をしてやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

4番（高村祝次君） それから今、農家の方はそれぞれイノシシ、シカに悩まされて、非常に駆除はやるけども、なかなか農作物の被害は毎年、毎年あります。ですからやはり私は、今、小国の害虫駆除のやり方も、今、私も罾の免許を持っておりますので、駆除隊に入っております。ほとんどここ去年は全然かけておりませんけれども、駆除隊の話によると、まだ去年の、今年の3月までですか、駆除隊からお金をもらっていないとか、以前に比べると罾の人たちはお金をもらうようになりましてけれども、駆除隊、罾の駆除隊に入っている人はお金をもらっていないという話を聞きます。ですからもう罾をかける人たちは、やはりえさをトウモロコシを買ったりとか、えさをばらまかないと罾のところにイノシシなんかが集まってこないというのが現実ですから、やはりえさを買うにしても、今、トウモロコシの値段ははっきりわかりませんが、かなり高騰しておると。やはりそういうことを考えると、駆除隊とかいうことではなくて、やはり駆除隊あってもやはり捕った人にやるということを、私は再度お願いをいたします。今現状は、どうなっているかということ、産業課長答えなくていいです。もう時間がないからですね。そういうことをもう一度、そういう声が上がっているというのが事実ですから、私に猟友会の方が反発するかもしれませんが、それは反発しても現実はまだ一生懸命捕る人は困っている。困っているのではなくて、お金をもらっていないという声を聞きますので、やっぱり一生懸命えさを買って捕っている人たちに速やかにお金をやるように指導してもらいたいというふうに思います。

それから最後に、上田牧野についてですけれども、先般、月曜日町長も報告がありましたけれども、原告のほう請求は却下したということですが、これは、私は問題が解決したわけではないわけであって、やはりこれは事の始まりというか、覚書とか、上田集会所に行って町の職員の方が8千300万円だったですかね、ああいう数字を自分たちの小国町の土地を買いなさいというようなことを話されて、あれからがおかしくなってきたと私は認識しております。ですからこれは相手がいるというのは、最初からわかった話でして、小国町の認識が足りなかったのが、その土地は南小国の土地ではない。小国の土地である。南小国から言われるようにしたらいけないということをおつたらこの問題は、私は起きてこなかったのではないかなと。どんなに南小国から言われても、それは小国の土地だと、上田満願寺、満願寺の人が出てきたのではなくて、南小国町が出てきた。小国町は上田牧野が出てきた。そういう土地の持ち主の認識の違い

でこの問題が起きてきたというのが事実ではなかろうかと思っております。議員の3人の方、議長、副議長、議運の委員長、やはり一生懸命代表として執行部がしないなら、自ら出て行って尻を叩きながらやってもらいたいというふうに思っておりますが、私は覚書が生きて恐らく南小国はぐずぐずねばって、地籍が終わるまでは解決しないのではないかというような予感はしておりますけれども、私の予感をひっくり返すぐらい町長はじめ3人の方々、担当の総務課長、一生懸命小国の条例にあうような方向に私は持っていきてもらいたいというふうに思います。

町長何か答弁がございましたらお願いいたします。

議長（渡邊誠次君） 御存じでしょうが、持ち時間が約残り5分程度です。

町長（北里耕亮君） それでは短くまとめたいと思いますが、本会議のあとにも報告したときに少し触れましたが、私もこの問題はこれで終わったとは毛頭思っておりません。原告の方の思いも私はわかっているつもりであります。同じ思いをしている部分も一部あります。そこで相手先の南小国町の町長、そして担当課の課長、それから頻りに話をしておりますし、今は議会の議員さん同士での部分まで発展をしております。議員が今、いわれたような部分のそういう部分の共通の思いで成就するように、最大限努力をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

4番（高村祝次君） ぜひ、速やかに解決することを祈っております。

最後になりますけれども、私は、先程町長が防災については自らが自分で守ることが基本であるということを町長と話しましたが、議員の方はそれぞれ執行部に要望とかしましたけれども、今回の地震で西原の人とか長い間消防をされた人が消防団であったけれども、今までマニュアルとかいろんなことを作ってやったけれども、いざその場に来ると何もならないと、やはり自分の命は自分で守るべきだということを言われました。西原の友人も言いました。「こういう地震がきたら、だれがどう言おうとどんときたら一発ですよ。やっぱり自分のことは自分で守らなければ。」ということと言われました。やはりそういう体験をした人は、やっぱり不満ではなくてそういうことを言われます。いろいろ執行部に対し注文をつけるということはまだ幸せと。よかったと。この程度でよかったというふうに私は思います。執行部も非常に大変と思います。いろんなことがあって、町がよくなるためには不満を聞きながら、日夜がんばってもらいたい。私がいつも注文するときには、課長には注文しません。いつも町長です。トップが町長である限りは、町長に私は注文をつけます。ですから、課長はその腕となって、やはりまちづくりをやらなければ、町はよくならないと、私は常日頃から、この課長にはあんまり頼りないという人には電話しません。私から電話がかからない人は、「ああ、つまらないのか。」と今、改めて考えてもらいたい。そういうことで、もう課長が私が言ってさっと動かないときには、その部下に、道路なら道路担当者に電話します。それとやっぱりできあがったときには、「ああ、ありがとう。」とねぎらいます。やはり部落からいろいろ陳情とかするときには、私の名前は一切出しま

せん。それは議員は当たり前だと思います。地区の組長とか、代表者が町に陳情書とか持っていかないと、議員1人で言っているように思われるから、田原から上がるときには、私の名前は全然出てこない。でも私がお願いするのならこそと課長に頼むぞと。課長が聞かないなら部下に頼んでおくぞという私の手口です。だから私から電話がかからない課長は、「ああ、よかった。」と書いていたら大変です。つまらないからかからないということです。そういうことで小国のために課長はいろんな災害があっても苦情は聞きながらがんばってもらいたいと思います。

これで一般質問を終わります。

議長（渡邊誠次君） 予定をしておりました5人の一般質問が終わりました。

これで一般質問は終わります。

ここで暫時休憩をいたします。次は3時55分から再開いたします。

（午後3時44分）

議長（渡邊誠次君） それでは、おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時55分）

議長（渡邊誠次君） 日程第2、「発委第1号 平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る意見書の提出について」を議題といたします。

提出者より発委第1号について、提案理由の説明を求めます。

8番（松崎俊一君） 8番です。提出理由のほう読ませていただきます。

発委第1号

平成28年6月15日

小国町議会議長

渡邊誠次様

提出者

議会運営委員長 松崎俊一

平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条の第6項及び小国町会議規則第14条第3項の規定により提出します。

（提出理由）

この度の熊本地震の復旧・復興には莫大な経費が必要であり、自主財源に乏しい熊本県は、財政的にも危機的な状況に陥ることを懸念して、国に対しての意見書を6月10日の議会で可決し、意見書の提出を用意している。

熊本県議会では、「チーム熊本」として一丸となって特別な財政措置等を国に要望していきたいと考えていることから、熊本県町村議会議長会を通し、小国町議会へ意見書提出の協力依頼がきている。

本町議会でも、熊本県議会同様の意見書を国に対して提出するもの。

以下、3文の意見書(案)というのが届いています。こちらも全部読んだほうがよろしいですかね。

被災者生活再建支援法の改正を求める意見書(案)これが衆議院議長、それから参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣(防災担当)。

それから、平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書(案)につきまして、宛先が、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣。

それから、3枚目、行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書(案)、これが衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、内閣府特命担当大臣(防災担当)となっております。

よろしくをお願いします。

議長(渡邊誠次君) これより、発委第1号について質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) なければ討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

発委第1号、平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る意見書の提出について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(渡邊誠次君) 全員挙手でございます。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

議長(渡邊誠次君) 日程第3、「閉会中の継続審査の件」についてを議題といたします。

議会運営委員長及び総務文教福祉常任委員長並びに産業常任委員長並びに広報特別委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」並びに「総務文教福祉常任委員会の所管事務調査について」及び「産業常任委員会の所管事務調査について」及び「議会広報に関する件について」閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。
それでは、お諮りいたします。

本定例会の会議に付されました事件はすべて議了いたしました。

したがって、小国町議会会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じ、これをもって平成28年第2回小国町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

(午後3時58分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（5番）

署名議員（8番）

会 議 の 顛 末

1. 会議録署名議員の指名

5番 児 玉 智 博 君
8番 松 崎 俊 一 君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を 6月14日から 6月17日までの4日間とする。

1.	承認第 2 号	専決処分事項の承認を求めることについて (専決第 1 号:小国町税条例等の一部を改正する条例) 平成 28 年 6 月 14 日 承 認
1.	承認第 3 号	専決処分事項の承認を求めることについて (専決第 2 号:小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例) 平成 28 年 6 月 14 日 承 認
1.	承認第 4 号	専決処分事項の承認を求めることについて (専決第 3 号:行政不服審査法の施行に伴う関係条例の一部を改正する条例) 平成 28 年 6 月 14 日 承 認
1.	議案第 33 号	小国町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 平成 28 年 6 月 14 日 原案可決
1.	議案第 34 号	小国町教職員住宅管理条例の一部を改正する条例について 平成 28 年 6 月 14 日 原案可決
1.	議案第 35 号	平成 28 年度小国町一般会計補正予算(第 1 号)について 平成 28 年 6 月 14 日 原案可決
1.	議案第 36 号	平成 28 年度小国町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)について 平成 28 年 6 月 14 日 原案可決
1.	議案第 37 号	平成 28 年度小国町簡易水道特別会計補正予算(第 1 号)について 平成 28 年 6 月 14 日 原案可決
1.	議案第 38 号	平成 28 年度小国町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)について 平成 28 年 6 月 14 日 原案可決
1.	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて 平成 28 年 6 月 14 日 適 任
1.	発議第 1 号	ファームロード(町道西里・田原線)の県道移管及び連絡道町道坂下宇土谷線の県による改良整備についての意見書について 平成 28 年 6 月 14 日 原案可決
1.	発委第 1 号	平成 28 年熊本地震からの復旧・復興に係る意見書の提出について 平成 28 年 6 月 16 日 原案可決

《議案外》

平成28年6月14日

1. 議長不信任案の動議について
1. 議員派遣の件について

平成28年6月16日

1. 閉会中の継続審査の件
議会運営委員会
総務文教福祉常任委員会
産業常任委員会
広報特別委員会

に付託

《行政報告》

平成28年6月14日

1. 風力発電に係る裁判経過について
1. 対策本部閉鎖について
1. 南阿蘇への職員派遣について
1. 行政部長会の開催について
1. 参議院戦況の期日前投票について
1. 小国町の消防大会について
1. 自主防災組織の防災訓練について

《一般質問》

(1日目)

1.	熊本震災について	P 1~9
1.	熊本地震と今後の災害対策について	P 9~20
1.	道路脇や水田ののり面、畦畔の除草について	P 20~23
1.	震災後の観光支援について	P 23~25
1.	開発センターの今後について	P 25~28
1.	熊本地震の対応と取り組み及び復興について	P 28~32
1.	農業振興、耕作放棄地について	P 32~34
1.	地区集会所の改修と維持管理について	P 34~35
1.	定住促進策について	P 35~38
1.	熊本地震に伴う保育園、小・中学校のケアについて	P 38~39
1.	国民健康保険税の財源の確保について	P 39~41

(2日目)

1.	住民サービスの取組について	P 1~6
1.	震災後の町の対応について	P 6~11
1.	小国町の防災についての検証について	P 12~20
1.	今までに質問した災害関係の事について	P 21~30

1.	小国町の防災対策について	P 30～38
1.	環境モデル都市計画について	P 39～48
1.	農地の現状と今後について	P 48～50
1.	上田牧野について	P 50～51

小国町議会会議録
平成28年第2回定例会

平成28年6月発行

発行人 小国町議会議長 渡邊 誠 次

編集人 小国町議会議務局長 小田 宣 義

作成 株式会社アクセス

電話(096)372-1010

~~~~~  
小国町役場議会議務局

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原1567-1

電話 (0967) 46-2119